

**今後の幼児教育の教育課程、指導、評価等の
在り方に関する有識者検討会
参考資料集**



目次

1. 幼児教育施設の現状	2
2. 幼稚園教育要領等	10
3. 令和の日本型学校教育、教育振興基本計画	43
4. 幼児教育と小学校教育との接続	54
5. 特別な配慮を必要とする幼児への指導	71
6. 幼稚園における預かり保育と子育ての支援	79
7. 幼児教育の推進体制	86
8. 令和6年度予算案、令和5年度補正予算	95
9. 幼児教育をめぐる動向	109
10. 今後の教育課程、学習指導、学習評価等の在り方に関する有識者検討会	125

1. 幼児教育施設の現状

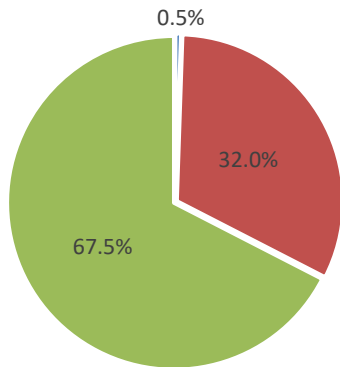
幼稚園の現状

(令和4年5月1日現在)

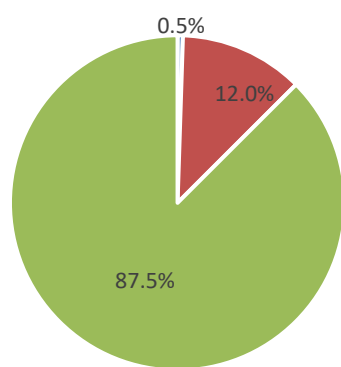
区分		合計		国立		公立		私立	
幼稚園数		9,111 園	100%	49 園	0.5%	2,910 園	32.0%	6,152 園	67.5%
園児数	合計	923,295 人	100%	4,751 人	0.5%	110,766 人	12.0%	807,778 人	87.5%
	3 歳 児	273,187 人	100%	1,214 人	0.4%	23,921 人	8.8%	248,052 人	90.8%
	うち満3歳児入園	67,356 人	100%	1 人	0.0%	227 人	0.3%	67,128 人	99.7%
	4 歳 児	310,873 人	100%	1,742 人	0.6%	38,183 人	12.3%	270,948 人	87.2%
	5 歳 児	339,235 人	100%	1,795 人	0.5%	48,662 人	14.3%	288,778 人	85.1%
教員数(本務者)		87,752 人	100%	357 人	0.4%	14,355 人	16.4%	73,040 人	83.2%

(出典: 令和4年度学校基本調査)

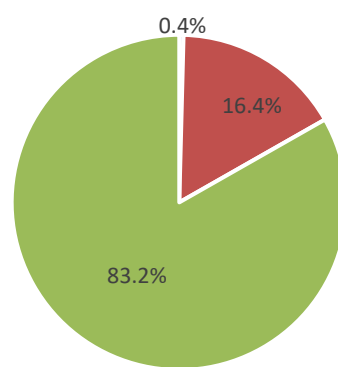
幼稚園数



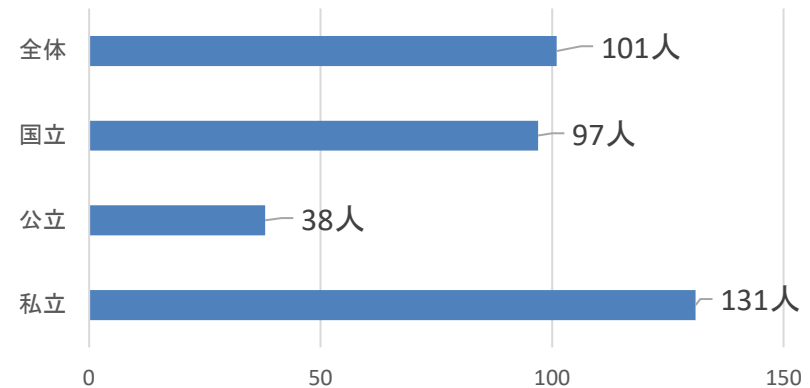
園児数



教員数(本務者)



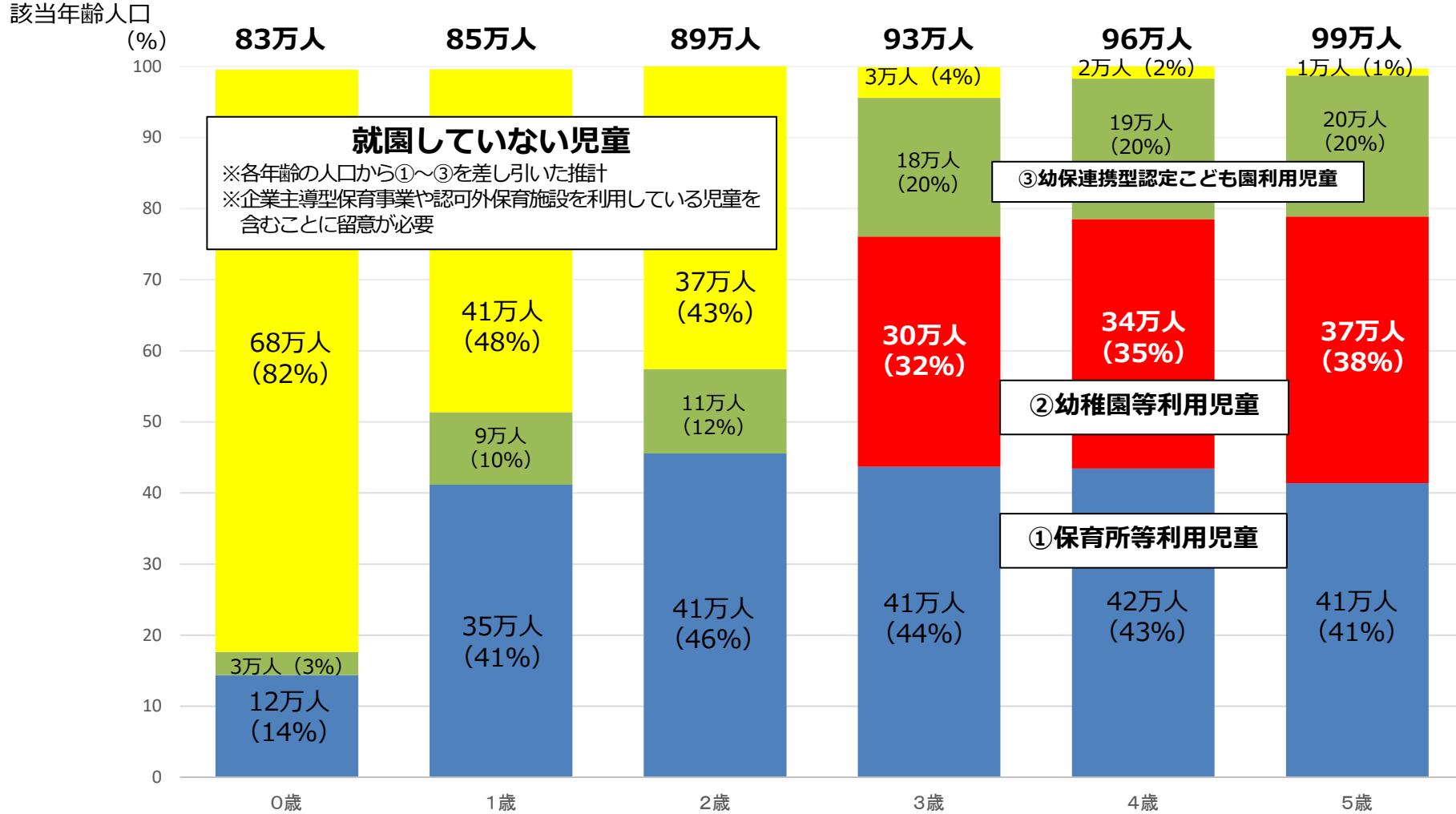
1園あたりの在園児数



■ 国立 ■ 公立 ■ 私立

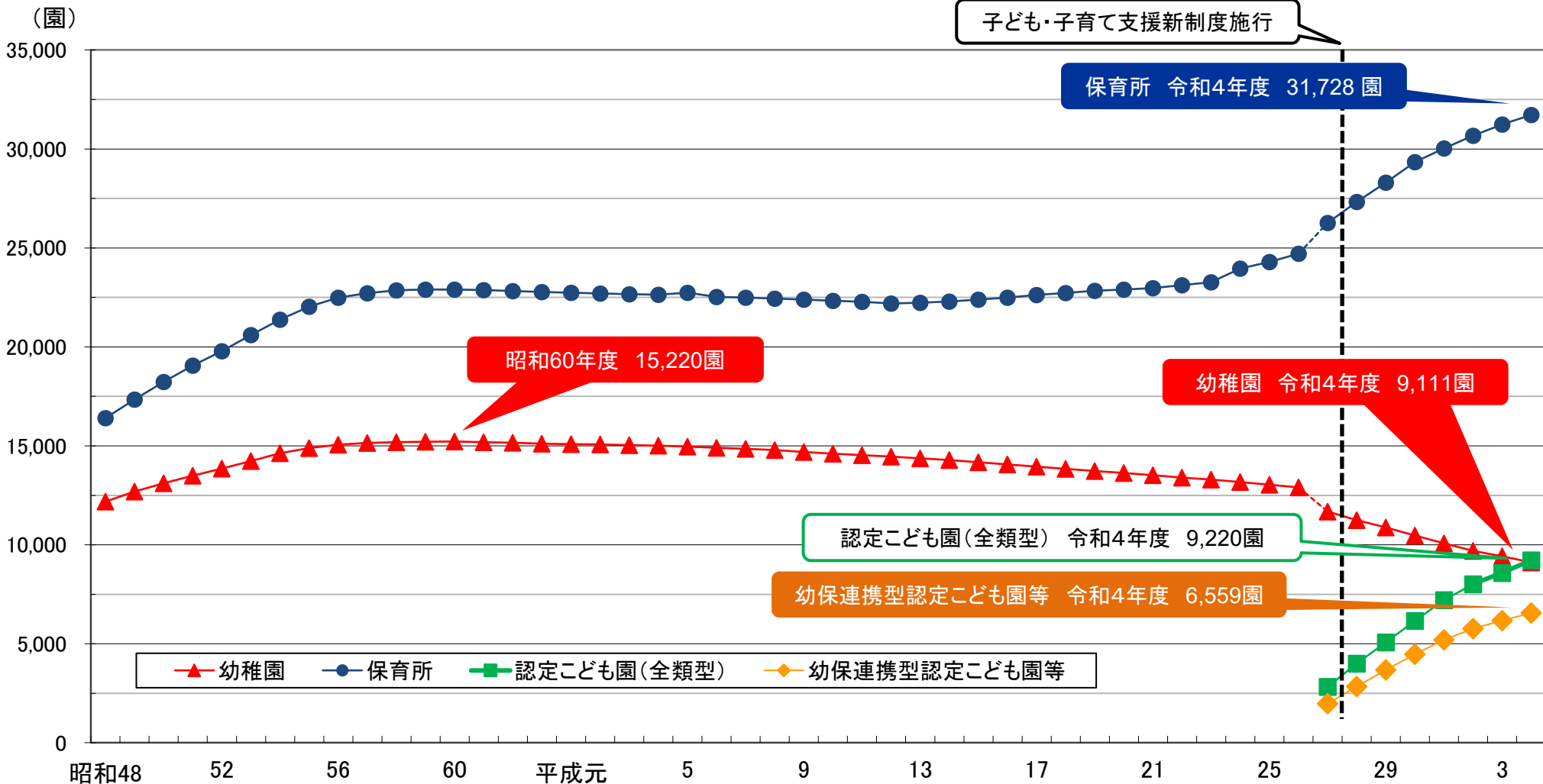
(注) ・「満3歳児入園者数」は、満3歳に達する日以降の翌年度4月1日を待たずに随時入園した者である。
 ・幼稚園数、園児数及び教員数(本務者)は幼稚園型認定こども園も含む。

保育所・幼稚園等の年齢別利用者数及び割合（令和3年度）



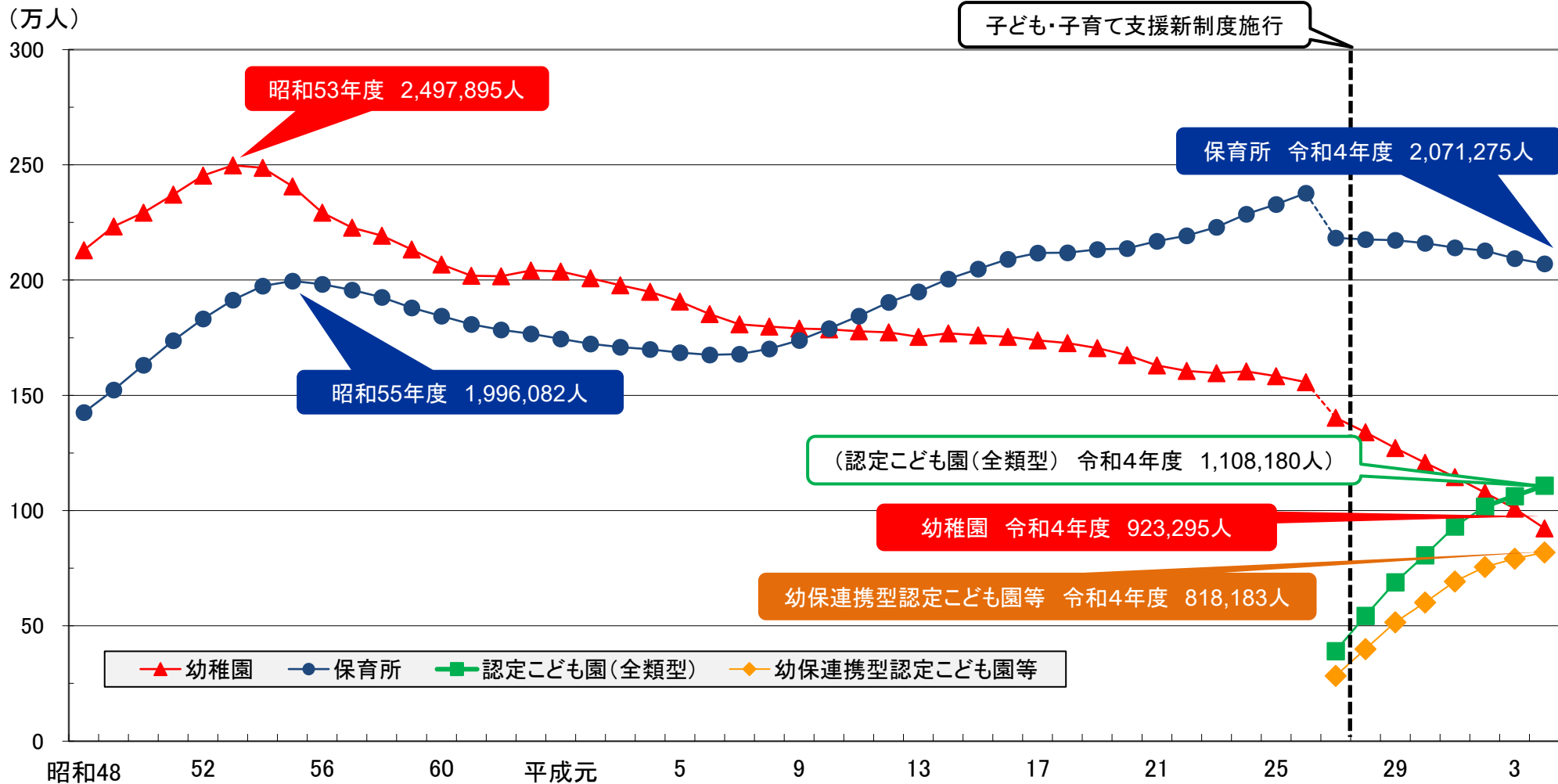
※該当年齢人口は総務省統計局による人口推計年報（令和3年10月1日現在）より。なお、各年齢の数値は、人口推計年報における当該年齢と当該年齢より1歳上の年齢の数値を合計し、2で除して算出したもの。
 ※幼保連携型認定こども園の数値は令和3年度「認定こども園に関する状況調査」（令和3年4月1日現在）より。
 ※「幼稚園」には特別支援学校幼稚部、幼稚園型認定こども園も含む。数値は令和3年度「学校基本調査」（確定値、令和3年5月1日現在）より。
 ※保育所の数値は「待機児童数調査」（令和3年4月1日現在）より。なお、「保育所」には地方裁量型認定こども園、保育所型認定こども園、特定地域型保育事業も含む。4歳と5歳の数値については、「待機児童数調査」の4歳以上の数値を「社会福祉施設等調査」（令和2年10月1日現在）の年齢別の保育所、保育所型認定こども園、地域型保育事業所の利用者数比により按分したもの。
 ※「就園していない児童」は、該当年齢人口から幼稚園在園者数、保育所在園者数及び、幼保連携型認定こども園在園者数を差し引いて推計したものである。このため、企業主導型保育事業や認可外保育施設を利用する児童を含む。
 ※四捨五入の関係により、合計が合わない場合がある。

幼稚園・認定こども園・保育所 施設数年次比較



- (注) ・幼稚園には幼稚園型認定こども園を、保育所には保育所型認定こども園、特定地域型保育事業（※平成27年度より）を含む。
 ・幼保連携型認定こども園等は、幼保連携型認定こども園と地方裁量型認定こども園の合計。
 ・平成27年度より、幼保連携型認定こども園は単一の認可施設。平成26年度以前は、幼稚園及び保育所にそれぞれ算入。
 ・幼稚園の数値は「学校基本調査」（各年5月1日現在）、認定こども園の数値は「認定こども園に関する状況について」（各年4月1日現在）より。
 ・保育所の数値は「保育所等関連状況取りまとめ」（各年4月1日現在）より（※平成26年度より前の数値は「社会福祉施設等調査」（各年10月1日現在）より推計。）

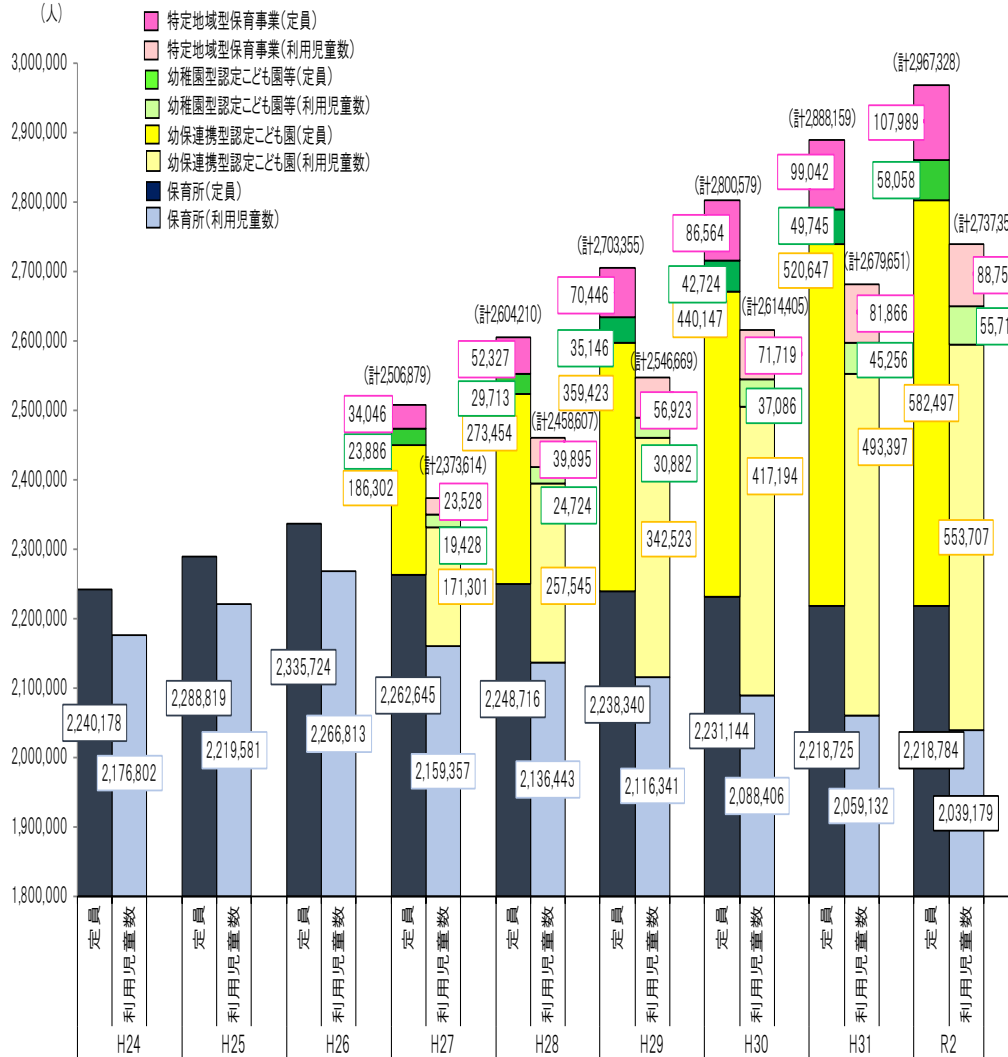
幼稚園・認定こども園・保育所 在園者数年次比較



(注)・幼稚園には幼稚園型認定こども園を保育所には保育所型認定こども園、特定地域型保育事業(※平成27年度より)を含む。
 ・幼保連携型認定こども園等は、幼保連携型認定こども園と地方裁量型認定こども園の合計。
 ・平成27年度より、幼保連携型認定こども園は単一の認可施設。平成26年度以前は、幼稚園及び保育所にそれぞれ算入。
 ・幼稚園の数値は「学校基本調査」(各年5月1日現在)、認定こども園の数値は「認定こども園に関する状況について」(各年4月1日現在)より。
 ・保育所の数値は「保育所等関連状況取りまとめ」(各年4月1日現在)より(※平成26年度より前の数値は「社会福祉施設等調査」(各年10月1日現在)より推計。)。なお、保育所型認定こども園の1号認定子ども(10,443人(令和3年4月1日現在・「認定こども園に関する状況について」より))は含まれていない。

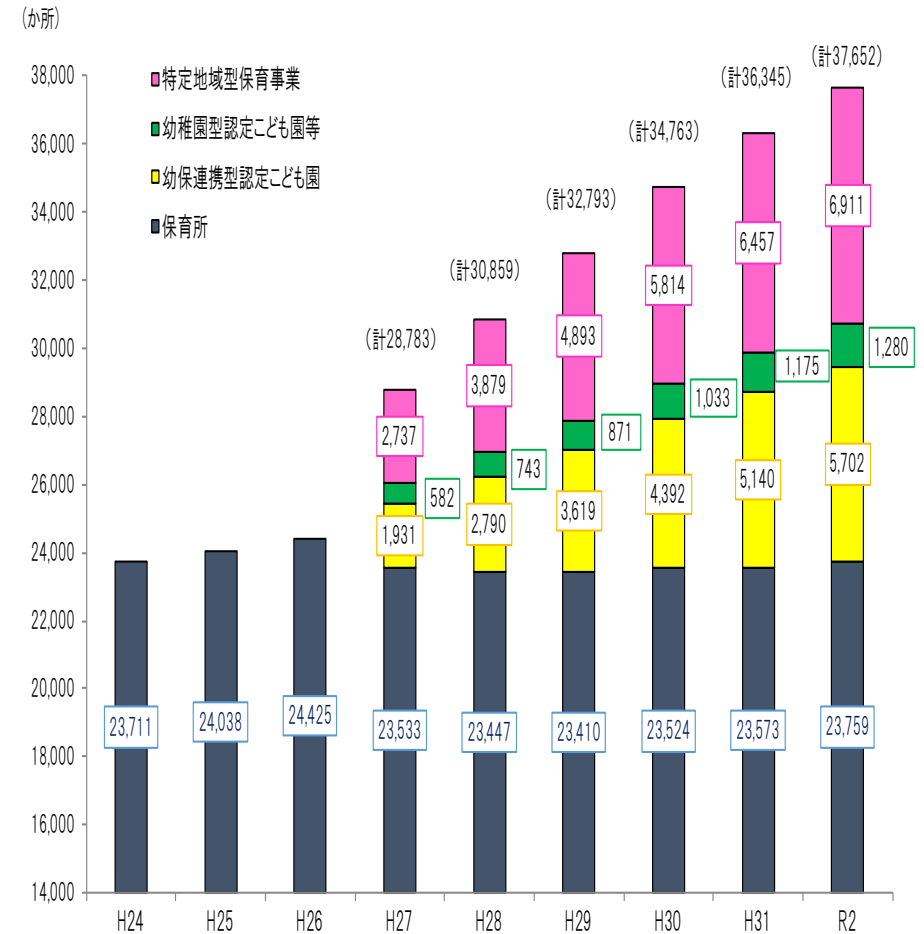
保育所等定員数・利用児童数・保育所等数の推移

○保育所等定員数及び利用児童数の推移



認可定員数 ← | → 利用定員数

○保育所等数の推移



(出典) 26年一福祉行政報告例(厚生労働省大臣官房統計情報部)

24年、25年、27年、28年一厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課調べ
29年～2年一厚生労働省子ども家庭局保育課調べ

認定こども園制度の概要

「認定こども園」とは

➤ **教育・保育を一体的に行う施設**で、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設です。以下の機能を備え、認可・認定の基準を満たす施設は、都道府県等から認可・認定を受けることができます。

- ① 就学前の子どもを、**保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育と保育を一体的に行う機能**
- ② 子育て相談や親子の集いの場の提供等**地域における子育ての支援を行う機能**

「認定こども園」の類型

幼保連携型認定こども園

幼保連携型認定こども園
(学校かつ児童福祉施設)

幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能をあわせ持つ単一の施設として、認定こども園としての機能を果たすタイプ

幼稚園型認定こども園

幼稚園 (学校) | **保育所機能**

幼稚園が、保育を必要とする子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ

保育所型認定こども園

幼稚園機能 | **保育所** (児童福祉施設)

認可保育所が、保育を必要とする子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ

地方裁量型認定こども園

幼稚園機能 + 保育所機能
(認可外保育施設等)

認可保育所以外の保育機能施設等が、保育を必要とする子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的機能を備えることで認定こども園の機能を果たすタイプ

認定こども園の数

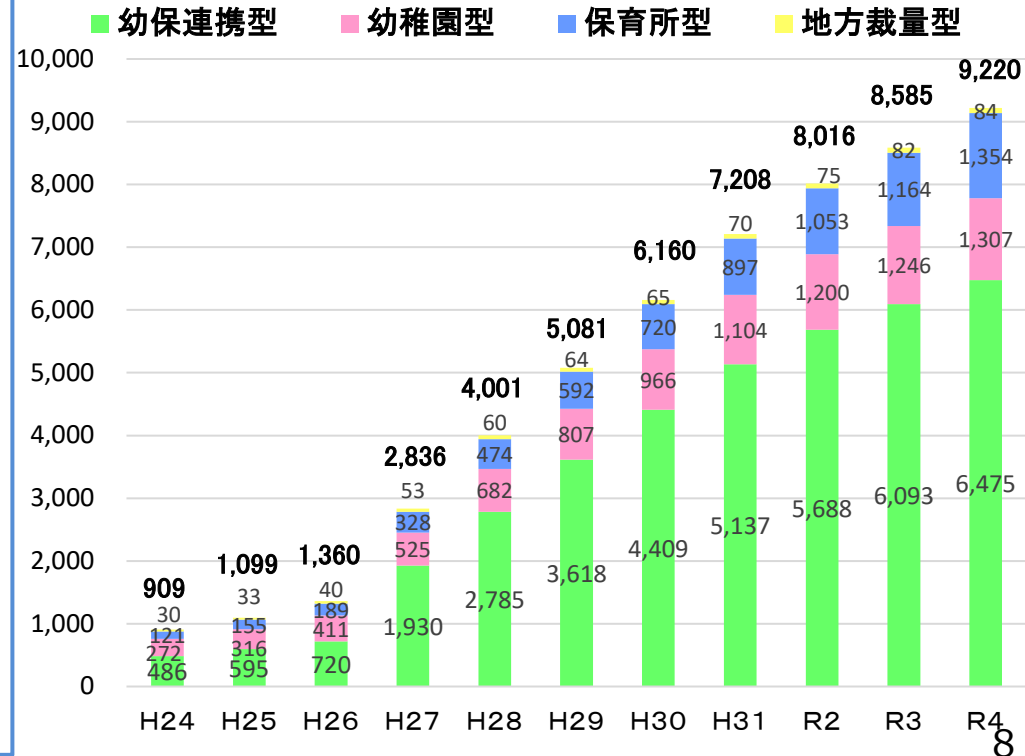
(子ども・子育て本部調べ (令和4年4月1日現在))

園数	(内訳)			
	幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
9,220 R3 (8,585)	6,475 (6,093)	1,307 (1,246)	1,354 (1,164)	84 (82)

【参考】保育所：22,719園、幼稚園：9,111園

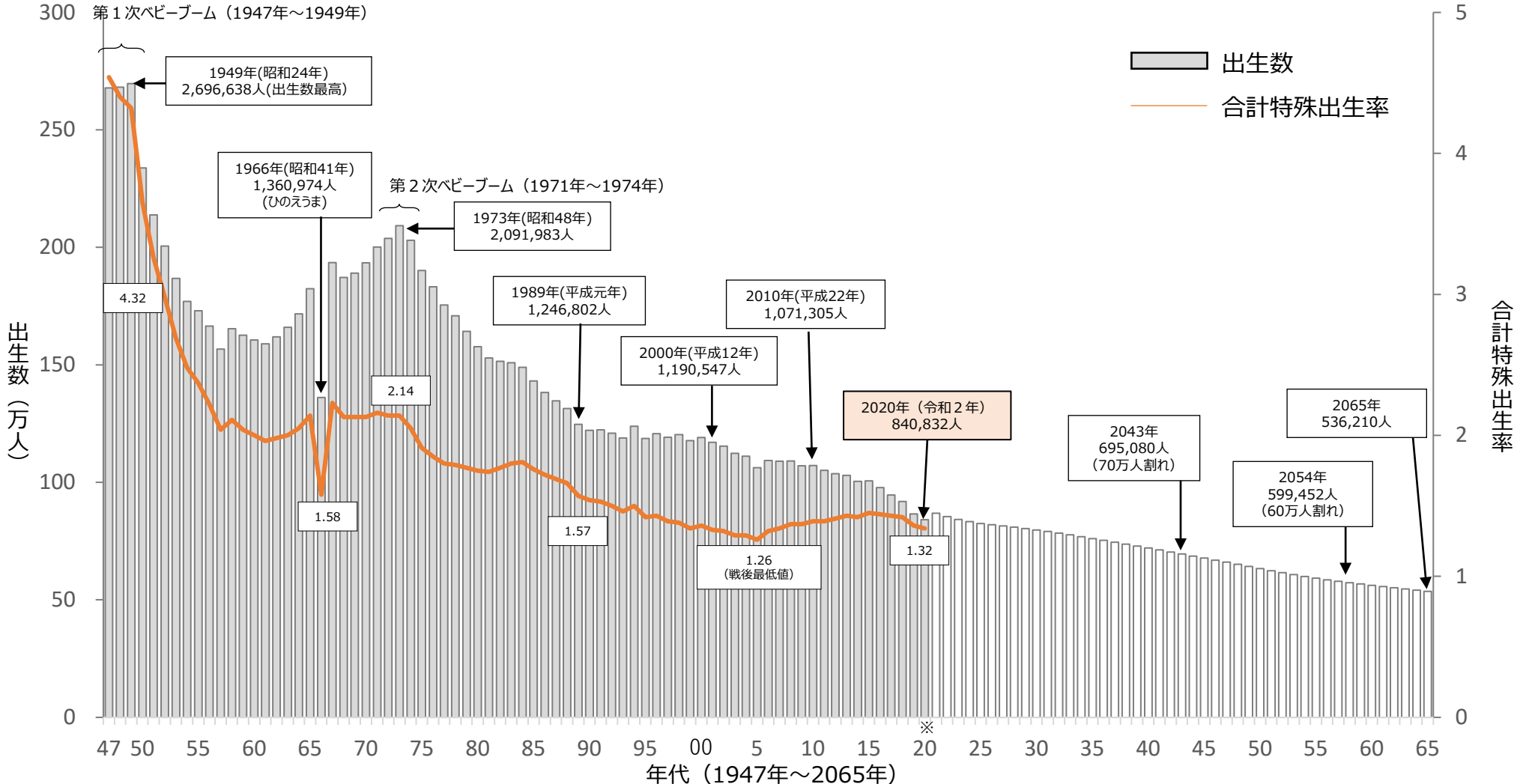
認定こども園数の推移

※棒グラフ下から



出生数及び合計特殊出生率

- 2015年には一度復調したものの、2016年以降減少を続け2020年の出生数（概数）は840,832人で過去最低を記録している。
- 今後も減少傾向は続く予想され、2054年には60万人を割ると予想されている。2065年には2020年における出生数の約2/3に。



※ 2021年以降の推定値は国立社会保障・人口問題研究所「二音の将来推計人口（平成29年推計）（出生中位・死亡中位）」を元に作成。
 ※ 2020年の数値は概数であり、修正を加えた確定数ではないことに留意。
 ※ 1972年以前は沖縄県を含まず。
 ※ 合計特殊出生率は15歳～49歳の女性の年齢別出生率の合計を示す。

2. 幼稚園教育要領等

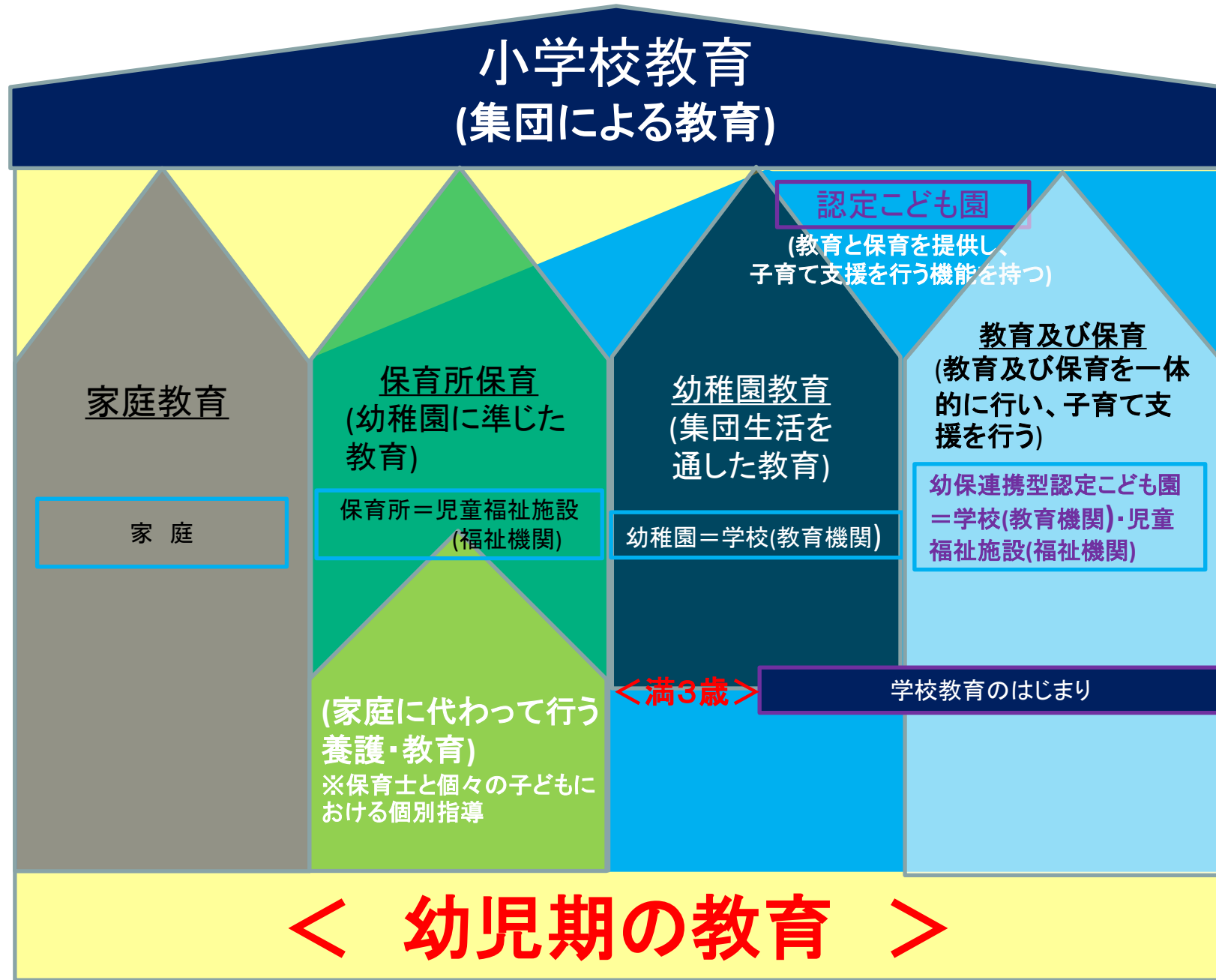
幼児教育に関する主な経過等

平成10年	<ul style="list-style-type: none">・幼稚園、小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校及び養護学校の教育課程の基準の改善について（答申）・幼稚園教育要領改訂
平成17年	<ul style="list-style-type: none">・子どもを取り巻く環境の変化を踏まえた幼児教育の在り方について－子どもの最善の利益のために幼児教育を考える－（答申）
平成18年	<ul style="list-style-type: none">・認定こども園制度開始・幼児教育振興アクションプログラム策定（平成22年度までの方針）・教育基本法改正（幼児期の教育に関する規定の追加）
平成19年	<ul style="list-style-type: none">・学校教育法一部改正（幼稚園の目的及び目標の見直し 等）
平成20年	<ul style="list-style-type: none">・幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について（答申）・幼稚園教育要領改訂・保育所保育指針改定（告示化）
平成22年	<ul style="list-style-type: none">・幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方について（報告）
平成26年	<ul style="list-style-type: none">・幼保連携型認定こども園教育・保育要領制定
平成27年	<ul style="list-style-type: none">・子ども・子育て支援新制度（新たな幼保連携型認定こども園制度を含む）開始
平成28年	<ul style="list-style-type: none">・幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）
平成29年	<ul style="list-style-type: none">・幼稚園教育要領、保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領改訂（育みたい資質・能力、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿の明確化 等）
令和元年	<ul style="list-style-type: none">・幼児教育・保育の無償化（平成26年度以降、段階的に無償化）
令和2年	<ul style="list-style-type: none">・幼児教育の質の向上について（中間報告）
令和3年	<ul style="list-style-type: none">・「令和の日本型学校教育」の構築を目指して（答申）・教育再生実行会議第十二次提言「ポストコロナ期における新たな学びの在り方について」・新たな時代を担う人材育成と研究力の強化について(経済財政諮問会議)(幼児教育スタートプラン公表)・中央教育審議会 初等中等教育分科会 幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会 設置
令和5年	<ul style="list-style-type: none">・学びや生活の基盤をつくる幼児教育と小学校教育の接続について～幼保小の協働による架け橋期の教育の充実～（中央教育審議会初等中等教育分科会幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会）

教育基本法 ～「幼児期の教育」関係部分抜粋～

（幼児期の教育）

第11条 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。



<参考> 幼稚園教育要領・保育所保育指針・
幼保連携型認定こども園教育・保育要領の関連性（イメージ）

認定こども園法等

幼保連携型認定こども園（教育及び保育）
幼保連携型認定こども園教育・保育要領

※大綱：ある事柄の根本となるもの。おおもと。
大づかみにとらえた内容。大要。

整合性

整合性

大綱化

保育所（保育）
保育所保育指針

幼稚園（教育）
幼稚園教育要領

一層の整合性

児童福祉法等

学校教育法等

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十条第2項

○ 幼稚園教育要領及び保育所保育指針との整合性の確保

○ 小学校における教育との円滑な接続に配慮

(参考) 3要領・指針に関する法令上の規定

幼稚園教育要領 (文部科学省告示)

■学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)

第二十五条 幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項は、第二十二條及び第二十三條の規定に従い、文部科学大臣が定める。

② **文部科学大臣は、前項の規定により幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項を定めるに当たっては、**児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第四十五条第二項の規定により**児童福祉施設に関して内閣府令で定める基準**(同項第三号の保育所における保育の内容に係る部分に限る。)並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第十条第一項の規定により**主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項との整合性の確保に配慮**しなければならない。

③ 文部科学大臣は、第一項の幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項を定めるときは、あらかじめ、**内閣総理大臣に協議**しなければならない。

■学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)

第三十八条 幼稚園の教育課程その他の保育内容については、この章に定めるもののほか、教育課程その他の保育内容の基準として文部科学大臣が別に公示する幼稚園教育要領によるものとする。

保育所保育指針 (内閣府告示)

■児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)

第四十五条 都道府県は、児童福祉施設の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保するものでなければならない。

② 都道府県が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については内閣府令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については内閣府令で定める基準を参酌するものとする。

一、二 (略)

三 児童福祉施設の運営に関する事項であつて、保育所における保育の内容その他児童(助産施設にあつては、妊産婦)の適切な処遇の確保及び秘密の保持、妊産婦の安全の確保並びに児童の健全な発達に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの

③ **内閣総理大臣は、前項の内閣府令で定める基準**(同項第三号の保育所における保育の内容に関する事項に限る。)を定めるに当たっては、学校教育法第二十五条第一項の規定により文部科学大臣が定める**幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項並びに認定こども園法第十条第一項の規定により主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項との整合性の確保並びに小学校及び義務教育学校における教育との円滑な接続に配慮**しなければならない。

④ 内閣総理大臣は、前項の内閣府令で定める基準を定めるときは、あらかじめ、**文部科学大臣に協議**しなければならない。

⑤、⑥ (略)

■児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和二十三年厚生省令第六十三号)

(保育の内容)

第三十五条 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、内閣総理大臣が定める指針に従う。

幼保連携型認定こども園教育・保育要領 (内閣府・文部科学省告示)

■就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)

(教育及び保育の内容)

第十条 幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項は、第二条第七項に規定する 目的及び前条に規定する目標に従い、**主務大臣が定める。**

2 **主務大臣が前項の規定により幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項を定めるに当たっては、**幼稚園教育要領及び児童福祉法第四十五条第二項の規定に基づき**児童福祉施設に関して内閣府令で定める基準**(同項第三号に規定する保育所における保育の内容に係る部分に限る。)との**整合性の確保**並びに**小学校**(学校教育法第一条に規定する小学校をいう。)**及び義務教育学校**(学校教育法第一条に規定する義務教育学校をいう。)**における教育との円滑な接続に配慮**しなければならない。

3 幼保連携型認定こども園の設置者は、第一項の教育及び保育の内容に関する事項を遵守しなければならない。

(教育及び保育の内容)

【→幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に係る規定】

第六条 第三条第一項又は第三項の認定を受けた施設及び同条第十一項の規定による公示がされた施設の設置者は、当該施設において教育又は保育を行うに当たっては、第十条第一項の幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項を踏まえて行わなければならない。

(主務大臣等)

第三十六条 この法律における主務大臣は、内閣総理大臣及び文部科学大臣とする。

2 この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

各要領・指針の変遷

時期	幼保連携型認定こども園教育・保育要領	幼稚園教育要領	保育所保育指針
昭和23年3月		保育要領（文部省刊行）※	
25年9月			保育所運営要領（厚生省編集）
27年3月			保育指針（厚生省編集）
31年2月		幼稚園教育要領（文部省編集）	
（幼）39年3月 （保）40年8月		幼稚園教育要領（文部省告示）	保育所保育指針（厚生省編集）
（幼）平成元年3月 （保）2年3月		幼稚園教育要領（文部省告示） <ul style="list-style-type: none"> 環境を通して行うものであることを「幼稚園教育の基本」として明示 6領域を5領域に再編成し整理 など 	保育所保育指針（厚生省編集） <ul style="list-style-type: none"> 養護的機能を明確化するため、全年齢を通じて入所児童の生命の保持、情緒の安定に関わる事項を記載。 6領域を5領域に再編成し整理 など
（幼）10年12月 （保）11年10月		幼稚園教育要領（文部省告示） <ul style="list-style-type: none"> 教師が計画的に環境を構成すべきことや活動の場面に応じて様々な役割を果たすべきことを明確化 「生きる力の基礎を育てる」ことの記述 など 	保育所保育指針（厚生省編集） <ul style="list-style-type: none"> 地域子育て支援の役割を明記 「生きる力の基礎を育てる」ことを記述 など
20年3月	平成27年の子ども・子育て支援新制度のスタートに向けて策定	20年3月28日同日に告示・平成21年4月1日実施	
		幼稚園教育要領（文部科学省告示） <ul style="list-style-type: none"> 幼小の円滑な接続を図るため、規範意識や思考力の芽生えなどに関する指導を充実 いわゆる預かり保育及び子育ての支援の基本的な考え方を記述 など 	保育所保育指針（厚労省告示） <ul style="list-style-type: none"> 保育所の役割（目的・理念、子どもの保育と保護者への支援など）、保育士の業務、保育所の社会的責任の明確化 など
26年4月	幼保連携型認定こども園教育・保育要領（内閣府・文科省・厚労省共同告示）	29年3月31日同日に告示・平成30年4月1日実施 ＜内容について一層の整合性を図っている＞	
29年3月	幼保連携型認定こども園教育・保育要領（内閣府・文科省・厚労省共同告示）	幼稚園教育要領（文部科学省告示）	保育所保育指針（厚労省告示）

※国として作成した最初の幼稚園・保育所・家庭における幼児教育の手引（手引書的性格の試案）

環境を通して行うものであること

幼保連携型認定こども園教育・保育要領

第1章 総則

第1 幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本及び目標等

1 幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本

乳幼児期の教育及び保育は、子どもの健全な心身の発達を図りつつ生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼保連携型認定こども園における教育及び保育は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第7項に規定する目的及び第9条に掲げる目標を達成するため、乳幼児期全体を通して、その特性及び保護者や地域の実態を踏まえ、環境を通して行うものであることを基本とし、家庭や地域での生活を含めた園児の生活全体が豊かなものとなるように努めなければならない。

幼稚園教育要領

第1章 総則

第1 幼稚園教育の基本

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼稚園教育は、学校教育法に規定する目的及び目標を達成するため、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行うものであることを基本とする。

第1章 総則

1 保育所保育に関する基本原則

(1) 保育所の役割

イ 保育所は、その目的を達成するために、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育所における環境を通して、養護及び教育を一体的に行うことを特性としている。

※環境とは物的な環境だけでなく、人や物、自然事象などを含めた周りの環境全て

※計画的に環境を構成することが求められる

(幼保連携型認定こども園教育・保育要領 第1章総則 第1 3)
(幼稚園教育要領 第1章総則 第2)(保育所保育指針 第1章総則 4)

○生きる力の基礎を育むため、次に掲げる資質・能力を一体的に育むことを記載

- (1) 豊かな体験を通じて、感じたり、気付いたり、分かったり、できるようになったりする「知識及び技能の基礎」
- (2) 気付いたことや、できるようになったことなどを使い、考えたり、試したり、工夫したり、表現したりする「思考力、判断力、表現力等の基礎」
- (3) 心情、意欲、態度が育つ中で、よりよい生活を営もうとする「学びに向かう力、人間性等」

幼児教育の質保障

- 幼児期の教育は「教育基本法」において、「生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なもの」とされている。

教育基本法（抄）（平成18年12月22日公布・施行）

第十一条

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。

- 幼児教育から義務教育、高等学校教育までを見通して、生活や学習に必要な資質・能力が育まれるよう、幼児教育段階では次のような点について、施設類型を問わずに共通に告示している。
 - ・次に掲げる資質・能力の基礎を一体的に育むことを明示。



- ・小学校以上の教職員との連携や、地域、家庭等との連携の手がかりとするため、幼児期の終わりまでに育ってほしい具体的な姿を明確化。

小学校・中学校・高等学校学習指導要領改訂の考え方

新しい時代に必要となる資質・能力の育成と、学習評価の充実

学びを人生や社会に生かそうとする
学びに向かう力・人間性の涵養

生きて働く知識・技能の習得

未知の状況にも対応できる
思考力・判断力・表現力等の育成

何ができるようになるか

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を共有し、
社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む

「社会に開かれた教育課程」の実現

各学校における「カリキュラム・マネジメント」の実現

何を学ぶか

新しい時代に必要となる資質・能力を踏まえた
教科・科目等の新設や目標・内容の見直し

小学校の外国語教育の教科化、高校の新科目「公共」の
新設など

各教科等で育む資質・能力を明確化し、目標や内容を構造
的に示す

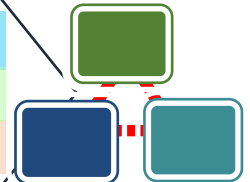
どのように学ぶか

主体的・対話的で深い学び（「アクティブ・
ラーニング」）の視点からの学習過程の改善

生きて働く知識・技能の習得
など、新しい時代に求めら
れる資質・能力を育成

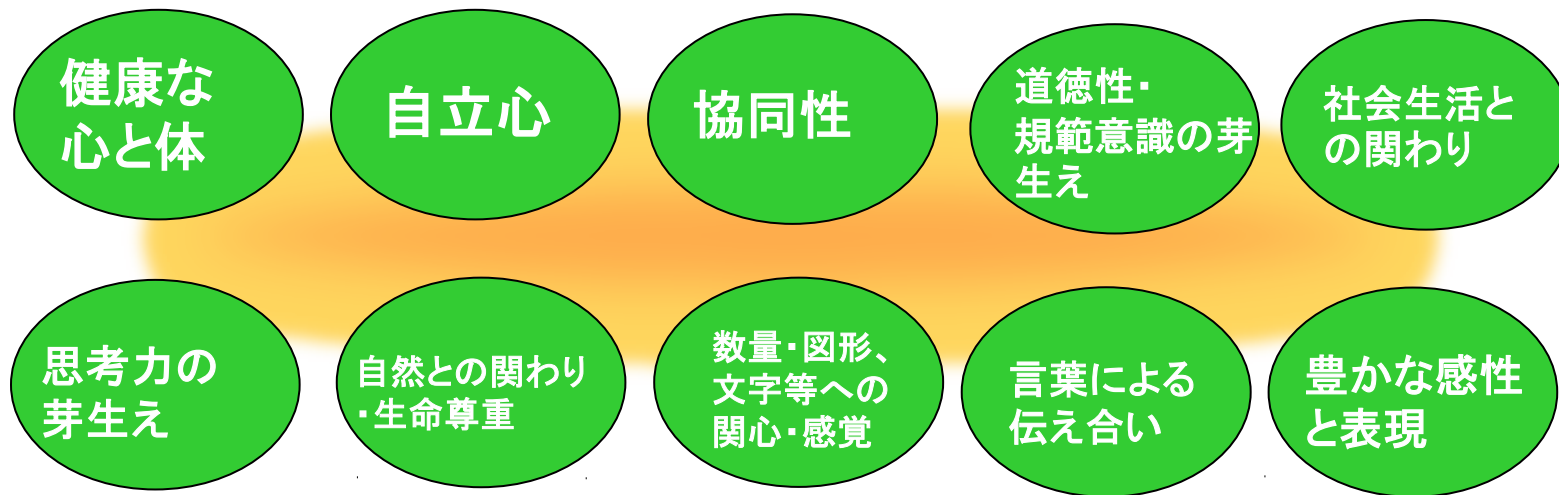
知識の量を削減せず、質の
高い理解を図るための学習
過程の質的改善

主体的な学び
対話的な学び
深い学び



○「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を明確化

5領域のねらい及び内容に基づく活動全体を通して資質・能力が育まれている幼児の具体的な姿であり、教師が指導を行う際に考慮するものである



幼保連携型認定こども園・幼稚園・保育所の職員と小学校の教員が持つ5歳児修了時の姿が共有化されることにより、小学校教育との接続の一層の強化が図られることを期待。

「幼児期の終わりまで育ってほしい姿」が到達すべき目標ではないことや、個別に取り出されて指導するものではないことに留意が必要。

小学校教育との接続について

幼児期の終わりまでに育ってほしい姿

(1) 健康な心と体

【幼保連携型認定こども園における生活、幼稚園生活、保育所の生活】の中で、充実感をもって自分のやりたいことに向かって心と体を十分に働かせ、見通しをもって行動し、自ら健康で安全な生活をつくり出すようになる。

(2) 自立心

身近な環境に主体的に関わり様々な活動を楽しむ中で、しなければならないことを自覚し、自分の力で行うために考えたり、工夫したりしながら、諦めずにやり遂げることで達成感を味わい、自信をもって行動するようになる。

(3) 協同性

友達と関わる中で、互いの思いや考えなどを共有し、共通の目的の実現に向けて、考えたり、工夫したり、協力したりし、充実感をもってやり遂げるようになる。

(4) 道徳性・規範意識の芽生え

友達と様々な体験を重ねる中で、してよいことや悪いことが分かり、自分の行動を振り返ったり、友達の気持ちに共感したりし、相手の立場に立って行動するようになる。また、きまりを守る必要性が分かり、自分の気持ちを調整し、友達と折り合いを付けながら、きまりをつくったり、守ったりするようになる。

(5) 社会生活との関わり

家族を大切にしようとする気持ちをもつとともに、地域の身近な人と触れ合う中で、人との様々な関わり方に気付き、相手の気持ちを考えて関わり、自分が役に立つ喜びを感じ、地域に親しみをもつようになる。また、【幼保連携型認定こども園内外、幼稚園内外、保育所内外】の様々な環境に関わる中で、遊びや生活に必要な情報を取り入れ、情報に基づき判断したり、情報を伝え合ったり活用したりするなど、情報を役立てながら活動するようになるとともに、公共の施設を大切に利用するなどして、社会とのつながりなどを意識するようになる。

(6) 思考力の芽生え

身近な事象に積極的に関わる中で、物の性質や仕組みなどを感じ取ったり、気付いたりし、考えたり、予想したり、工夫したりするなど、多様な関わりを楽しむようになる。また、友達の様々な考えに触れる中で、自分と異なる考えがあることに気付き、自ら判断したり、考え直したりするなど、新しい考えを生み出す喜びを味わいながら、自分の考えをよりよいものにするようになる。

(7) 自然との関わり・生命尊重

自然に触れて感動する体験を通して、自然の変化などを感じ取り、好奇心や探究心をもって考え言葉などで表現しながら、身近な事象への関心が高まるとともに、自然への愛情や畏敬の念をもつようになる。また、身近な動植物に心を動かされる中で、生命の不思議さや尊さに気付き、身近な動植物への接し方を考え、命あるものとしていたわり、大切にす気持ちをもって関わるようになる。

(8) 数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚

遊びや生活の中で、数量や図形、標識や文字などに親しむ体験を重ねたり、標識や文字の役割に気付いたりし、自らの必要感に基づきこれらを活用し、興味や関心、感覚をもつようになる。

(9) 言葉による伝え合い

【保育教諭等、先生、保育士等】や友達と心を通わせる中で、絵本や物語などに親しみながら、豊かな言葉や表現を身に付け、経験したことや考えたことなどを言葉で伝えたり、相手の話を注意して聞いたりし、言葉による伝え合いを楽しむようになる。

(10) 豊かな感性と表現

心を動かす出来事などに触れ感性を働かせる中で、様々な素材の特徴や表現の仕方などに気付き、感じたことや考えたことを自分で表現したり、友達同士で表現する過程を楽しんだりし、表現する喜びを味わい、意欲をもつようになる。

小学校教育との接続について

【各要領・指針における記述】

幼保連携型認定こども園教育・保育要領 第1章総則 第2 1 (5)
幼稚園教育要領 第1章総則 第3 5 (2)
保育所保育指針 第2章保育の内容 4 (2)

幼保連携型認定こども園の教育及び保育において育まれた資質・能力（※幼稚園教育要領では「幼稚園教育において育まれた資質・能力」、保育所保育指針では、「保育所保育において育まれた資質・能力」）を踏まえ、小学校教育が円滑に行われるよう、小学校の教師との意見交換や合同の研究の機会などを設け、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有するなど連携を図り、幼保連携型認定こども園における教育及び保育（※幼稚園教育要領では「幼稚園教育」、保育所保育指針では、「保育所保育」）と小学校教育との円滑な接続を図るよう努めるものとする。

○幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の重要性を記載

<参考>

小学校学習指導要領

第1章 総則

第2 教育課程の編成

4 学校段階等間の接続

教育課程の編成に当たっては、次の事項に配慮しながら、学校段階等間の接続を図るものとする。

- (1) 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を踏まえた指導を工夫することにより、幼稚園教育要領等(※)に基づく幼児期の教育を通して育まれた資質・能力を踏まえて教育活動を実施し、児童が主体的に自己を発揮しながら学びに向かうことが可能となるようにすること。

また、低学年における教育全体において、例えば生活科において育成する自立し生活を豊かにしていくための資質・能力が、他教科等の学習においても生かされるようにするなど、教科等間の関連を積極的に図り、幼児期の教育及び中学年以降の教育との円滑な接続が図られるよう工夫すること。特に、小学校入学当初においては、幼児期において自発的な活動としての遊びを通して育まれてきたことが、各教科等における学習に円滑に接続されるよう、生活科を中心に、合科的・関連的な指導や弾力的な時間割の設定など、指導の工夫や指導計画の作成を行うこと。

※幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針を「幼稚園教育要領等」としている。

<参考>

小学校学習指導要領

第2章 各教科

第5節 生活

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (4) 他教科等との関連を積極的に図り、指導の効果を高め、低学年における教育全体の充実を図り、中学年以降の教育へ円滑に接続できるようにするとともに、幼稚園教育要領等に示す幼児期の終わりまでに育ってほしい姿との関連を考慮すること。特に、小学校入学当初においては、幼児期における遊びを通じた総合的な学びから他教科等における学習に円滑に移行し、主体的に自己を発揮しながら、より自覚的な学びに向かうことが可能となるようにすること。その際、生活科を中心とした合科的・関連的な指導や、弾力的な時間割の設定を行うなどの工夫をすること。

※生活科以外の教科においても、低学年において、幼稚園教育要領等に示す幼児期の終わりまでに育ってほしい姿との関連を考慮することが記載がされている。

〇3歳以上のねらい及び内容について、一層の整合性を図る

幼稚園教育要領

前文

第1章 総則

- 第1 幼稚園教育の基本
- 第2 幼稚園教育において育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育って欲しい姿」
- 第3 教育課程の役割と編成等
- 第4 指導計画の作成と幼児理解に基づいた評価
- 第5 特別な配慮を必要とする幼児への指導
- 第6 幼稚園運営上の留意事項
- 第7 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動など

第2章 ねらい及び内容

健康
人間関係
環境
言葉
表現

第3章 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項

幼保連携型認定こども園教育・保育要領

第1章 総則

- 第1 幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本及び目標等
- 第2 教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画等
- 第3 幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項

第2章 ねらい及び内容並びに配慮事項

- 第1 乳児期の園児の保育に関するねらい及び内容
- 第2 満1歳以上満3歳未満の園児の保育に関するねらい及び内容
- 第3 満3歳以上の園児の教育及び保育に関するねらい及び内容
- 第4 教育及び保育の実施に関する配慮事項

第3章 健康及び安全

- 第1 健康支援
- 第2 食育の推進
- 第3 環境及び衛生管理並びに安全管理
- 第4 災害への備え

第4章 子育ての支援

- 第1 子育ての支援全般に関わる事項
- 第2 幼保連携型認定こども園の園児の保護者に対する子育ての支援
- 第3 地域における子育て家庭の保護者等に対する支援

保育所保育指針

第1章 総則

- 1 保育所保育に関する基本原則
- 2 養護に関する基本的事項
- 3 保育の計画及び評価
- 4 幼児教育を行う施設として共有すべき事項

第2章 保育の内容

- 1 乳児保育に関わるねらい及び内容
- 2 1歳以上3歳未満児の保育に関わるねらい及び内容
- 3 3歳以上児の保育に関するねらい及び内容
- 4 保育の実施に関して留意すべき事項

第3章 健康及び安全

- 1 子どもの健康支援
- 2 食育の推進
- 3 環境及び衛生管理並びに安全管理
- 4 災害への備え

第4章 子育て支援

- 1 保育所における子育て支援に関する基本的事項
- 2 保育所を利用している保護者に対する子育て支援
- 3 地域の保護者等に対する子育て支援

第5章 職員の資質向上

- 1 職員の資質向上に関する基本的事項
- 2 施設長の責務
- 3 職員の研修等
- 4 研修の実施体制等

発達の側面からまとめた5つの領域

心身の健康に関する領域

健康：健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。

人との関わりに関する領域

人間関係：他の人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人と関わる力を養う。

身近な環境との関わりに関する領域

環境：周囲の様々な環境に好奇心や探究心をもって関わり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う。

言葉の獲得に関する領域

言葉：経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う。

感性と表現に関する領域

表現：感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする。

5つの領域 教育内容の改善・充実

近年の子供の育ちをめぐる環境の変化等を踏まえ、以下の事項を改善・充実。

健康：多様な動きを経験する中で、体の動きを調整するようにすること。

人間関係：諦めずにやり遂げることの達成感や前向きな見通しをもって自分の力で行うことの充実感を味わうことができるようにすること。

環境：正月、わらべうたや伝統的な遊びなど我が国や地域社会における様々な文化や伝統に親しむこと。

言葉：言葉の響きやリズム、新しい言葉や表現などに触れ、これらを使う楽しさを味わえるようにすること。

表現：豊かな感性を養う際に、風の音や雨の音、身近にある草や花の形や色など自然の中にある音、形、色などに気付くようにすること。

育みたい資質・能力と5領域と「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の関係

幼稚園教育要領における記載だが、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領においても、考え方は同じ

第1章 総則

第2 幼稚園教育において育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」

1 幼稚園においては、生きる力の基礎を育むため、この章の第1に示す幼稚園教育の基本を踏まえ、次に掲げる資質・能力を一体的に育むよう努めるものとする。

(略)

育てたいのは資質・能力（一体的に育む／努める）

2 1に示す資質・能力は、第2章に示すねらい及び内容に基づく活動全体によって育むものである。

こうした活動全体を通して、資質・能力は育まれていく

3 次に示す「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、第2章に示すねらい及び内容に基づく活動全体を通して資質・能力が育まれている幼児の幼稚園修了時の具体的な姿であり、教師が指導を行う際に考慮するものである。

資質・能力が育っていくと、幼児の姿（「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」等）としてあらわれてくる。

幼稚園教育要領等の変遷

昭和
23年
刊行

保育要領(文部省刊行)

- ・国として作成した最初の幼稚園・保育所・家庭における幼児教育の手引(手引書性格の試案)
- ・幼児期の発達の特質、生活指導、生活環境等について解説
- ・保育内容を「楽しい幼児の経験」として12項目に分けて示す

昭和
31年
刊行

幼稚園教育要領(文部省編集)

(実施) 昭和31年4月1日実施

- ・幼稚園の教育課程の基準としての性格を踏まえた改善
- ・学校教育法に掲げる目的・目標にしたがい、教育内容を「**望ましい経験**」(6領域(健康、社会、自然、言語、音楽リズム、**絵画制作**))として示す
- ・小学校との一貫性を配慮

昭和
39年
改訂

幼稚園教育要領(文部省告示)

(実施) 昭和39年4月1日実施

- ・幼稚園教育の課程の基準として確立(初の告示化)
- ・教育内容を精選し、原則として幼稚園修了までに幼児に指導することを「**望ましいねらい**」として明示
- ・6領域にとらわれない総合的な経験や活動により「ねらい」が達成されるものであることを明示
- ・「指導及び指導計画作成上の留意事項」を示し、幼稚園教育の独自性を一層明確化

平成
元年
改訂

幼稚園教育要領(文部省告示)

(実施) 平成2年4月1日実施

- ・「幼稚園教育は、幼児期の特性を踏まえ環境を通して行うものである」ことを「**幼稚園教育の基本**」として明示
- ・幼稚園生活の全体を通してねらいが総合的に達成されるよう、具体的な教育目標を示す「**ねらい**」とそれを達成するための教師が指導する「**内容**」を区別し、その関係を明確化
- ・6領域を**5領域(健康、人間関係、環境、言葉、表現)**に再編成し整理

平成
10年
改訂

幼稚園教育要領(文部省告示)

(実施) 平成12年4月1日実施

- ・教師が計画的に環境を構成すべきことや活動の場面に応じて様々な**役割**を果たすべきことを明確化
- ・教育課程を編成する際には、自我が芽生え、他者の存在を意識し、自己を抑制しようとする気持ちが生まれる幼児期の発達の特性を踏まえることを明示
- ・各領域の「留意事項」について、その内容の重要性を踏まえ、その名称を「**内容の取扱い**」に変更
- ・「指導計画作成上の留意事項」に、小学校との連携、子育て支援活動、預かり保育について明示

平成
20年
改訂

幼稚園教育要領(文部科学省告示)

(実施) 平成21年4月1日実施

- ・幼小の円滑な接続を図るため、**規範意識や思考力の芽生え**などに関する指導を充実
- ・幼稚園と家庭の連続性を確保するため、幼児の家庭での生活経験に配慮した指導や保護者の幼児期の教育の理解を深めるための活動を重視・預かり保育の具体的な留意事項を示すとともに、子育ての支援の具体的な活動を例示

平成
29年
改訂

幼稚園教育要領(文部科学省告示)

(実施) 平成30年4月1日実施

- ・幼稚園教育において**育みたい資質・能力の明確化**や、教育課程に基づき組織的・計画的に教育活動の質の向上を図ること、幼児理解に基づいた評価の実施などについて明示し、「**総則**」を改善・充実
- ・「**幼児期の終わりまでに育ってほしい姿**」の**明確化**など幼小の接続を一層推進
- ・近年の子供の育ちをめぐる環境の変化等を踏まえ、教育内容を改善・充実

幼稚園教育要領について

概要

幼稚園教育要領は、全国的に一定の教育水準を確保するとともに、実質的な教育の機会均等を保障するため、国が学校教育法に基づき定めている大綱的基準。これまで概ね10年に一度改訂が行われてきた。

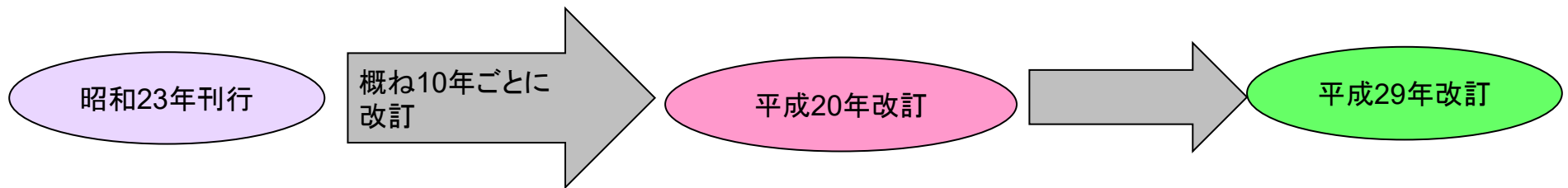
根拠規定

○学校教育法

第25条 幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項は、第22条及び第23条の規定に従い、文部科学大臣が定める。

○学校教育法施行規則

第38条 幼稚園の教育課程その他の保育内容については、この章に定めるもののほか、教育課程その他の保育内容の基準として文部科学大臣が別に公示する幼稚園教育要領によるものとする。



○ 保育要領

(文部省刊行)

- ・ 最初の幼稚園・保育所・家庭における幼児教育の手引

○ 幼稚園教育要領

(文部科学省告示)

- ・ 幼小接続、預かり保育や子育ての支援等を充実

○ 幼稚園教育要領

(平成29年3月31日

文部科学省告示第62号)

保育所保育指針（平成29年3月告示）

概要

- **保育所における保育**は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、**その内容については、厚生労働大臣が定める指針（保育所保育指針）**に従う。（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）第35条）
- 保育所保育指針については、各保育園の保育の内容の質を高める観点から、約10年に一度改定しており、平成30年4月より改定指針が適用されている。
※ 幼稚園教育要領の改訂に向けた検討等を踏まえて改定。同時期に、保育所保育指針、幼稚園教育要領の他、幼保連携型認定こども園教育・保育要領も併せて改訂

改定に当たっての基本的な考え方

○乳児・3歳未満児保育の記載の充実

この時期の保育の重要性、0～2歳児の利用率の上昇等を踏まえ、3歳以上児とは別に項目を設けるなど記載内容を充実。（特に、乳児期の保育については、発達の諸側面が未分化であるため、「健やかに伸び伸びと育つ」「身近な人と気持ちが通じ合う」「身近なものに関わり感性が育つ」という視点から記載を整理・充実し、実際の保育現場で取り組みやすいものとなるようにした。）

○幼児教育の積極的な位置づけ

保育所保育も幼児教育の重要な一翼を担っていること等を踏まえ、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を考慮した保育内容や保育の計画・評価の在り方等について記載内容を充実。主体的な遊びを中心とした教育内容に関して、幼稚園、認定こども園との整合性を引き続き確保。

○健康及び安全の記載の見直し

子どもの育ちをめぐる環境の変化を踏まえ、食育の推進、安全な保育環境の確保等に関して、記載内容を見直し。



○「子育て支援」の章を新設

保育所が行う地域における子育て支援の役割が重要になっているほか、保護者と連携して子どもの育ちを支えるという視点を持って、子どもの育ちを保護者と共に喜び合うことを重視して支援を行うことや地域で子育て支援に携わる他の機関や団体など様々な社会資源との連携や協働を強めていくことが求められている。こうしたことを踏まえ、「保護者に対する支援」の章を「子育て支援」に改め、記載内容を充実

○職員の資質・専門性の向上

職員の資質・専門性の向上について、キャリアパスの明確化を見据えた研修機会の充実なども含め、記載内容を充実。

幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年3月告示）

概要

- **幼保連携型認定こども園教育・保育要領** は、全ての子どもに質の高い幼児期の学校教育及び保育の総合的な提供を行うため、認定こども法に基づき、**幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する基準**を定めるもの。【内閣府・文科省・厚労省告示】
 - **幼稚園教育要領及び保育所保育指針との整合性の確保**や、**小学校との接続に配慮**しなければならない。
※平成29年3月改訂においても、幼稚園教育要領の改訂及び保育所保育指針の改訂にあわせて検討。幼稚園教育要領、保育所保育指針も同日の告示・実施
- **幼保連携型認定こども園**においては、この教育・保育要領を遵守（同法第10条第2項）。
- **幼保連携型以外の認定こども園**においても、この教育・保育要領を踏まえて教育又は保育を行う（同法第6条）。

改訂に当たっての基本的な考え方

○ 幼稚園教育要領と保育所保育指針との整合性

- ・ 幼保連携型認定こども園の教育及び保育において育みたい資質・能力の明確化
- ・ 「幼児期のおわりまでに育てほしい姿」の明確化 ※小学校との接続
- ・ 園児の理解に基づいた評価の実施
- ・ 特別な配慮を必要とする園児への指導の充実
- ・ 満3歳未満の園児の保育に関する視点及び領域、ねらい及び内容並びに内容の取扱いの明示
- ・ 満3歳以上の園児の教育及び保育の内容の改善・充実
- ・ 近年の課題に応じた健康及び安全に関する内容の充実



○ 認定こども園として特に配慮すべき事項等の充実

- ・ 教育と保育が一体的に行われること、在園期間を通して行われること等を明示
- ・ 教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画の明確化
- ・ 満3歳以上の園児の入園時や移行時等について、多様な経験を有する園児の学び合いについて、長期的な休業中等について明示
- ・ 子育ての支援等における認定こども園の役割や配慮等の充実

「障害のある幼児と共に育つ生活の理解と指導」

(文部科学省・厚生労働省・内閣府著作 教師等用資料)

障害のある幼児と共に育つ 生活の理解と指導

令和5年3月

文部科学省
厚生労働省 内閣府

『幼稚園における心身に障害のある幼児の指導のために』
(昭和62年文部省)を改訂 ■令和5年3月 文部科学省HP掲載

『幼稚園教育要領』等の基本的な考え方は変わらない
要領改訂を踏まえ内容を充実

【充実した内容の例】

- 幼児教育を行う中での障害のある幼児への指導の考え方
- 幼児教育におけるアセスメント
- 障害種ごとの基本的な理解と支援
- 教育支援の体制整備や専門機関との連携
- 個別の教育支援計画と個別の指導計画 など

第1章 幼児教育の基本

幼児教育の基本について記述

第2章 園における障害のある幼児などへの指導

幼児教育を行う中での障害のある幼児などへの指導を行う際
の考え方などについて記述

第3章 障害のある幼児などへの指導における基本的な考え方

障害のある幼児などの合理的配慮、幼児教育におけるアセ
スメント、子育ての支援などの基本的な考え方について記

第4章 障害に関する基本的な理解と障害のある幼児などの困難さ に応じた支援の手立ての考え方

障害種ごとの基本的な理解と支援の手立などについて記述

第5章 教育支援の体制整備

体制整備の必要性、個別の教育支援計画と個別の指導計画、
専門機関や保護者との連携、小学校への円滑な接続などに
ついて記述

第6章 園における障害のある幼児などの支援の実際（実践事例）

障害のある幼児などへの指導の参考となるよう、具体的な事例
を紹介

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youchien/1341233_00002.htm

「指導と評価に生かす記録」 (文部科学省著作 教師用資料)



『指導と評価に生かす記録』（平成25年7月改訂）を改訂

■令和3年12月 株式会社チャイルド本社より出版
文部科学省HP掲載

『幼稚園教育要領』の基本的な考え方は変わらない
従来の内容を継承しつつ、要領改訂を踏まえ充実

【充実した内容の例】

- 幼稚園において育みたい資質・能力及び
「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」
- 幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続
- 教材研究

第1章 専門性を高めるための記録の在り方

幼児教育の特性とそれを踏まえた記録の重要性や
記録の意義と生かし方について記述

第2章 実践者のための記録の実際

様々な場面や状況に応じた具体的な記録の方法ついで紹介

第3章 記録を指導や評価の実際に生かす

記録を実際の指導場面や評価でどのように行い、活用するかについて具体的な事例に基づき紹介

URL : https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youchien/1341235.htm

「幼児の思いをつなぐ指導計画の作成と保育の展開」 (文部科学省著作 教師用資料)



『指導計画の作成と保育の展開』（平成25年7月改訂）を改訂

■令和3年3月 株式会社チャイルド本社より出版 文部科学省HP掲載

『幼稚園教育要領』の基本的な考え方は変わらない
従来の内容を継承しつつ、要領改訂を踏まえ充実

【充実した内容の例】

- 幼稚園において育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」
- カリキュラム・マネジメント
- 入園当初（特に満3歳児の入園）の配慮
- 幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続
- 教材研究

第1章 指導計画作成に当たっての基本的な考え方

幼稚園教育において育みたい資質・能力や「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」、指導計画の意義、小学校の教育課程との接続などについて記述

第3章 指導計画の作成と保育の実際

指導計画を作成する上での手掛かりとなるように、長期と短期の指導計画の視点や小学校教育との円滑な接続の視点から、具体的な事例を紹介

第2章 指導計画の作成の具体的な手順とポイント

指導計画の作成の具体的な手順やポイントなどについて記述

第4章 指導計画の評価・改善のポイントと実際

指導計画の評価・改善のポイントと具体的な事例を紹介

URL : https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youchien/1341233_00001.htm

「幼児理解に基づいた評価」 (文部科学省著作 教師用資料)



『幼児理解と評価』（平成22年7月改訂）を改訂

■平成31年3月 株式会社チャイルド本社より出版 文部科学省HP掲載

『幼稚園教育要領』の基本的な考え方は変わらない
従来の内容を継承しつつ、要領改訂、幼稚園幼児指
導要録を踏まえ充実

【充実した内容の例】

- 幼稚園において育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」
- よりよい指導につながる記録の生かし方
- 日々の記録からの指導要録

第1章 幼児理解に基づいた評価の意義

幼児理解と評価の基本的な考え方、よりよい保育をつくり出すために押さえておきたい基本的なことなどについて記述

第2章 幼児理解に基づいた評価の基本的な考え方

幼児理解と評価を実施する上で求められる教師の姿勢や実施上の配慮事項、園全体で幼児理解を深めよりよい指導に生かしていく考え方について記述

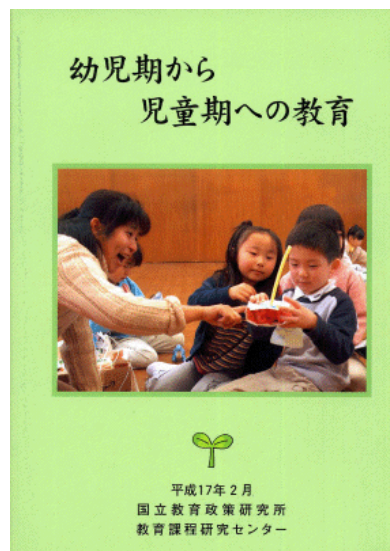
第3章 幼児理解に基づいた評価の実際（実践事例）

各幼稚園が幼児理解に基づいた評価を実施していくための手掛かりとなるようにいくつかの具体的な事例を紹介

URL : https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youchien/07121724/1296261.htm

「幼児期から児童期への教育」

(国立教育政策研究所 教育課程研究センター著作 教師用資料)



- 平成17年2月 ひかりのくに株式会社より出版
国立教育政策研究所HP紹介

幼稚園と小学校との連携・接続をスムーズに行なうために、各幼稚園において、幼児期から児童期への教育を意識しながら適切な教育課程を編成し、実施する上での基本的な考え方と、実践事例を紹介した指導資料

序章 指導資料作成の趣旨

幼児期から児童期への教育についての基本的な事項を示し、指導資料作成の趣旨について記述

第1章 幼稚園教育に期待されること

幼稚園教育に期待されることについて、①生活を豊かにし人間関係を深めること、②小学校以降の生活や学習の基盤をつくることの2つの視点から記述

第2章 幼児期から児童期への教育を豊かにする視点

幼児期から児童期への教育を豊かにする視点として、①生活の連続性、②教材研究、③伝え合い、④協同性、⑤小学校との連携、⑥家庭との連携の6つを記述

第3章 実践事例

幼児期から児童期への発達の流れを幼稚園生活に沿って大きく3つの時期にわけ、それぞれの時期の特徴を捉えた19の実践事例を紹介

「幼稚園における道徳性の芽生えを培うための事例集」 (文部科学省著作 教師用資料)



■平成13年6月 ひかりのくに株式会社より出版

学校教育においては、幼稚園段階から高等学校段階まで、発達段階に応じて道徳教育が行われている。幼稚園において道徳性の芽生えを培うために、教師一人一人が理解を深めておくべき事項について、道徳性の発達、教師が指導する際の配慮、指導計画作成、道徳性の芽生えにつながる幼児の姿と教師の関わりの事例など、幅広い角度から記述

第1章 道徳性の芽生えを培うための指導の基本的考え方

幼乳児期から幼児期にかけての道徳性の発達に関わる基盤とその発達を促すものは何かなど、乳幼児期における道徳性の発達についての基本的な考え方について記述

第2章 道徳性の芽生えを培うための指導と指導計画作成の手掛かり

各幼稚園における道徳性の芽生えを培うための指導の配慮事項、及び幼児が人やものとの関わりを深めながら充実した幼稚園生活を展開する中で、道徳性の発達を促す様々な経験を積み重ねていくための指導計画作成の手掛かりを記述

第3章 道徳性の芽生えを培うための指導の実践事例 ～人間関係の広がり生きる喜び～

幼児期における道徳性の芽生えを培うための指導について具体的に考えていくために、どの幼稚園でも起こりうる日常的な出来事を事例として取り上げ、紹介

外国人幼児等の受入れにおける配慮について

リーフレット

外国人幼児等の受入れにおける
配慮について

文部科学省初等中等教育局幼児教育課



Q3 幼稚園生活について伝えるときに留意することはありますか。



外国人幼児等の保護者は、母国の幼児期の教育を行う施設のイメージがあるため、戸惑うことがあるかもしれません。そのため、家に持ち帰ってじっくり読んだり、知り合いに尋ねたりできるように、写真などの視覚資料と保護者の使用言語や簡単な日本語で分かりやすくまとめた資料を渡したりすることが考えられます。説明する内容も精選する必要があります。

【保護者に伝えることの例】

- ・ 当面必要な持ち物
- ・ 幼稚園の一日の流れ
- ・ 施設の使い方
- ・ 園長・担任教師の名前
- ・ 園の電話番号
- ・ 遅刻欠席の連絡方法
- ・ 主な行事（遠足、保護者会、休日に開催される運動会など）や祝日
- ・ スケジュール（1日、1週間、当面、年間）
- ・ 園で必要となる費用（保育料、給食費、PTA会費など）と納入方法、保険

動画や写真を用いた幼稚園での1日の生活の紹介では、保護者との登園や送迎バスに乗っての登園の様子から始まり、靴を履き替えて保育室に入る様子、幼稚園での活動の様子、給食や弁当のときに「いただきます」の挨拶をして食べる様子など、幼稚園での外国人幼児等の生活が具体的にイメージで

きるようにしましょう。当面必要な持ち物は実物や写真などを提示するとともに、園指定の持ち物などについては購入可能な店を紹介するとよいでしょう。

幼稚園での生活に慣れていくために必要な配慮など、幼稚園生活で不明なことはいつでも幼稚園の園長・担任教師等に相談できることなどを伝え、安心して幼稚園での生活を楽しめるようにすることが大切です。



- ・ 外国人幼児等の受入れにおける基本的な考え方
- ・ 外国人幼児等の受入れにおける配慮に関するQ&A
- ・ 家庭との連携における配慮
- ・ 関係機関との連携における配慮

などを記載しています。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youchien/mext_00505.html



3. 令和の日本型学校教育、 教育振興基本計画

「令和の日本型学校教育」の構築を目指して

～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～(答申)【概要】

令和3年1月26日
中央教育審議会

第I部 総論

1. 急激に変化する時代の中で育むべき資質・能力

- 社会の在り方が劇的に変わる「Society5.0時代」の到来
- 新型コロナウイルスの感染拡大など先行き不透明な「予測困難な時代」

新学習指導要領の着実な実施

ICTの活用

一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが必要

2. 日本型学校教育の成り立ちと成果、直面する課題と新たな動きについて

成果

- 学校が学習指導のみならず、生徒指導の面でも主要な役割を担い、児童生徒の状況を総合的に把握して教師が指導を行うことで、子供たちの知・徳・体を一体で育む「日本型学校教育」は、諸外国から高い評価
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、全国的に学校の臨時休業措置が取られたことにより再認識された学校の役割
①学習機会と学力の保障 ②全人的な発達・成長の保障 ③身体的、精神的な健康の保障（安全・安心につながる可以保证の居場所・セーフティネット）

課題

子供たちの意欲・関心・学習習慣等や、高い意欲や能力をもった教師やそれを支える職員の力により成果を挙げる一方、変化する社会の中で以下の課題に直面

- 本来であれば家庭や地域でなすべきことまでが学校に委ねられることになり、結果として学校及び教師が担うべき業務の範囲が拡大され、その負担が増大
- 子供たちの多様化（特別支援教育を受ける児童生徒や外国人児童生徒等の増加、貧困、いじめの重大事態や不登校児童生徒数の増加等）
- 生徒の学習意欲の低下
- 教師の長時間勤務による疲弊や教員採用倍率の低下、教師不足の深刻化
- 学習場面におけるデジタルデバイスの使用が低調であるなど、加速度的に進展する情報化への対応の遅れ
- 少子高齢化、人口減少による学校教育の維持とその質の保証に向けた取組の必要性
- 新型コロナウイルス感染症の感染防止策と学校教育活動の両立、今後起こり得る新たな感染症への備えとしての教室環境や指導体制等の整備

教育振興基本計画の理念
(自立・協働・創造)の継承

学校における
働き方改革の推進

GIGAスクール構想の
実現

新学習指導要領の
着実な実施

必要な改革を躊躇なく進めることで、従来の日本型学校教育を発展させ、「令和の日本型学校教育」を実現

3. 2020年代を通じて実現すべき「令和の日本型学校教育」の姿

① 個別最適な学び（「個に応じた指導」（指導の個別化と学習の個性化）を学習者の視点から整理した概念）

- ◆ **新学習指導要領では、「個に応じた指導」を一層重視し、指導方法や指導体制の工夫改善により、「個に応じた指導」の充実を図るとともに、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整えることが示されており、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ることが必要**
- ◆ **GIGAスクール構想の実現による新たなICT環境の活用、少人数によるきめ細かな指導体制の整備を進め、「個に応じた指導」を充実していくことが重要**
- ◆ **その際、「主体的・対話的で深い学び」を実現し、学びの動機付けや幅広い資質・能力の育成に向けた効果的な取組を展開し、個々の家庭の経済事情等に左右されることなく、子供たちに必要な力を育む**

指導の個別化

- 基礎的・基本的な知識・技能等を確実に習得させ、思考力・判断力・表現力等や、自ら学習を調整しながら粘り強く学習に取り組む態度等を育成するため、
・支援が必要な子供により重点的な指導を行うことなど効果的な指導を実現
・特性や学習進度等に応じ、指導方法・教材等の柔軟な提供・設定を行う

学習の個性化

- 基礎的・基本的な知識・技能等や情報活用能力等の学習の基盤となる資質・能力等を土台として、子供の興味・関心等に応じ、一人一人に応じた学習活動や学習課題に取り組む機会を提供することで、子供自身が学習が最適となるよう調整する

- ◆ 「個別最適な学び」が進められるよう、これまで以上に子供の成長やつまずき、悩みなどの理解に努め、個々の興味・関心・意欲等を踏まえてきめ細かく指導・支援することや、子供が自らの学習の状況を把握し、主体的に学習を調整することができるよう促していくことが求められる
- ◆ その際、ICTの活用により、学習履歴（スタディ・ログ）や生徒指導上のデータ、健康診断情報等を利活用することや、教師の負担を軽減することが重要

それぞれの学びを一体的に充実し 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげる

② 協働的な学び

- ◆ 「個別最適な学び」が「孤立した学び」に陥らないよう、探究的な学習や体験活動等を通じ、子供同士で、あるいは多様な他者と協働しながら、他者を価値ある存在として尊重し、様々な社会的な変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となることができるよう、必要な資質・能力を育成する「協働的な学び」を充実することも重要
- ◆ 集団の中で個が埋没してしまうことのないよう、一人一人のよい点や可能性を生かすことで、異なる考え方が組み合わさり、よりよい学びを生み出す

- 知・徳・体を一体的に育むためには、教師と子供、子供同士の関わり合い、自分の感覚や行為を通して理解する実習・実験、地域社会での体験活動など、様々な場面でリアルな体験を通じて学ぶことの重要性が、AI技術が高度に発達するSociety5.0時代にこそ一層高まる
- 同一学年・学級はもとより、異学年間の学びや、ICTの活用による空間的・時間的制約を超えた他の学校の子供等との学び合いも大切

子供の学び

幼児教育

- 小学校との円滑な接続，質の評価を通じたPDCAサイクルの構築等により，質の高い教育を提供
- 身近な環境に主体的に関わり様々な活動を楽しむ中で達成感を味わいながら，全ての幼児が健やかに育つことができる

高等学校教育

- 社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力や，社会の形成に主体的に参画するための資質・能力が育まれる
- 地方公共団体，企業，高等教育機関，国際機関，NPO等の多様な関係機関との連携・協働による地域・社会の課題解決に向けた学び
- 多様な生徒一人一人に応じた探究的な学びや，STEAM教育など実社会での課題解決に生かしていくための教科等横断的な学び

教職員の姿

- 学校教育を取り巻く環境の変化を前向きに受け止め，教職生涯を通じて学び続け，子供一人一人の学びを最大限に引き出し，主体的な学びを支援する伴走者としての役割を果たしている
- 多様な人材の確保や教師の資質・能力の向上により質の高い教職員集団が実現し，多様なスタッフ等とチームとなり，校長のリーダーシップの下，家庭や地域と連携しつつ学校が運営されている
- 働き方改革の実現や教職の魅力発信，新時代の学びを支える環境整備により教師が創造的で魅力ある仕事であることが再認識され，志望者が増加し，教師自身も志気を高め，誇りを持って働くことができている

子供の学びや教職員を支える環境

- 小中高における1人1台端末環境の実現，デジタル教科書等の先端技術や教育データを活用できる環境の整備等による指導・支援の充実，校務の効率化，教育政策の改善・充実等
- ICTの活用環境と少人数によるきめ細かな指導体制の整備，学校施設の整備等による新しい時代の学びを支える学校教育の環境整備
- 小中連携，学校施設の複合化・共用化等の促進を通じた魅力的な教育環境の実現

義務教育

- 新たなICT環境や先端技術の活用等による学習の基盤となる資質・能力の確実な育成，多様な児童生徒一人一人の興味・関心等に応じ意欲を高めやりたいことを深められる学びの提供
- 学校ならではの児童生徒同士の学び合い，多様な他者と協働した探究的な学びなどを通じ，地域の構成員の一人や主権者としての意識を育成
- 生活や学びにわたる課題(虐待等)の早期発見等による安全・安心な学び

特別支援教育

- 全ての教育段階において，インクルーシブ教育システムの理念を構築することを旨として行われ，全ての子供たちが適切な教育を受けられる環境整備
- 障害のある子供とない子供が可能な限りともに教育を受けられる条件整備
- 障害のある子供の自立と社会参加を見据え，通常の学級，通級による指導，特別支援学級，特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備

4. 「令和の日本型学校教育」の構築に向けた今後の方向性

- ◆ 全ての子どもたちの知・徳・体を一体的に育むため、これまで日本型学校教育が果たしてきた、①学習機会と学力の保障、②社会の形成者としての全人的な発達・成長の保障、③安全安心な居場所・セーフティネットとしての身体的、精神的な健康の保障を学校教育の本質的な役割として重視し、継承していく
- ◆ 教職員定数、専門スタッフの拡充等の人的資源、ICT環境や学校施設の整備等の物的資源を十分に供給・支援することが国に求められる役割
- ◆ 学校だけでなく地域住民等と連携・協働し、学校と地域が相互にパートナーとして一体となって子どもたちの成長を支えていく
- ◆ 一斉授業か個別学習か、履修主義か修得主義か、デジタルかアナログか、遠隔・オンラインか対面・オフラインかといった「二項対立」の陥穽に陥らず、教育の質の向上のために、発達の段階や学習場面等により、どちらの良さも適切に組み合わせ生かしていく
- ◆ 教育政策のPDCAサイクルの着実な推進

全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現のための改革の方向性

(1) 学校教育の質と多様性、包摂性を高め、教育の機会均等を実現する

- 子どもたちの資質・能力をより一層確実に育むため、基礎学力を保障してその才能を十分に伸ばし、社会性等を育むことができるよう、学校教育の質を高める
- 学校に十分な人的配置を実現し、1人1台端末や先端技術を活用しつつ、多様化する子どもたちに対応して個別最適な学びを実現しながら、学校の多様性と包摂性を高める
- ICTの活用や関係機関との連携を含め、学校教育に馴染めないでいる子どもに対して実質的に学びの機会を保障するとともに、地理的条件に関わらず、教育の質と機会均等を確保

(2) 連携・分担による学校マネジメントを実現する

- 校長を中心に学校組織のマネジメント力の強化を図るとともに、学校内外との関係で「連携と分担」による学校マネジメントを実現
- 外部人材や専門スタッフ等、多様な人材が指導に携わることのできる学校の実現、事務職員の校務運営への参画機会の拡大、教師同士の役割の適切な分担
- 学校・家庭・地域がそれぞれの役割と責任を果たし、相互に連携・協働して、地域全体で子どもたちの成長を支えていく環境を整備
- カリキュラム・マネジメントを進めつつ、学校が家庭や地域社会と連携し、社会とつながる協働的な学びを実現

(3) これまでの実践とICTとの最適な組合せを実現する

- ICTや先端技術の効果的な活用により、新学習指導要領の着実な実施、個別に最適な学びや支援、可視化が難しかった学びの知見の共有等が可能
- GIGAスクール構想の実現を最大限生かし、教師が対面指導と遠隔・オンライン教育とを使いこなす（ハイブリッド化）ことで、様々な課題を解決し、教育の質を向上
- 教師による対面指導や子ども同士による学び合い、多様な体験活動の重要性が一層高まる中で、ICTを活用しながら協働的な学びを実現し、多様な他者とともに問題発見・解決に挑む資質・能力を育成

(4) 履修主義・修得主義等を適切に組み合わせる

- 修得主義や課程主義は、個人の学習状況に着目するため、個に応じた指導等に対する寛容さ等の特徴があるが、集団としての教育の在り方が問われる面は少ない
- 履修主義や年齢主義は、集団に対し、ある一定の期間をかけて共通に教育を行う性格を有し、一定の期間の中で、個々人の成長に必要な時間のかかり方を多様に許容し包含する一方、過度の同調性や画一性をもたらす可能性
- 義務教育段階においては、進級や卒業の要件としては年齢主義を基本としつつも、教育課程の履修を判断する基準としては履修主義と修得主義の考え方を適切に組み合わせ、「個別最適な学び」及び「協働的な学び」との関係も踏まえつつ、それぞれの長所を取り入れる
- 高等学校教育においては、その特質を踏まえた教育課程の在り方を検討
- これまで以上に多様性を尊重、ICT等も活用しつつカリキュラム・マネジメントを充実

(5) 感染症や災害の発生等を乗り越えて学びを保障する

- 今般の新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、新たな感染症や災害の発生等の緊急事態であっても必要な教育活動の継続
- 「新しい生活様式」も踏まえ、子供の健康に対する意識の向上、衛生環境の整備や、新しい時代の教室環境に応じた指導体制、必要な施設・設備の整備
- 臨時休業時等であっても、関係機関等との連携を図りつつ、子どもたちと学校との関係を継続し、心のケアや虐待の防止を図り、子どもたちの学びを保障する
- 感染症に対する差別や偏見、誹謗中傷等を許さない
- 首長部局や保護者、地域と連携・協働しつつ、率先して課題に取り組み、学校を支援する教育委員会の在り方について検討

(6) 社会構造の変化の中で、持続的で魅力ある学校教育を実現する

- 少子高齢化や人口減少等で社会構造が変化する中、学校教育の持続可能性を確保しつつ魅力ある学校教育の実現に向け、必要な制度改正や運用改善を実施
- 魅力的で質の高い学校教育を地方においても実現するため、高齢者を含む多様な地域の人材が学校教育に関わるとともに、学校の配置や施設の維持管理、学校間連携の在り方を検討

5. 「令和の日本型学校教育」の構築に向けたICTの活用に関する基本的な考え方

- ◆「令和の日本型学校教育」を構築し、全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びを実現するためには、**ICTは必要不可欠**
- ◆**これまでの実践とICTとを最適に組み合わせる**ことで、**様々な課題を解決し、教育の質の向上**につなげていくことが必要
- ◆ICTを活用すること自体が目的化しないよう留意し、**PDCAサイクルを意識し、効果検証・分析を適切に行う**ことが重要であるとともに、健康面を含め、ICTが児童生徒に与える影響にも留意することが必要
- ◆ICTの全面的な活用により、学校の組織文化、教師に求められる資質・能力も変わっていく中で、**Society5.0時代にふさわしい学校の実現**が必要

(1) 学校教育の質の向上に向けたICTの活用

- カリキュラム・マネジメントを充実させ、各教科等で育成を目指す資質・能力等を把握した上で、ICTを「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に生かすとともに、従来は伸ばせなかった資質・能力の育成や、これまでできなかった学習活動の実施、家庭等学校外での学びの充実
- 端末の活用を「当たり前」のこととし、児童生徒自身がICTを自由な発想で活用するための環境整備、授業デザイン
- ICTの特性を最大限活用した、不登校や病気療養等により特別な支援が必要な児童生徒に対するきめ細かな支援、個々の才能を伸ばすための高度な学びの機会の提供等
- ICTの活用と少人数によるきめ細かな指導体制の整備を両輪とした、個別最適な学びと協働的な学びの実現

(2) ICTの活用に向けた教師の資質・能力の向上

- 養成・研修全体を通じ、教師が必要な資質・能力を身に付けられる環境の実現
- 養成段階において、学生の1人1台端末を前提とした教育を実現しつつ、ICT活用指導力の養成やデータリテラシーの向上に向けた教育の充実
- ICTを効果的に活用した指導ノウハウの迅速な収集・分析、新時代に対応した教員養成モデルの構築等、教員養成大学・学部、教職大学院のリーダーシップによるSociety5.0時代の教員養成の実現
- 国によるコンテンツ提供や都道府県等における研修の充実等による現職教師のICT活用指導力の向上、授業改善に取り組む教師のネットワーク化

(3) ICT環境整備の在り方

- GIGAスクール構想により配備される1人1台の端末は、クラウドの活用を前提としたものであるため、高速大容量ネットワークを整備し、教育情報セキュリティポリシー等でクラウドの活用を禁止せず、必要なセキュリティ対策を講じた上で活用を促進
- 義務教育段階のみならず、多様な実態を踏まえ、高等学校段階においても1人1台端末環境を実現するとともに、端末の更新に向けて丁寧に検討
- 各学校段階において端末の家庭への持ち帰りを可能とする
- デジタル教科書・教材等の普及促進や、教育データを蓄積・分析・利活用できる環境整備、ICT人材の確保、ICTによる校務効率化

各論（目次）

1. 幼児教育の質の向上について

2. 9年間を見通した新時代の義務教育の在り方について

3. 新時代に対応した高等学校教育等の在り方について

4. 新時代の特別支援教育の在り方について

5. 増加する外国人児童生徒等への教育の在り方について

6. 遠隔・オンライン教育を含むICTを活用した学びの在り方について

7. 新時代の学びを支える環境整備について

8. 人口動態等を踏まえた学校運営や学校施設の在り方について

9. Society5.0時代における教師及び教職員組織の在り方について

1. 幼児教育の質の向上について

(1) 基本的な考え方

- 幼児教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、義務教育及びその後の教育の基礎を培うことが目的
- 幼稚園、保育所、認定こども園といった各幼児教育施設においては、集団活動を通して、幼児期に育みたい資質・能力を育成する幼児教育の実践の質の向上が必要
- 教育環境の整備も含めた幼児教育の内容・方法の改善・充実や、人材の確保・資質及び専門性の向上、幼児教育推進体制の構築等を進めることが必要

(2) 幼児教育の内容・方法の改善・充実

① 幼稚園教育要領等の理解推進・改善

- 新幼稚園教育要領等の実施状況や成果等の把握、調査研究や好事例等の情報提供による教育内容や指導方法の改善・充実

② 小学校教育との円滑な接続の推進

- 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手掛かりに幼小の教職員の連携促進
- スタートカリキュラムを活用した幼児教育と小学校教育との接続の一層の強化

③ 教育環境の整備

- 幼児の直接的・具体的な体験を更に豊かにするための工夫をしながらICTを活用、幼児教育施設の業務のICT化の推進
- 耐震化、衛生環境の改善等の安全対策の実施

④ 特別な配慮を必要とする幼児への支援

- 幼児教育施設での特別支援教育の充実、関係機関・部局と連携した切れ目のない支援体制整備
- 教職員の資質向上に向けた研修プログラムの作成、指導上の留意事項の整理
- 幼児教育施設を活用した外国人幼児やその保護者に対する日本語指導、多言語での就園・就学案内等の取組の充実

(3) 幼児教育を担う人材の確保・資質及び専門性の向上

① 処遇改善をはじめとした人材の確保

- 処遇改善等の実施や、大学等と連携した新規採用、離職防止・定着、再就職の促進等の総合的な人材確保策の推進

② 研修の充実等による資質の向上

- 各種研修の機能・位置付けを構造化し、効果的な研修を実施
- 各職階・役割に応じた研修体系の構築、キャリアステージごとの研修機会の確保

③ 教職員の専門性の向上

- 上位の免許状の取得促進、小学校教諭免許や保育士資格の併有促進、特別な配慮を必要とする幼児への支援

(4) 幼児教育の質の評価の促進

- 学校関係者評価等の実施により持続的に改善を促すPDCAサイクルを構築
- 公開保育の仕組みの学校関係者評価への活用は有効
- 幼児教育の質に関する評価の仕組みの構築に向けた手法開発・成果の普及

(5) 家庭・地域における幼児教育の支援

① 保護者等に対する学習機会・情報の提供

- 保護者等に対する相談体制の整備など、地域における家庭教育支援の充実

② 関係機関相互の連携強化

- 幼児教育施設と教育委員会、福祉担当部局・首長部局、児童相談所等の関係機関の連携促進

③ 幼児教育施設における子育ての支援の促進

- 親子登園、相談事業や一時預かり事業等の充実、預かり保育の質向上・支援の充実

(6) 幼児教育を推進するための体制の構築等

- 地方公共団体における幼児教育センターの設置、幼児教育アドバイザーの育成・配置等による幼児教育推進体制の構築
- 幼児教育推進体制の充実・活用のための必要な支援の実施、幼児教育アドバイザー活用の推進方策の検討、好事例の収集
- 科学的・実証的な検証を通じたエビデンスに基づいた政策形成の促進

(7) 新型コロナウイルス感染症への対応

- 保健・福祉等の専門職や関係機関等とスムーズに連携できる幼児教育推進体制の整備、研修等の充実等による資質等の向上
- トイレや空調設備の改修等による衛生環境の改善等の感染防止に向けた取組の推進、園務改善のためのICT化支援等教職員の勤務環境の整備

我が国の教育をめぐる現状・課題・展望

教育の普遍的な使命：学制150年、教育基本法の理念・目的・目標（不易）の実現のための、社会や時代の変化への対応（流行）

【社会の現状や変化】

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大
- ・ロシアのウクライナ侵略による国際情勢の不安定化
- ・VUCAの時代（変動性、不確実性、複雑性、曖昧性）
- ・少子化・人口減少や高齢化
- ・グローバル化・地球規模課題
- ・DXの進展、AI・ロボット・グリーン（脱炭素）
- ・共生社会・社会的包摂
- ・精神的豊かさの重視（ウェルビーイング）
- ・18歳成年・こども基本法 等

第3期計画期間中の成果

- ・（初等中等教育）国際的に高い学力水準の維持、GIGAスクール構想、教職員定数改善
- ・（高等教育）教学マネジメントや質保証システムの確立、連携・統合のための体制整備
- ・（学校段階横断）教育費負担軽減による進学率向上、教育研究環境整備や耐震化 等

第3期計画期間中の課題

- ・コロナ禍でのグローバルな交流や体験活動の停滞
- ・不登校・いじめ重大事態等の増加
- ・学校の長時間勤務や教師不足
- ・地域の教育力の低下、家庭を取り巻く環境の変化
- ・高度専門人材の不足や労働生産性の低迷
- ・博士課程進学率の低さ 等

計画のコンセプト

2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成

- ・将来の予測が困難な時代において、未来に向けて**自らが社会の創り手**となり、課題解決などを通じて、**持続可能な社会**を維持・発展させていく
- ・社会課題の解決を、経済成長と結び付けて**イノベーション**につなげる取組や、一人一人の**生産性向上**等による、**活力ある社会の実現**に向けて「**人への投資**」が必要
- ・**Society5.0**で活躍する、主体性、リーダーシップ、創造力、課題発見・解決力、論理的思考力、表現力、チームワークなどを備えた人材の育成

日本社会に根差したウェルビーイング（※）の向上

- ・多様な個人それぞれが**幸せや生きがい**を感じるとともに、**地域や社会が幸せや豊かさ**を感じられるものとなるための教育の在り方
- ・幸福感、**学校や地域でのつながり**、利他性、協働性、**自己肯定感**、自己実現等が含まれ、**協調的幸福**と**獲得的幸福**のバランスを重視
- ・**日本発の調和と協調**（Balance and Harmony）に基づく**ウェルビーイング**を発信

※身体的・精神的・社会的に良い状態にあること。短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。

今後の教育政策に関する基本的な方針

①グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成

- ・主体的に**社会の形成に参画**、持続的**社会の発展**に寄与
- ・「**主体的・対話的で深い学び**」の視点からの授業改善、**大学教育の質保証**
- ・探究・STEAM教育、文理横断・文理融合教育等を推進
- ・グローバル化の中で**留学等国際交流**や**大学等国際化**、**外国語教育の充実**、**SDGsの実現に貢献するESD**等を推進
- ・**リカレント教育**を通じた**高度人材育成**

②誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進

- ・子供が抱える困難が多様化・複雑化する中で、個別最適・協働的学びの一体的充実や**インクルーシブ教育システム**の推進による**多様な教育ニーズへの対応**
- ・支援を必要とする子供の**長所・強みに着目**する視点の重視、**地域社会の国際化**への対応、**多様性、公平・公正、包摂性**（DE&I）ある**共生社会の実現**に向けた教育を推進
- ・**ICT等の活用**による**学び・交流機会**、**アクセシビリティの向上**

人生100年時代に**複線化する生涯**にわたって**学び続ける**学習者

③地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進

- ・**持続的な地域コミュニティの基盤形成**に向けて、**公民館等の社会教育施設の機能強化**や**社会教育人材の養成**と**活躍機会の拡充**
- ・**コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進**、**家庭教育支援の充実**による**学校・家庭・地域の連携強化**
- ・**生涯学習**を通じた自己実現、**地域や社会への貢献**等により、**当事者として地域社会の担い手**となる

④教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

DXに至る3段階（電子化→最適化→新たな価値(DX)）において、第3段階を見据えた、**第1段階から第2段階への移行**の着実な推進

GIGAスクール構想、**情報活用能力の育成**、**校務DX**を通じた働き方改革、**教師のICT活用**指導力の向上等、**DX人材の育成**等を推進

教育データの**標準化**、**基盤的ツール**の開発・活用、**教育データの分析・利活用**の推進

デジタルの活用と併せて**リアル**（対面）活動も不可欠、**学習場面**等に応じた最適な組合せ

⑤計画の実効性確保のための基盤整備・対話

学校における働き方改革、**処遇改善**、**指導・運営体制の充実**の一体的推進、**ICT環境の整備**、**経済状況**等によらない**学び確保**

NPO・企業等多様な担い手との連携・協働、**安全・安心**で質の高い**教育研究環境**等の整備、**児童生徒等の安全確保**

各関係団体・関係者（子供を含む）との**対話**を通じた**計画の策定**等

教育政策の持続的改善のための評価・指標の在り方

- ・客観的な根拠を重視した教育政策のPDCAサイクルの推進
- ・データ等を分析し、企画立案等を行うことのできる行政職員の育成
- ・調査結果（定量・定性調査）に基づく多様な関係者の対話を通じた政策・実践の改善
- ・教育データ（ビッグデータ）の分析に基づいた政策の評価・改善の促進

教育投資の在り方

「人への投資」は成長の源泉であり、成長と分配の好循環を生み出すため、教育への効果的投資を図る必要。未来への投資としての教育投資を社会全体で確保。公教育の再生は少子化対策と経済成長実現にとっても重要であり、取組を推進する。

①教育費負担軽減の着実な実施及び更なる推進

- ・幼児教育・保育の無償化、高等学校等就学支援金による授業料支援、高等教育の修学支援新制度等による教育費負担軽減を着実に実施
- ・高等教育の給付型奨学金等の多子世帯や理工農系の学生等の中間層への拡大等

②各教育段階における教育の質の向上に向けた環境整備

- ・GIGAスクール構想の推進、学校における働き方改革、処遇改善、指導・運営体制の充実、教師の育成支援の一体的推進
- ・国立大学法人運営費交付金・私学助成の適切な措置、成長分野への転換支援の基金創設
- ・リカレント教育の環境整備、学校施設・大学キャンパスの教育研究環境向上と老朽化対策等

OECD諸国など諸外国における公財政支出など教育投資の状況を参考とし、必要な予算について財源を措置し、真に必要な教育投資を確保

今後5年間の教育政策の目標と基本施策

教育政策の目標	基本施策（例）	指標（例）
1. 確かな学力の育成、幅広い知識と教養・専門的能力・職業実践力の育成	<ul style="list-style-type: none"> ○個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実 ○新しい時代に求められる資質・能力を育む学習指導要領の実施 ○幼児教育の質の向上 ○高等学校教育改革 ○大学入学者選抜改革 ○学修者本位の教育の推進 ○文理横断・文理融合教育の推進 ○キャリア教育・職業教育の推進 ○学校段階間・学校と社会の接続の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・OECDのPISAにおける世界トップレベル水準の維持・到達 ・授業の内容がよく分かる、勉強は好きと思う児童生徒の割合 ・将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合 ・高校生・大学生の授業外学修時間 ・PBL（課題解決型学習）を行う大学等の割合 ・職業実践力育成プログラム（BP）の認定課程数
2. 豊かな心の育成	<ul style="list-style-type: none"> ○道徳教育の推進 ○発達支持的生徒指導の推進 ○いじめ等への対応、人権教育 ○児童生徒の自殺対策の推進 ○体験・交流活動の充実 ○読書活動の充実 ○伝統や文化等に関する教育の推進 ○文化芸術による子供の豊かな心の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合 ・人が困っている時は進んで助けていると考える児童生徒の割合 ・自然体験活動に関する行事に参加した青少年の割合
3. 健やかな体の育成、スポーツを通じた豊かな心身の育成	<ul style="list-style-type: none"> ○学校保健、学校給食・食育の充実 ○生活習慣の確立、学校体育の充実・高度化 ○運動部活動改革の推進と身近な地域における子供のスポーツ環境の整備充実 ○アスリートの発掘・育成支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・朝食を欠食する児童生徒の割合 ・1週間の総運動時間が60分未満の児童生徒の割合 ・卒業後にもスポーツをしたいと思う児童生徒の割合
4. グローバル社会における人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ○日本人学生・生徒の海外留学の推進 ○外国人留学生の受入れの推進 ○高等学校・高等専門学校・大学等の国際化 ○外国語教育の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・日本人学生派遣50万人、外国人留学生受入れ40万人（2033まで） ・英語力について、中・高卒業段階で一定水準を達成した割合
5. イノベーションを担う人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ○探究・STEAM教育の充実 ○大学院教育改革 ○高等専門学校の高度化 ○理工系分野をはじめとした人材育成及び女性の活躍推進 ○起業家教育（アントレプレナーシップ教育）の推進 ○大学の共創拠点化 	<ul style="list-style-type: none"> ・修士入学者数に対する博士入学者数の割合 ・自然科学（理系）分野を専攻する学生の割合 ・大学等における起業家教育の受講者数
6. 主体的に社会の形成に参画する態度の育成・規範意識の醸成	<ul style="list-style-type: none"> ○子供の意見表明 ○主権者教育の推進 ○消費者教育の推進 ○持続可能な開発のための教育（ESD）の推進 ○男女共同参画の推進 ○環境教育の推進 ○災害復興教育の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う児童生徒の割合 ・学級生活をよりよくするために学級会で話し合い、互いの意見のよさを生かして解決方法を決めていると答える児童生徒の割合

教育政策の目標	基本施策（例）	指標（例）
7. 多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂	<ul style="list-style-type: none"> ○特別支援教育の推進 ○不登校児童生徒への支援の推進 ○ヤングケアラーの支援 ○子供の貧困対策 ○海外で学ぶ日本人・日本で学ぶ外国人等への教育の推進 ○特異な才能のある児童生徒に対する指導・支援 ○大学等における学生支援 ○夜間中学の設置・充実 ○高校定時制・通信制課程の質の確保・向上 ○高等専修学校の教育の推進 ○日本語教育の充実 ○障害者の生涯学習の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・個別の指導計画・個別の教育支援計画の作成状況 ・学校内外で相談・指導等を受けていない不登校児童生徒数の割合 ・不登校特例校の設置数 ・夜間中学の設置数 ・日本語指導が必要な児童生徒で指導を受けている者の割合 ・在留外国人数に占める日本語教育機関等の日本語学習者割合
8. 生涯学び、活躍できる環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ○大学等と産業界の連携等によるリカレント教育の充実 ○働きながら学べる環境整備 ○リカレント教育のための経済支援・情報提供 ○現代的・社会的課題に対応した学習 ○女性活躍に向けたリカレント教育の推進 ○高齢者の生涯学習の推進 ○リカレント教育の成果の適切な評価・活用 ○生涯を通じた文化芸術活動の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・この1年くらいに間に生涯学習をしたことがある者の割合 ・この1年くらいの間で学修を通じて得た成果を仕事や就職の上で生かしている等と回答した者の割合 ・国民の鑑賞、鑑賞以外の文化芸術活動への参加割合
9. 学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進 ○家庭教育支援の充実 ○部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境の一体的な整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ・スクールを導入している公立学校数 ・学校に対する保護者や地域の理解が深まったと認識する学校割合 ・コミュニティ・スクールや地域学校協働活動の住民等参画状況
10. 地域コミュニティの基盤を支える社会教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○社会教育施設の機能強化 ○社会教育人材の養成・活躍機会拡充 ○地域課題の解決に向けた関係施設・施策との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・知識・経験等を地域や社会での活動に生かしている者の割合 ・社会教育士の称号付与数 ・公民館等における社会教育主事有資格者数
11. 教育DXの推進・デジタル人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> ○1人1台端末の活用 ○児童生徒の情報活用能力の育成 ○教師の指導力向上 ○校務DXの推進 ○教育データの標準化 ○教育データ分析・利活用 ○デジタル人材育成の推進（高等教育） ○社会教育分野のデジタル活用推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の情報活用能力（情報活用能力調査能力値） ・教師のICT活用指導力 ・ICT機器を活用した授業頻度 ・数理・データサイエンス・AI教育プログラム受講対象学生数
12. 指導体制・ICT環境の整備、教育研究基盤の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○学校における働き方改革、処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的推進 ○教師の養成・採用・研修の一体的改革 ○ICT環境の充実 ○地方教育行政の充実 ○教育研究の質向上に向けた基盤の確立（高等教育段階） 	<ul style="list-style-type: none"> ・教師の在校等時間の短縮 ・特別免許状の授与件数 ・教員採用選考試験における優れた人材確保のための取組状況 ・児童生徒1人1台端末の整備状況 ・ICT支援員の配置人数 ・大学における外部資金獲得状況 ・大学間連携に取り組む大学数
13. 経済的状況、地理的条件によらない質の高い学びの確保	<ul style="list-style-type: none"> ○教育費負担の軽減に向けた経済的支援 ○へき地や過疎地域等における学びの支援 ○災害時における学びの支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民税非課税世帯等の子供の大学等進学率 ・経済的理由による高等学校・大学等の中退者数・割合 ・高等学校の学びの質向上のための遠隔教育における実施科目数
14. NPO・企業・地域団体等との連携・協働	<ul style="list-style-type: none"> ○NPOとの連携 ○企業との連携 ○スポーツ・文化芸術団体との連携 ○医療・保健機関との連携 ○福祉機関との連携 ○警察・司法との連携 ○関係省庁との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・職場見学・職業体験・就業体験活動の実施の割合 ・都道府県等の教育行政に係る法務相談体制の整備状況
15. 安全・安心で質の高い教育研究環境の整備、児童生徒等の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ○学校施設の整備 ○学校における教材等の充実 ○私立学校の教育研究基盤の整備 ○文教施設の官民連携 ○学校安全の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・公立小中学校や国立大学等の施設の老朽化対策実施率 ・私立学校施設の耐震化率 ・学校管理下における障害や重度の負傷を伴う事故等の件数
16. 各ステークホルダーとの対話を通じた計画策定・フォローアップ	<ul style="list-style-type: none"> ○各ステークホルダー（子供含む）からの意見聴取・対話 	<ul style="list-style-type: none"> ・国・地方公共団体の教育振興基本計画策定における各ステークホルダー（子供含む）の意見の聴取・反映の状況の改善

IV. 今後5年間の教育政策の目標と基本施策

（目標、基本施策及び指標）

目標1 確かな学力の育成、幅広い知識と教養・専門的能力・職業実践力の育成

学校段階間・学校種間及び学校と社会との連携・接続を図りつつ、各学校段階を通じて、知識・技能、思考力・判断力・表現力等、学びに向かう力、人間性等の確かな学力の育成、幅広い知識と教養、専門的能力、職業実践力の育成を図る。その際、初等中等教育段階においては、同一年齢・同一内容の学習を前提とした教育の在り方に過度にとらわれず、多様な個々の状況に応じた学びの実現を目指す。

【基本施策】

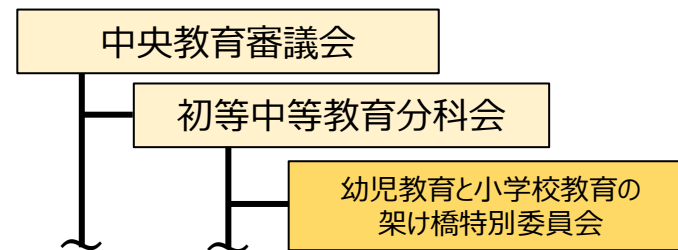
○幼児教育の質の向上

・幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、幼児教育の内容の改善・充実を図るとともに、幼児教育推進体制を活用した地域の幼児教育の質の向上を図るための取組を推進する。また、幼児教育と小学校教育の接続の改善に向け、幼保小の関係者が連携したカリキュラムの開発・実施を進めるとともに、データに基づいた幼児教育の質の保障が可能となるよう大規模実態調査等を実施する。

4. 幼児教育と小学校教育との接続

幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会について

- 幼児教育の質的向上及び小学校との円滑な接続について専門的な調査審議を行うため、初等中等教育分科会の下に「幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会」を設置（令和3年7月8日初等中等教育分科会決定）
- 令和5年2月に、審議まとめとして「学びや生活の基盤をつくる幼児教育と小学校教育の接続について～幼保小の協働による架け橋期の教育の充実～」を取りまとめ、公表



【委員一覧】※敬称略・五十音順（◎：委員長、○：委員長代理）

- 秋田 喜代美 学習院大学文学部教授、東京大学名誉教授
- ・ 荒瀬 克己 独立行政法人教職員支援機構理事長
- ・ 石戸 奈々子 慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科教授、CANVAS 代表
- ・ 榎本 和生 東京大学大学院理学系研究科教授
- ・ 大竹 文雄 大阪大学感染症総合教育研究拠点特任教授
- ・ 岡林 律子 高知県教育委員会事務局幼保支援課専門企画員
- ・ オチャンテ村井ロサメルセデス 桃山学院教育大学人間教育学部人間教育学科准教授
- ・ 神長 美津子 大阪総合保育大学児童保育学部特任教授
- ・ 久保山 茂樹 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所「インクルーシブ教育システム推進センター」上席総括研究員(兼)センター長
- ・ 齋藤 孝 明治大学文学部教授
- ・ 佐川 秀紀 愛媛県伊予郡砥部町長（※令和4年7月～）
- ・ 鈴木 みゆき 國學院大學人間開発学部教授
- ・ 曾木 書代 社会福祉法人龍美 陽だまりの丘保育園長
- ・ 田村 学 國學院大學人間開発学部教授
- ・ 中井澤 卓哉 筑波大学教育学類4年、(一社)ひとと代表理事
- ・ 中山 昌樹 学校法人中山学園理事長
- ・ 二宮 徹 NHK青森放送局副局長（前 解説委員）
- ・ 平川 理恵 広島県教育委員会教育長
- ・ 藤迫 稔 大阪府箕面市教育委員会教育長
- ・ 堀田 龍也 東北大学大学院情報科学研究科教授、東京学芸大学大学院教育学研究科教授
- ・ 水野 達朗 大阪府大東市教育委員会教育長

- ・ 溝上 慎一 学校法人桐蔭学園理事長、桐蔭横浜大学学長・教授
- ・ 宮下 友美恵 学校法人静岡豊田学園 静岡豊田幼稚園長
- ◎ 無藤 隆 白梅学園大学名誉教授
- ・ 村田 伊津子 岐阜市子ども・若者総合支援センター「エルぎふ」所長
- ・ 吉田 信解 埼玉県本庄市長
- ・ 渡邊 一利 公益財団法人笹川スポーツ財団理事長
- ・ 渡邊 英則 学校法人渡辺学園 認定こども園ゆうゆうのもり幼保園長、港北幼稚園長

【オブザーバー】

- ・ 内閣府子ども・子育て本部参事官付（認定こども園担当）
- ・ 厚生労働省子ども家庭局保育課
- ・ 全国国公立幼稚園・こども園長会
- ・ 全日本私立幼稚園連合会
- ・ 公益社団法人全国幼児教育研究協会
- ・ 全国連合小学校長会
- ・ 日本私立小学校連合会
- ・ 社会福祉法人日本保育協会
- ・ 社会福祉法人全国社会福祉協議会 全国保育協議会
- ・ 公益社団法人全国私立保育連盟
- ・ 特定非営利活動法人全国認定こども園協会
- ・ 一般社団法人全国認定こども園連絡協議会
- ・ 認定こども園連盟

※黒木 定藏 宮崎県児湯郡西米良村長（令和3年7月～令和4年6月）

「幼保小の接続期の教育の質的向上に関する検討チーム」 及び「幼保小接続期の教育の質保障の方策に関するワーキンググループ」について

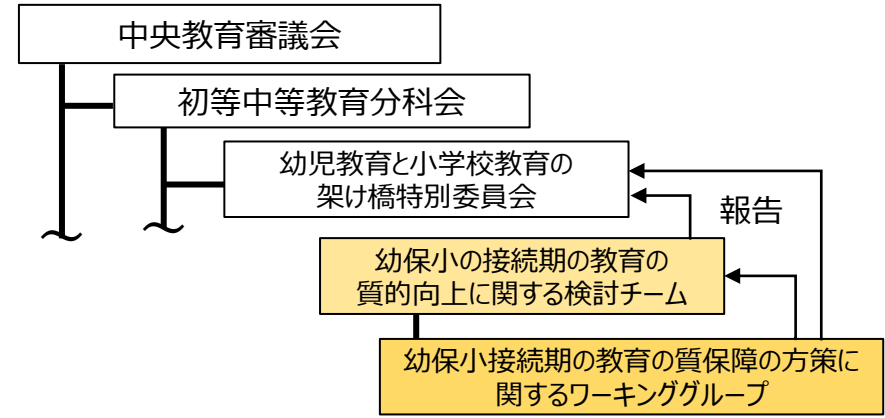
- 幼保小（認定こども園を含む。）の接続期の教育の質的向上に向け、全ての子供たちの多様性にも配慮した上で学びや生活の基盤を育む「幼保小の架け橋プログラム」等に関する専門的な検討を行うため、「幼保小の接続期の教育の質的向上に関する検討チーム」を設置。（令和3年9月8日初等中等教育局長決定）
- 加えて、教育の質保障に関する専門的な検討を行うため、「幼保小接続期の教育の質保障の方策に関するワーキンググループ」を設置。（令和4年9月8日幼保小の接続期の教育の質的向上に関する検討チーム決定）

【検討チームにおける主な検討事項】

- ・ 「幼保小の架け橋プログラム」の共通事項等の整理 等

【ワーキンググループにおける主な検討事項】

- ・ 教育の質保障に係る改善サイクル確立のための枠組み
- ・ 教育の質保障を支える体制の在り方
- ・ こうした取組を支えるために必要な研究の充実に向けた方策 等



【委員一覧】 敬称略・五十音順（◎：委員長、○：委員長代理（※）：ワーキンググループ委員を兼任）

○ 秋田 喜代美	学習院大学文学部教授、東京大学名誉教授(※)	・ 曾木 書代	社会福祉法人龍美 陽だまりの丘保育園長
・ 安達 謙	学校法人ひじり学園せんりひじり幼稚園 ・ひじりにじいる保育園長(※)	・ 高木 恵美	栃木県幼児教育センター長（栃木県総合教育センター幼児教育部長）(※)
・ 荒牧 美佐子	目白大学人間学部子ども学科准教授(※)	・ 田村 学	國學院大學人間開発学部教授(※)
・ 遠藤 利彦	東京大学大学院教育学研究科教授(※)	・ 中山 昌樹	学校法人中山学園理事長
・ 大濱 雅子	神戸市立名谷さぼの丘幼稚園長(※)	・ 寶來 生志子	横浜市立恩田小学校長(※)
・ 大豆生田 啓友	玉川大学教育学部教授(※)	・ 堀江 敦子	スリール株式会社代表取締役(※)
・ 岡林 律子	高知県教育委員会事務局幼保支援課専門企画員	・ 松井 剛太	香川大学教育学部准教授(※)
・ 柿沼 平太郎	学校法人柿沼学園理事長(※)	・ 松本 理寿輝	まちの保育園・こども園代表(※)
・ 神長 美津子	大阪総合保育大学児童保育学部特任教授	・ 宮下 友美恵	学校法人静岡豊田学園 静岡豊田幼稚園長
・ 坂崎 隆浩	社会福祉法人清隆厚生会こども園ひがしどおり理事長、園長(※)	◎ 無藤 隆	白梅学園大学名誉教授(※)
・ 鈴木 みゆき	國學院大學人間開発学部教授	・ 村田 伊津子	岐阜市子ども・若者総合支援センター“I-ルぎふ”所長(※)
		・ 渡邊 英則	学校法人渡辺学園 認定こども園ゆうゆうのもり幼保育園長、港北幼稚園長

【関係者】

- ・ 文部科学省初等中等教育幼児教育課
- ・ 文部科学省初等中等教育局幼児教育課教科調査官
- ・ 国立教育政策研究所幼児教育研究センター総括研究官
- ・ 小学校の各教科等を担当する文部科学省初等中等教育局視学官及び教科調査官
- ・ 厚生労働省子ども家庭局保育課保育指導専門官
- ・ 内閣府子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）付教育・保育専門官

学びや生活の基盤をつくる幼児教育と小学校教育の接続について ～幼保小の協働による架け橋期の教育の充実～

令和5年2月27日 中央教育審議会初等中等教育分科会 幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会

(参考資料) 幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き及び参考資料(初版) (https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youchien/1258019_00002.htm)

- ・ 幼児期の教育は、**生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なもの**であり、**全ての子供に等しく機会を与えて育成**していくことが必要。
- ・ **幼児期は遊びを通して小学校以降の学習の基盤となる芽生えを培う時期**であり、**小学校においてはその芽生えを更に伸ばしていくことが必要**。そのためには、幼児教育と小学校教育を円滑に接続することが重要。
- ・ 一方、幼児教育と小学校教育は、他の学校段階等間の接続に比して様々な違いを有しており、円滑な接続を図ることは容易でないため、**5歳児から小学校1年生の2年間を「架け橋期」と称して焦点を当て、0歳から18歳までの学びの連続性に配慮**しつつ、「架け橋期」の教育の充実に図り、**生涯にわたる学びや生活の基盤をつくる**ことが重要。
- ・ 架け橋期の教育を充実するためには、幼保小はもとより、家庭、地域、関係団体、地方自治体など、**子供に関わる全ての関係者が立場を越えて連携・協働**することが必要。
- ・ 教育行政を所掌する文部科学省は、**こども家庭庁をはじめとする関係省庁と連携を図りながら**、家庭や地域の状況にかかわらず、**全ての子供が格差なく質の高い学びへと接続できるよう幼児期及び架け橋期の教育の質を保障**していくことが必要。

これらを踏まえ、以下の方策を推進

1. 架け橋期の教育の充実

幼児教育施設と小学校は、3要領・指針[※]及び小学校学習指導要領に基づき、幼児教育と小学校教育を円滑に接続することが必要。[※]幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領

① 子供の発達の段階を見通した架け橋期の教育の充実 **幼** **小**

- ・ 幼児教育と小学校教育では、各教科等の区別の有無や内容・時間の設定など様々な違いを有することから、**幼保小が意識的に協働して「架け橋期」の教育を充実**
- ・ 幼児教育施設においては、**小学校教育を見通して「主体的・対話的で深い学び」等に向けた資質・能力を育み**、小学校においては、**幼児教育施設で生まれた資質・能力を踏まえて教育活動を実施**。特に、小学校の入学当初においては、小学校において主体的に自己を発揮しながら学びに向かうことを可能にするための重要な時期であり、幼児期に生まれた資質・能力が、低学年の各教科等における学習に円滑に接続するよう教育活動を実施

② 架け橋期のカリキュラムの作成及び評価の工夫によるPDCAサイクルの確立 **幼** **小**

- ・ **幼保小が協働**して、3要領・指針において幼児期の資質・能力が具体的に現れる姿として定められている「**幼児期の終わりまでに育ってほしい姿**」等を手掛かりとしながら、**架け橋期のカリキュラム[※]を作成**。小学校1年生の修了時期を中心に**共に振り返って、架け橋期の教育目標や日々の教育活動を評価し、幼保小それぞれの教育を充実**
[※]幼保小が協働して、期待する子供像や育みたい資質・能力、園で展開される活動や小学校の生活科を中心とした各教科等の単元構成等を明確化したもの
- ・ 幼保小の合同会議等を定期的開催するなど、**幼児教育施設と小学校の継続的な対話を確保**、コミュニティ・スクール等を活用し、**保護者や地域住民の参画を得る仕組みづくり**

2. 幼児教育の特性に関する社会や小学校等との認識の共有

幼児教育施設と小学校が、保護者や地域住民等の参画を得ながら、架け橋期の教育の充実に図るためには、幼児教育の特性について、認識の共有を図ることが必要。

① 幼児教育の特性に関する認識の共有 **幼** **小**

- ・ 幼児期の遊びを通じた学び[※]の特性に関する社会や小学校等との認識の共有が未だ十分ではないため、様々な研究や実践の成果に基づく知見を活用して幅広く伝え、**遊びを通じた学びの教育的意義や効果の共通認識を図る**
[※]幼児期は、子供が遊びを中心として、頭も心も体も動かし、主体的に様々な対象と直接関わりながら総合的に学んでいくとともに、遊びを通して思考を巡らし、想像力を発揮し、自分の体を使って、友達と様々なことを学んでいく

② ICTの活用による教育実践や子供の学びの見える化 **幼**

- ・ ICTを活用したドキュメンテーションやポートフォリオにより**日々の教育実践や子供の学びを「見える化」**し、先生の教育の意図等を併せて伝えることにより、幼児教育の特性や教育方針等について、**保護者や地域住民の理解を促進**
- ・ 「見える化」による保護者や地域住民との連携の**好事例等を収集・発信**し、幼児教育の特性に関する社会の認識を向上

3. 特別な配慮を必要とする子供や家庭への支援

障害のある子供や外国籍等の子供など、特別な配慮を必要とする子供や家庭への適切な支援が必要。

① 特別な配慮を必要とする子供と家庭のための幼保小の接続 **幼** **小**

- ・ 特別な配慮を必要とする子供の対応が増加しており、幼児教育施設・小学校と、母子保健、福祉、医療等の関係機関との連携強化により、切れ目ない支援を実施
- ・ 国や地方自治体において、障害のある子供や外国籍等の子供などの受入れに関する研修プログラムを開発、研修資料や教材を作成
- ・ 幼児教育施設は、一人一人に応じた指導を重視する幼児教育のよさを生かしながら子供の実態に応じた適切な支援を実施、小学校は、引き継いで必要な支援を実施

② 好事例の収集 **幼** **小**

- ・ 幼児教育施設や小学校における子供の多様性に配慮した教育の充実に関する好事例等を収集・蓄積して活用

4. 全ての子供に格差なく学びや生活の基盤を育むための支援

核家族化や地域の関わりの希薄化に伴い、家庭や地域の教育力が低下し、幼児教育施設の役割が一層重要。

① 幼児教育施設の教育機能と場の提供 **幼**

- ・ 0歳から5歳の未就園児も含め、様々な体験の機会が得られるよう、幼児教育施設が有する専門的な知見や場を地域に提供し、様々な子供の学びの場への参加を推進
- ・ 幼児教育施設において、保護者の幼児教育に対する理解を深めるとともに、親子登園や相談事業、一時預かり事業等の子育て支援を充実

② 全ての子供のウェルビーイング[※]を保障するカリキュラムの実現 **幼** **小**

- ・ 全ての子供のウェルビーイングを高める観点から、教育課程の編成^{※※}や指導計画の作成、実施や評価、改善等

※身体的・精神的・社会的に良い状態にあること。短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念
※※保育所は「全体的な計画」、幼保連携型認定こども園は「教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画」の作成

5. 教育の質を保障するために必要な体制等

設置者や施設類型を問わず、幼児教育の質の向上や幼保小の接続等の取組を一体的に推進する体制が必要。また、幼児教育施設における人材確保や勤務環境の改善等が必要。

① 地方自治体における推進体制の構築 **幼** **小**

- ・ 地方自治体において、幼保小の担当部局の連携・協働や幼保の担当部局の一元化、幼児教育センターの設置・活用や幼児教育アドバイザーの配置等を推進

② 架け橋期の教育の質保障のために必要な人材育成等 **幼** **小**

- ・ 幼保小に対して専門的な指導・助言等を行う架け橋期のコーディネーターや幼児教育アドバイザーを育成、幼保小接続や生活科を担当する指導主事の配置・指導力の向上
- ・ 幼児教育施設や小学校の管理職や先生の研修を充実
- ・ 架け橋期のカリキュラムや研修等を開発・実施する「幼保小の架け橋プログラム」を推進

③ 幼児期の教育の質保障のために必要な人材確保・定着等 **幼**

- ・ 国において、処遇改善等の必要な施策を引き続き実施
- ・ 地方自治体において、総合的な人材確保策を推進
- ・ 幼児教育施設において、管理職等がマネジメント能力やリーダーシップを発揮するための研修を充実
心理や福祉、障害等の専門的知見を有する者を積極的に活用
働き方改革を推進するため、ICT環境の整備を推進
- ・ 事故等の発生・再発防止のための取組を徹底

6. 教育の質を保障するために必要な調査研究等

幼児教育や幼保小の接続の分野について、データやエビデンスに基づく政策形成が必要。

① 幼保小接続期の教育に関する調査研究 **幼** **小**

- ・ 国において、架け橋期のカリキュラムに基づく評価方法や、諸外国における子供の多様性を尊重した幼保小の接続期の具体的支援や体制の構築について、調査研究を推進

② 幼児期の教育に関する調査研究 **幼**

- ・ 国立教育政策研究所幼児教育研究センター、大学、地方自治体、幼児教育関係団体、民間研究機関等からなる国内外の研究ネットワークを構築
- ・ 質の高い幼児教育とは何かを明らかにするため、国のプロジェクトとして、大規模な長期縦断調査を実施
- ・ 日本独自の質評価指標の開発や園内研修等において活用しやすい質評価指標の開発を推進

幼保小の架け橋プログラムの実施について

- 幼保小の架け橋期の教育の充実を図り、一人一人の多様性に配慮した上で全ての子供に学びや生活の基盤を育む「幼保小の架け橋プログラム」を実施するため、幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き（初版）と参考資料（初版）を作成
- 令和4年度から3か年程度を念頭に、『全国的な架け橋の充実』と『モデル地域における先進事例の実践』を並行して推進
- 「幼保小の架け橋プログラム」のねらいは次のとおり
 - ・幼児期から児童期の発達を見通しつつ、5歳児のカリキュラムと小学校1年生のカリキュラムを一体的に捉え、地域の幼児教育と小学校教育の関係者が連携して、カリキュラム・教育方法の充実・改善にあたることを推進
 - ・3要領・指針、特に「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の正しい理解を促し、教育方法の改善に生かしていくことができる手立てを普及
 - ・架け橋期に園の先生が行っている環境の構成や子供への関わり方に関する工夫を見える化し、家庭や地域にも普及 など

地域における体制のイメージ

自治体：地域の全関係機関の参画による「幼保小の架け橋期のカリキュラム」の開発、実施、評価・改善

○架け橋期のカリキュラム開発会議

【構成員】

- ・幼稚園、保育所、認定こども園、小学校
- ・教育委員会、子育て担当部局
- ・教員等養成や研修に関わる大学や専門学校
- ・保護者や地域の関係者
- ・架け橋期のコーディネーター（有識者）
- ・幼保小の関係団体
- ・有識者

幼稚園関係団体
保育所関係団体
認定こども園関係団体
小学校関係団体
※団体間の連携の強化、団体主催の研修や会議を活用した普及啓発

大学等
※取組への助言、養成・研修への反映等

家庭・地域
※子供の育ちの共有、各園・小学校の取組への協力

様々な立場から意見や事例（動画や画像を含む）を出し合っ
て話し合う



幼保小の架け橋プログラムの実施に
向けての手引き（初版）

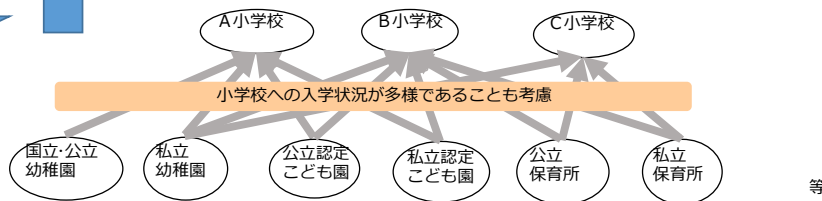
令和4年3月31日
文部科学省

※開発会議、園・学校、自治体が本プログラムを進めていく上でのイメージについて、基盤づくりから改善・発展サイクルの定着に至るまでの4つのフェーズから記載。自分たちが、今このフェーズにいるのかを判断し、次のフェーズに向けた取り組みのイメージ例も記載。

【取組内容】

- ・手引き（初版）、参考資料（初版）を活用しつつ、架け橋期のカリキュラムの開発
- ・カリキュラムの実施に必要な研修、教材としての環境の活用等の開発
- ・持続的・発展的な架け橋期のカリキュラムに必要な支援
- ・国による架け橋期の教育の質保障の枠組みからの助言や各園・小学校の実践の検証結果を踏まえ改善 等

架け橋期のカリキュラムを踏まえ、教育課程編成・指導計画作成、実施
各園・小学校において、接続をコーディネートする者の明確化
持続的・発展的に実施する組織体制の構築



架け橋期の教育の質保障(国)

【検証体制】

- ・幼保小の接続期の教育の質的向上に関する検討チームのメンバー及び関係者 等

【検証等の内容】

- ①実態調査
- ②改善事項の整理
取組推進

質保障

幼児教育推進体制等を通じ、事業の成果を全国の取組に普及・反映

全国的な取組の実施と併せて行う

幼保小の架け橋プログラム事業
令和5年度予算額 2.2億円

- ・幼保小の架け橋プログラムについて、モデル地域において具体的に開発し実践
- ・モデル地域の成果検証の実施

※「幼児教育の質保障に関する調査研究」に関する金額を除く予算額

道 県

北海道

岐阜県

滋賀県

広島県

山口県

高知県

市 町

大館市
(秋田県)

白石市
(宮城県)

西会津町
(福島県)

川越市
(埼玉県)

横浜市
(神奈川県)

袋井市
(静岡県)

掛川市
(静岡県)

京都市
(京都府)

枚方市
(大阪府)

箕面市
(大阪府)

津和野町
(島根県)

高松市
(香川県)

竹田市
(大分県)

第1章 総則

第3 教育課程の役割と編成等

5 小学校教育との接続に当たっての留意事項

- (1) 幼稚園においては、幼稚園教育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにするものとする。
- (2) 幼稚園教育において育まれた資質・能力を踏まえ、小学校教育が円滑に行われるよう、小学校の教師との意見交換や合同の研究の機会などを設け、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有するなど連携を図り、幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続を図るよう努めるものとする。

解説(抜粋)

※下線部：主な改訂箇所

○幼稚園と小学校では、子供の生活や教育方法が異なる。

○子供の発達と学びの連続性を確保するためには、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手掛かりに、幼児期から児童期への発達の流れを理解することが大切。すなわち、子供の発達を長期的な視点で捉え、互いの教育内容や指導方法の違いや共通点について理解を深めることが大切。

○幼稚園教育と小学校教育の円滑な接続を図るため、小学校の教師との意見交換や合同の研究会や研修会、保育参観や授業参観などの連携を図ることが大切。その際、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有して意見交換を行ったり、事例を持ち寄って話し合ったりすることなどが考えられる。

(参考)小学校学習指導要領 ※下線部:主な改訂箇所

第1章 総則

第2 教育課程の編成

4 学校段階等間の接続

教育課程の編成に当たっては、次の事項に配慮しながら、学校段階等間の接続を図るものとする。

(1) 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を踏まえた指導を工夫することにより、幼稚園教育要領等に基づく幼児期の教育を通して育まれた資質・能力を踏まえて教育活動を実施し、児童が主体的に自己を発揮しながら学びに向かうことが可能となるようにすること。

また、低学年における教育全体において、例えば生活科において育成する自立し生活を豊かにしていくための資質・能力が、他教科等の学習においても生かされるようにするなど、教科等間の関連を積極的に図り、幼児期の教育及び中学年以降の教育との円滑な接続が図られるよう工夫すること。特に、小学校入学当初においては、幼児期において自発的な活動としての遊びを通して育まれてきたことが、各教科等における学習に円滑に接続されるよう、生活科を中心に、合科的・関連的な指導や弾力的な時間割の設定など、指導の工夫や指導計画の作成を行うこと。

第2章 各教科

第5節 生活

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(4) 他教科等との関連を積極的に図り、指導の効果を高め、低学年における教育全体の充実を図り、中学年以降の教育へ円滑に接続できるようにするとともに、幼稚園教育要領等に示す幼児期の終わりまでに育ってほしい姿との関連を考慮すること。特に、小学校入学当初においては、幼児期における遊びを通じた総合的な学びから他教科等における学習に円滑に移行し、主体的に自己を発揮しながら、より自覚的な学びに向かうことが可能となるようにすること。その際、生活科を中心とした合科的・関連的な指導や、弾力的な時間割の設定を行うなどの工夫をすること。

※国語、算数、音楽、図画工作、体育、特別活動においても、上記と同様の記載がされている。

スタートカリキュラムのイメージ

小学校
中学年

教科等の特質に応じた
「見方・考え方」や
資質・能力を育むとともに、
教科横断的にそれらを
総合・統合していく学び

小学校
低学年

生活科を中心としたスタートカリキュラムの中で、合科的・関連的な指導も含め、子供の生活の流れの中で、幼児期の終わりまでに育った姿が発揮できるような工夫を行いながら、短時間学習なども含めた工夫を行うことにより、**幼児期に総合的に育まれた「見方・考え方」や資質・能力を、徐々に各教科等の特質に応じた学びにつなげていく時期**

接続

幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を手掛かりとしながら、幼児の得意なところや更に伸ばしたいところを見極め、それらに応じた関わりをしたり、より自立的・協同的な活動を促したりするなど、**意図的・計画的な環境の構成に基づいた総合的な指導の中で、バランスよく「見方・考え方」や資質・能力を育む時期**

幼児
教育

遊びや生活の中で、
幼児期の特性に応じた
「見方・考え方」や
資質・能力を育む学び

< 未就園段階： 家庭や地域での生活 >

社会

社会的事象の見方・考え方

位置や空間的な広がり、時期や時間の経過、事象や人々の相互関係などに着目して社会的事象を見出し、比較・分類したり総合したり、国民の生活と関連付けること

総合的な学習の時間

探究的な見方・考え方

各教科等における見方・考え方を総合的に活用して、広範な事象を多様な角度から俯瞰して捉え、実社会や実生活の文脈や自己の生き方と関連付けること

理科

理科の見方・考え方

身近な自然の事物・現象を、質的・量的な関係や時間的・空間的な関係などの科学的な視点で捉え、比較したり、関係付けたりするなど、問題解決の方法を用いて考えること

生活科

< 身近な生活に関わる見方・考え方 >

身近な人々、社会及び自然を自分との関わりで捉え、比較、分類、関連付け、試行、予測、工夫することなどを通して、自分自身や自分の生活について考えること

具体的な活動や体験を通して、身近な生活に関わる見方・考え方を生かし、自立し生活を豊かにしていくための資質・能力を、次のように育成することを目指す

- 活動や体験の過程において、自分自身、身近な人々、社会及び自然の特徴やよさ、それらの関わりに気付くとともに、生活上必要な習慣や技能を身に付けるようにする
- 身近な人々、社会及び自然を自分との関わりで捉え、自分自身や自分の生活について考え表現する力を育成する
- 身近な人々、社会及び自然に自ら働きかけ、意欲や自信を持って学んだり生活を豊かにしたりしようとする態度を育てる

「スタートカリキュラム」を通じて、各教科等の特質に応じた学びにつなぐ

健康な心と体

自立心

協同性

道徳性・規範意識の芽生え

社会生活との関わり

思考力の芽生え

自然との関わり・生命尊重

数量・図形、文字等への関心・感覚

言葉による伝え合い

豊かな感性と表現

幼児期の終わりまでに育ってほしい姿

※各教科等の「見方・考え方」を踏まえて、関係性を示したものである。また、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の項目の濃淡は、小学校教育との関連が分かるように示したものであり、基本的にはすべての教科に関わっているが、濃い部分は特に意識的につながりを考えていくことが求められるもの。幼児教育において小学校教育を前倒しで行うことを意図したものではない。

ゼロからのスタートじゃない!

子供は幼児期にたっぷりと学んできています

幼児期 学びの芽生え

- 楽しいことや好きなことに集中することを通して、様々なことを学んでいく。
- 遊びを中心として、頭も心も体も動かして様々な対象と直接関わりながら、総合的に学んでいく。
- 日常生活の中で、様々な言葉や非言語によるコミュニケーションによって他者と関わり合う。



幼児教育

- 5領域（健康、人間関係、環境、言葉、表現）を総合的に学んでいく教育課程等
- 子供の生活リズムに合わせた1日の流れ
- 身の回りの「人・もの・こと」が教材
- 総合的に学んでいくために工夫された環境の構成 など



児童期 自覚的な学び

- 学ぶことについての意識があり、集中する時間とそうでない時間（休憩の時間等）の区別が付き、自分の課題の解決に向けて、計画的に学んでいく。
- 各教科等の学習内容について授業を通して学んでいく。
- 主に授業の中で、話したり聞いたり、読んだり書いたり、一緒に活動したりすることで他者と関わり合う。



小学校教育

自立
成長
安心

スタートカリキュラム

- 各教科等の学習内容を系統的に学ぶ教育課程
- 時間割に沿った1日の流れ
- 教科書が主たる教材
- 系統的に学ぶために工夫された学習環境 など

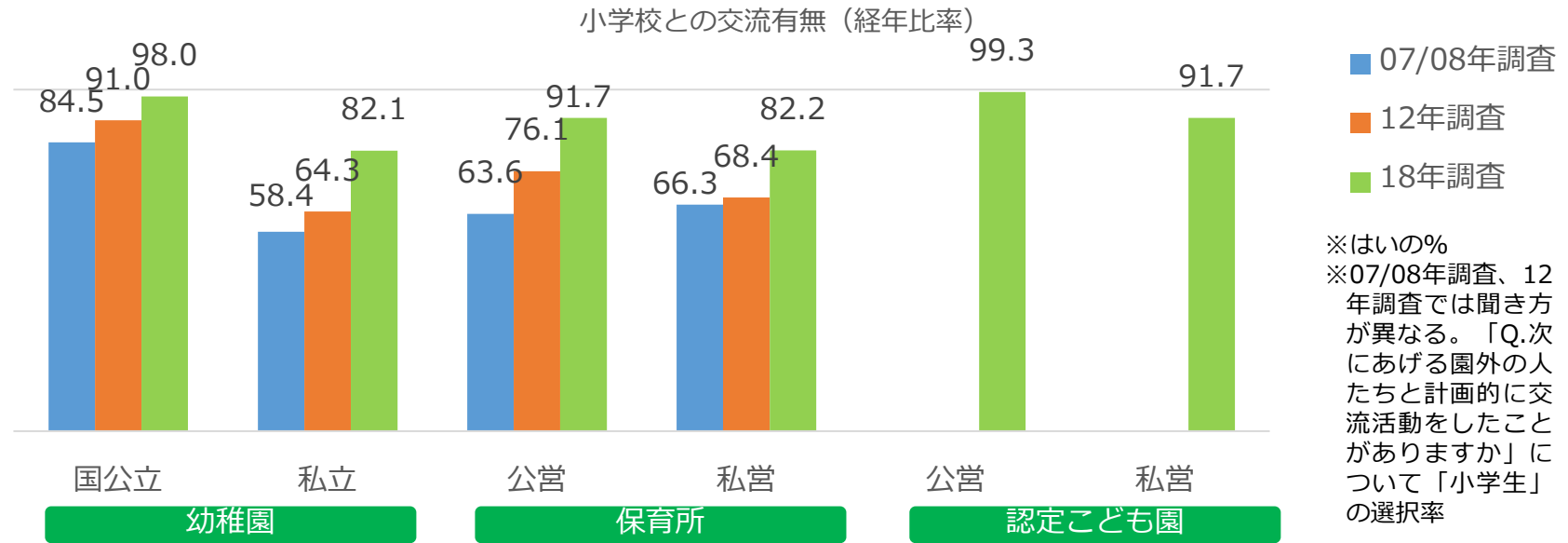
安心

成長

自立

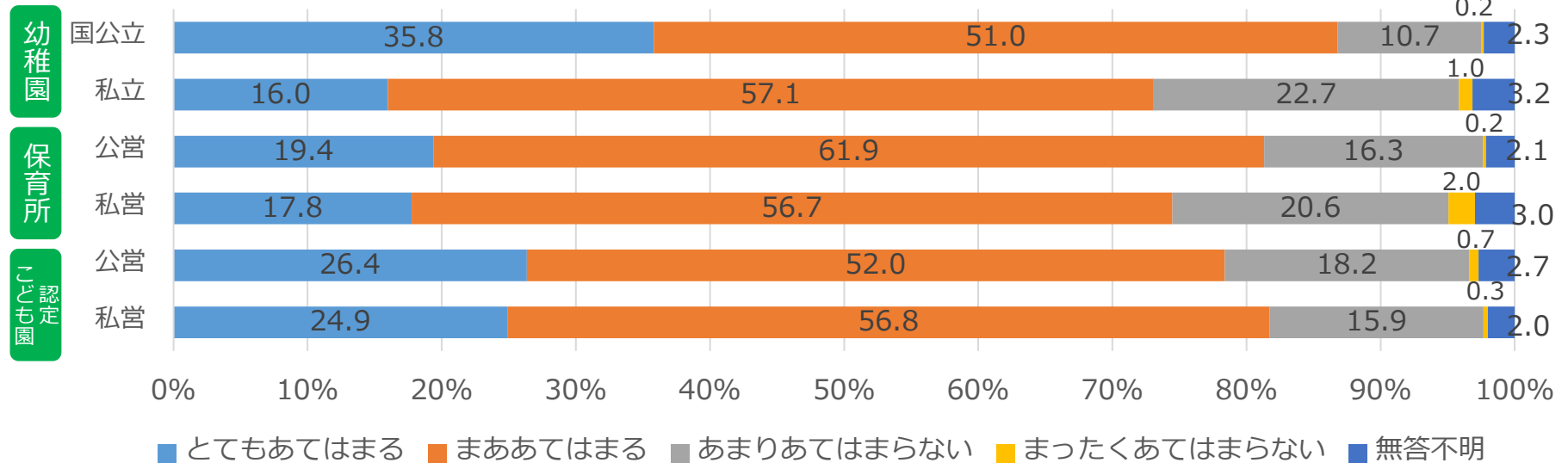


貴園では、地域の小学校との交流活動をしていますか。



小学校での連携を園の課題と感じているか

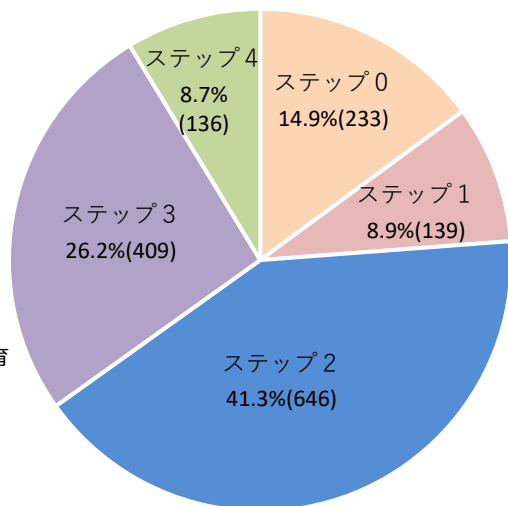
連携に関する課題を感じている園が多い



市町村における幼小連携・接続の状況

出典：文部科学省 幼児教育実態調査

- 幼保小連携・接続が実施されている（ステップ3・4）割合は34.9%であり、予定・計画がないまたは検討中である（ステップ0・1）割合は23.8%であった。
- 年数回の授業、行事、研究会などの交流があるが、接続を見通した教育課程の編成・実施は行われていない（ステップ2）割合は41.3%であった。



ステップ0：
連携の予定・計画がまだ無い。

ステップ1：
連携・接続に着手したいが、まだ検討中である。

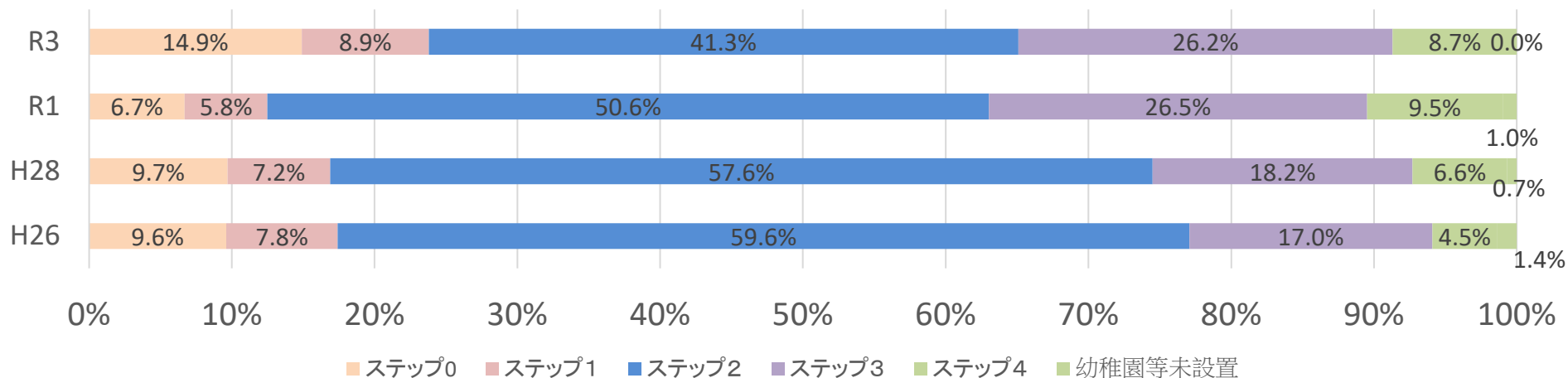
ステップ2：
年数回の授業、行事、研究会などの交流があるが、接続を見通した教育課程の編成・実施は行われていない。

ステップ3：
授業、行事、研究会などの交流が充実し、接続を見通した教育課程の編成・実施が行われている。

ステップ4：
接続を見通して編成・実施された教育課程について、実施結果を踏まえ、更によりよいものとなるよう検討が行われている。

※1 母数：回答した1,563市町村（幼稚園・保育所・幼保連携型認定こども園いずれも未設置の市町村を除く）

※2 グラフ中の（）内は市町村数

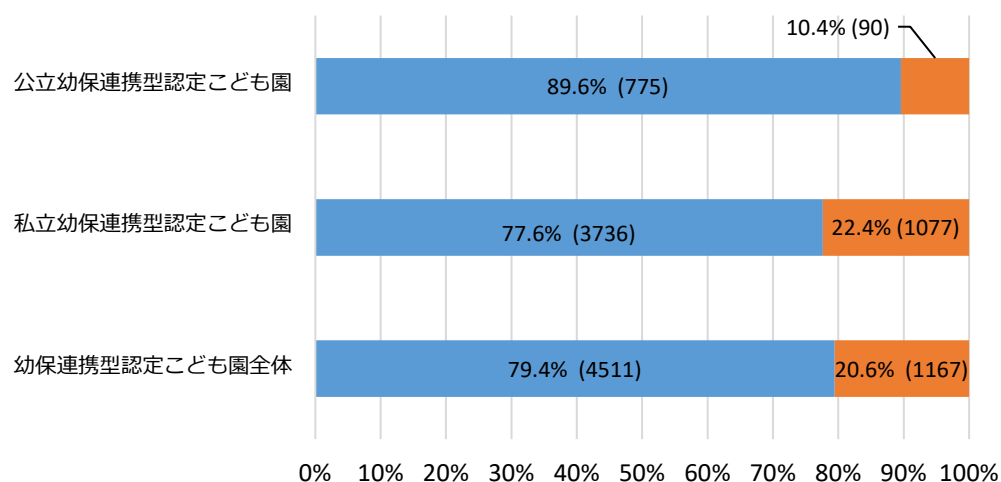
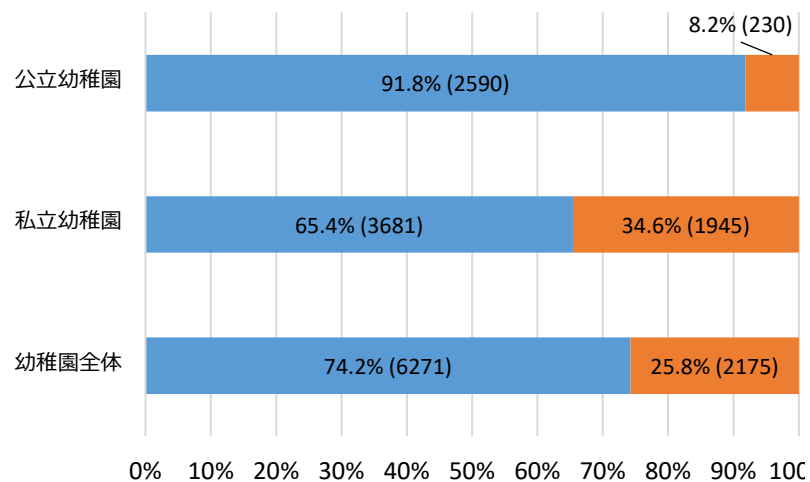


小学校との連携状況

- 幼稚園においては、74.2%（公立：91.8%、私立：65.4%）が連携の取組みを実施。
- 幼保連携型認定こども園においては、79.4%（公立：89.6%、私立：77.6%）が連携の取組みを実施。

幼稚園

幼保連携型認定こども園

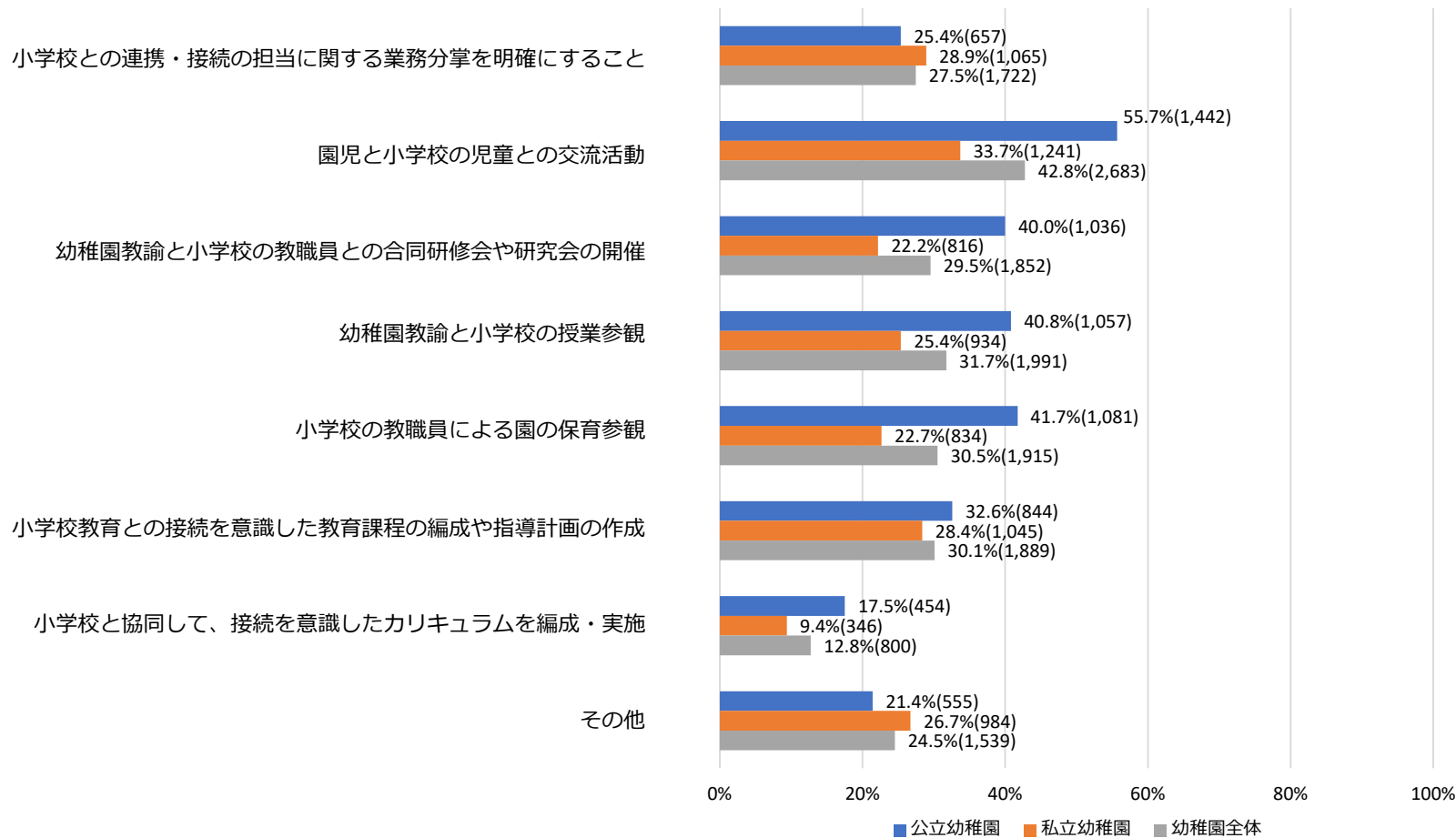


■ 実施した ■ 実施しなかった（無回答含む）

※1 母数：
 ・8,446 幼稚園（公立：2,820 園、私立：5,626 園）
 ・5,678 幼保連携型認定こども園（公立：865 園、私立：4,813 園）
 ※2 グラフ中の（ ）内は園数

連携の取組み内容（幼稚園）

幼稚園



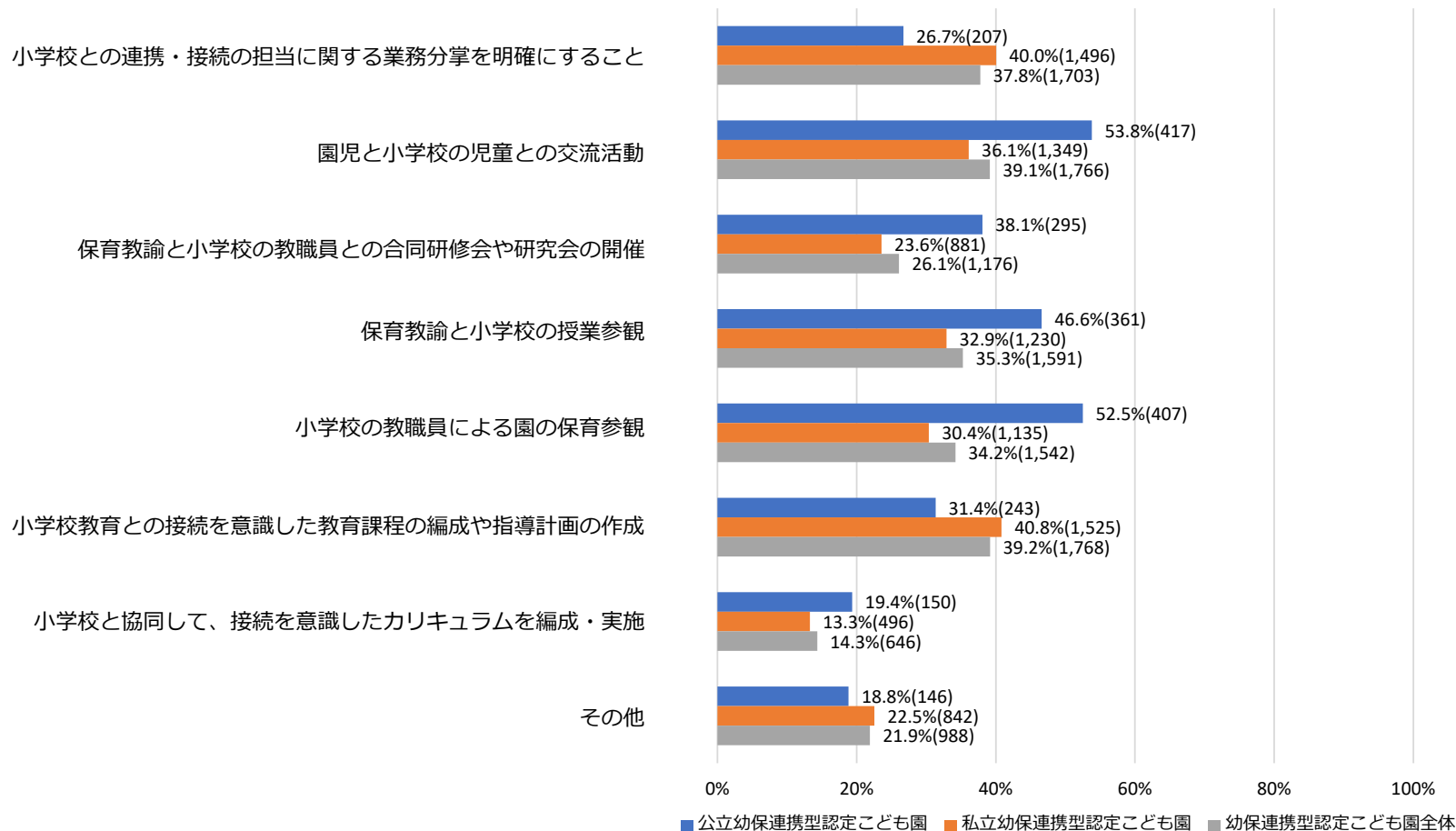
※1 母数：4.（1）において小学校との連携の取組みを「実施」と回答した6,271幼稚園（公立：2,590園、私立：3,681園）

※2 グラフ中の（ ）内は園数

※3 複数回答

連携の取組み内容（幼保連携型認定こども園）

幼保連携型認定こども園



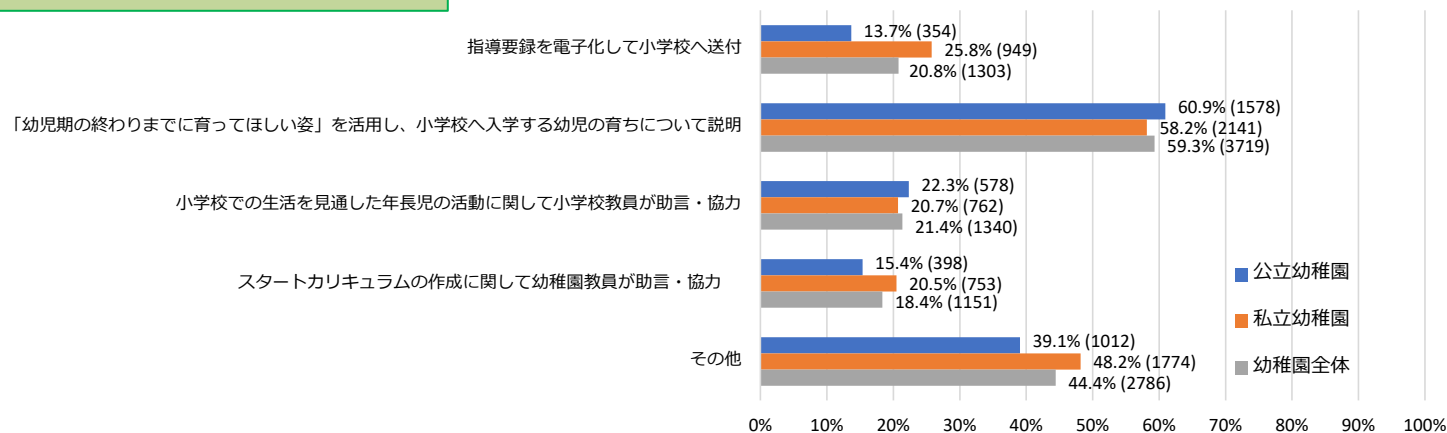
※1 母数：4.(1)において小学校との連携の取組みを「実施」と回答した4,511幼保連携型認定こども園（公立：775園、私立：3,736園）

※2 グラフ中の（ ）内は園数

※3 複数回答

情報共有の方法

幼稚園

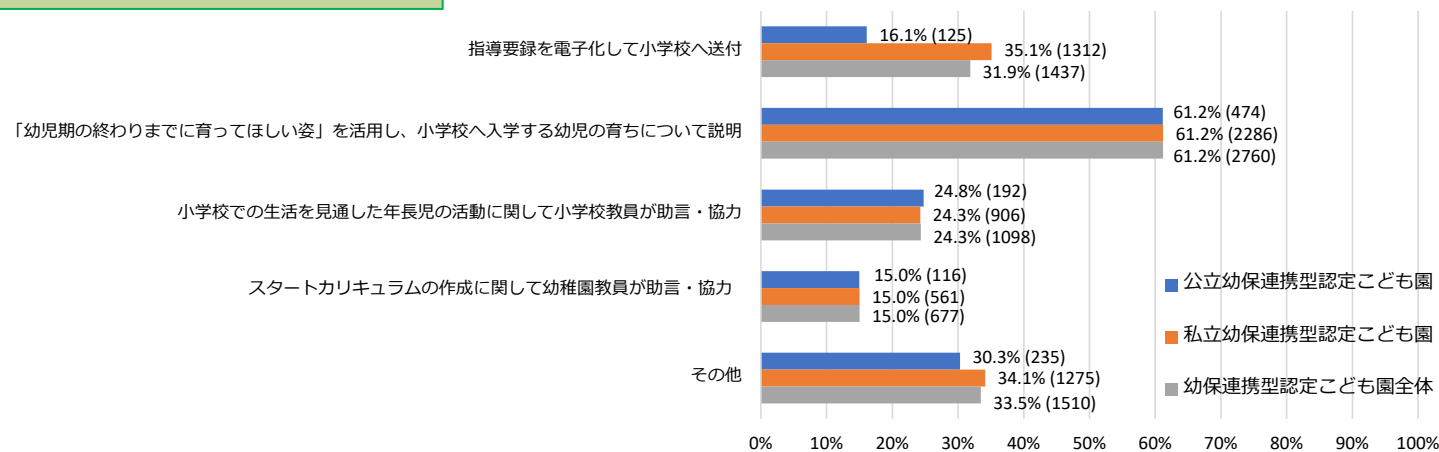


※1 母数：4.(1)において小学校との連携の取組みを「実施」と回答した6,271幼稚園（公立：2,590園、私立：3,681園）

※2 グラフ中の（ ）内は園数

※3 複数回答

幼保連携型認定こども園



※1 母数：4.(1)において小学校との連携の取組みを「実施」と回答した4,511幼保連携型認定こども園（公立：775園、私立：3,736園）

※2 グラフ中の（ ）内は園数

※3 複数回答

5. 特別な配慮を必要とする幼児への指導

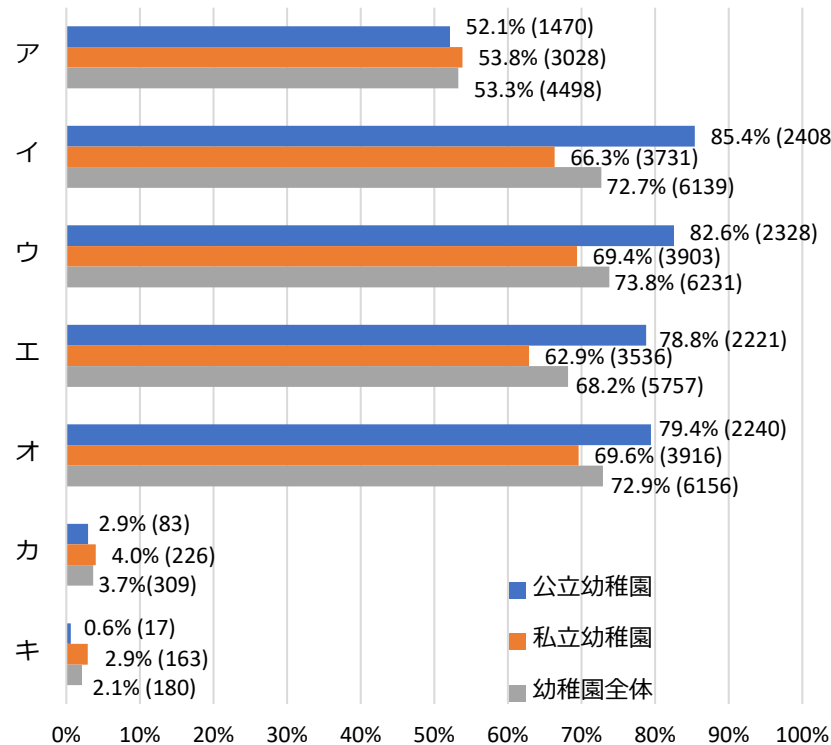
障害のある幼児等とその保護者との連携にあたって今後充実が求められる支援（幼稚園）

※ 「障害のある幼児等」は園の認識において判断した数を指しており、必ずしも診断や手帳を有しているものではない。

幼稚園

障害のある幼児等の数

	園児数	在園している園数	在園している園の割合	1園あたりの人数
公立幼稚園	18,774人	2,319園	82.2%	8.1人/園
私立幼稚園	37,627人	4,203園	74.7%	9.0人/園
幼稚園全体	56,401人	6,522園	77.2%	8.6人/園



ア：幼稚園の教員免許を有する者の配置（財政支援を含む）

イ：特別支援教育支援員など、障害のある幼児等への支援について専門性を有する者の配置（財政支援を含む）

ウ：巡回相談等、障害への気付きや障害のある幼児等への関わり方（個別の指導計画を含む）に関する助言や研修

エ：家庭、地域及び医療や福祉、保健等の関係機関との連携（個別の教育支援計画の作成を含む）への助言や研修

オ：保護者との関わり方に関する助言や研修

カ：ア～オ以外の取組み

キ：過去に障害のある幼児等が在園したことがない

※1 母数：8,446幼稚園（公立：2,820園、私立：5,626園）

※2 グラフ中の（ ）内は園数

※3 複数回答

特別な配慮を必要とする幼児又はその保護者への支援、家庭の実情に応じた支援

出典：文部科学省 令和3年度幼児教育実態調査

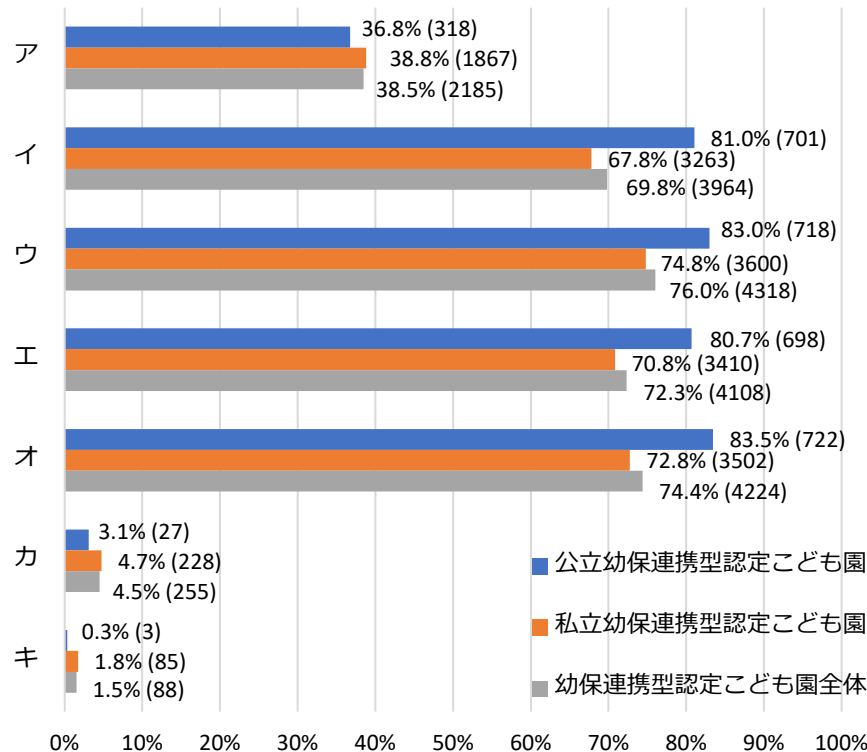
障害のある幼児等とその保護者との連携にあたって今後充実が求められる支援 (幼保連携型認定こども園)

※ 「障害のある幼児等」は園の認識において判断した数を指しており、必ずしも診断や手帳を有しているものではない。

幼保連携型認定こども園

障害のある幼児等の数

	園児数	在園している園数	在園している園の割合	1園あたりの人数
公立幼保連携型認定こども園	7,212人	647園	74.8%	11.1人/園
私立幼保連携型認定こども園	17,388人	2,751園	57.2%	6.3人/園
幼保連携型認定こども園全体	24,600人	3,398園	59.8%	7.2人/園



ア：幼稚園の教員免許を有する者の配置（財政支援を含む）

イ：特別支援教育支援員など、障害のある幼児等への支援について専門性を有する者の配置（財政支援を含む）

ウ：巡回相談等、障害への気付きや障害のある幼児等への関わり方（個別の指導計画を含む）に関する助言や研修

エ：家庭、地域及び医療や福祉、保健等の関係機関との連携（個別の教育支援計画の作成を含む）への助言や研修

オ：保護者との関わり方に関する助言や研修

カ：ア～オ以外の取組み

キ：過去に障害のある幼児等が在園したことがない

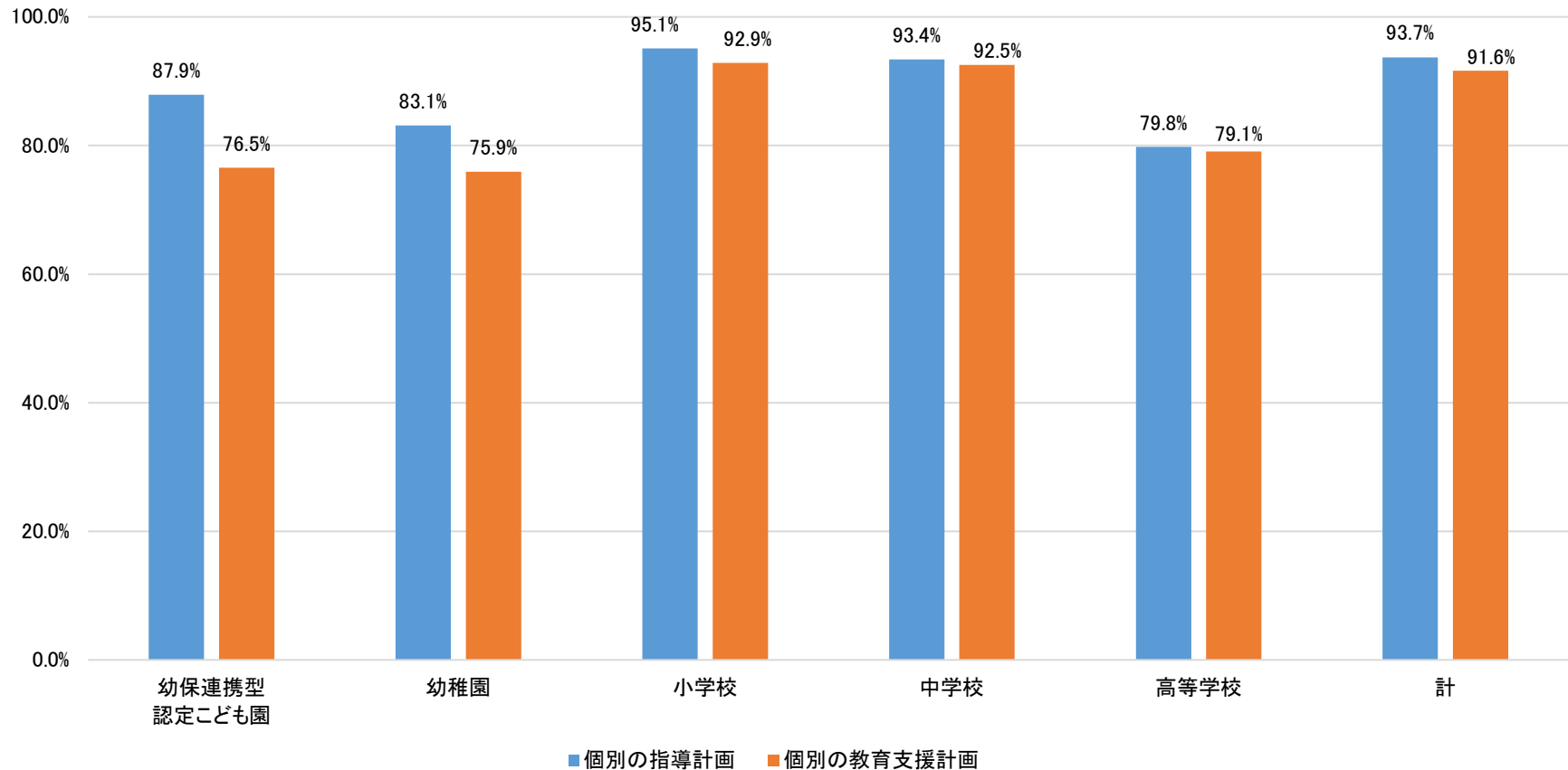
※1 母数：5,678幼保連携型認定こども園（公立：865園、私立：4,813園）

※2 グラフ中の（ ）内は園数

※3 複数回答

個別の指導計画、個別の教育支援計画の作成を必要とする幼児児童生徒

国公私立計・個別の指導計画、個別の教育支援計画の作成を必要とする幼児児童生徒（令和4年度）

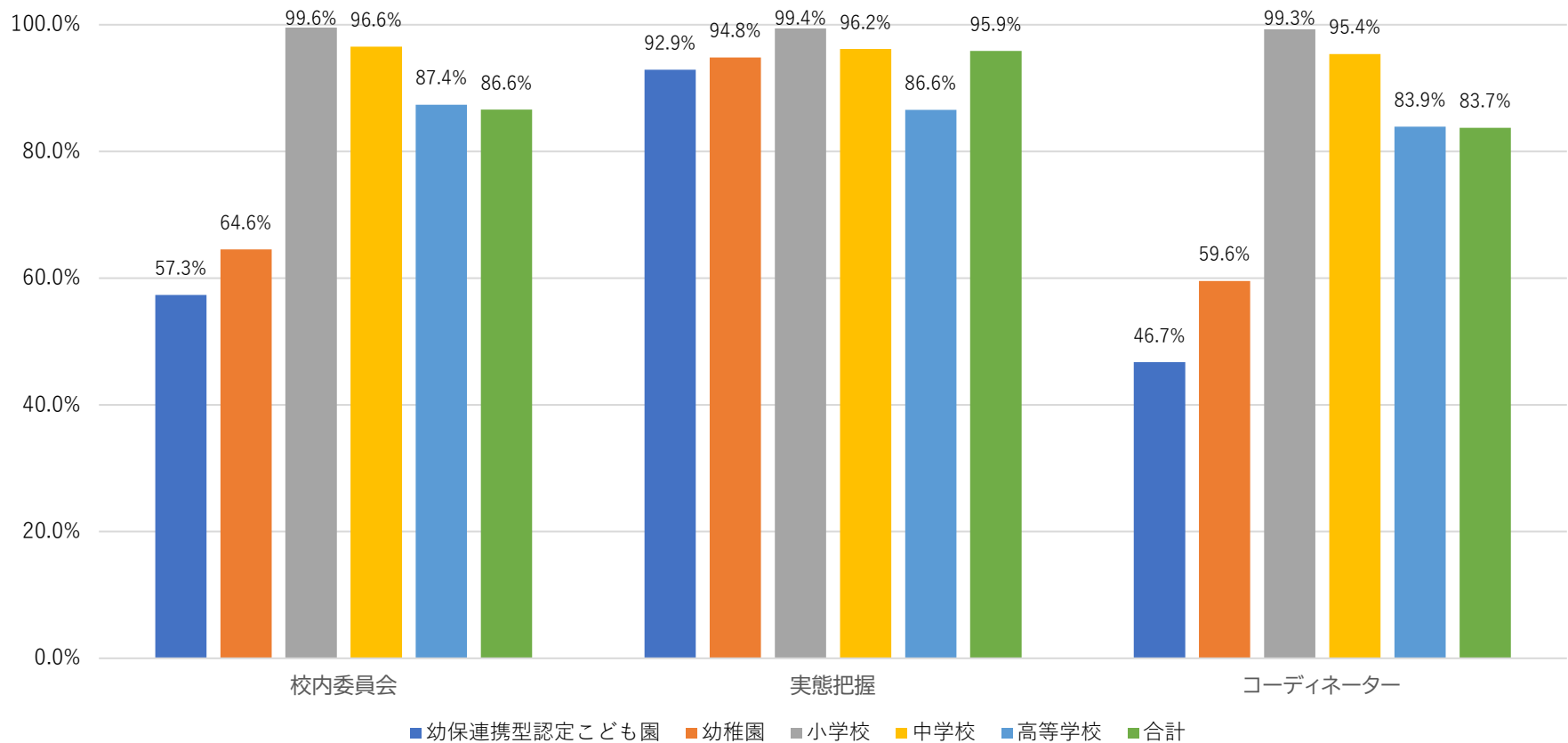


- ※「個別の指導計画」：幼児児童生徒一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かな指導が行えるよう、学校における教育課程や指導計画、当該幼児児童生徒の個別の教育支援計画等を踏まえて、より具体的に幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法を盛り込んだ指導計画。
- ※「個別の教育支援計画」：障害のある幼児児童生徒一人一人のニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考え方の下に、福祉、医療、労働等の関係機関との連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業後までの長期的な視点に立って、一貫して的確な教育的支援を行うために、障害のある幼児児童生徒一人一人について作成した支援計画。
- ※個別の指導計画、個別の教育支援計画の作成を必要とする幼児児童生徒とは、特別支援学級に在籍する児童生徒、通級による指導を受けている児童生徒及び通常の学級に在籍する幼児児童生徒（通級による指導を受けている児童生徒を除く）で、学校等が個別の指導計画、個別の教育支援計画を作成する必要があると判断した者の計。
- ※個別の指導計画、個別の教育支援計画の作成を必要とする幼児児童生徒のうち、実際に個別の指導計画、個別の教育支援計画が作成されている人数の割合。
- ※幼稚園には幼稚園型認定こども園、小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程、高等学校には中等教育学校後期課程を含める。

特別支援教育に関する体制整備状況

○ 幼稚園における特別支援教育に関する体制整備としては、実態把握が9割以上の園で行われている一方、校内委員会の設置、特別支援教育コーディネーターの指名率は他校種に比べて少ない。

国公立計・学校種別・項目別実施率－全国集計グラフ(令和4年度)



※幼稚園には幼稚園型認定こども園、小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程、高等学校には中等教育学校後期課程を含める。

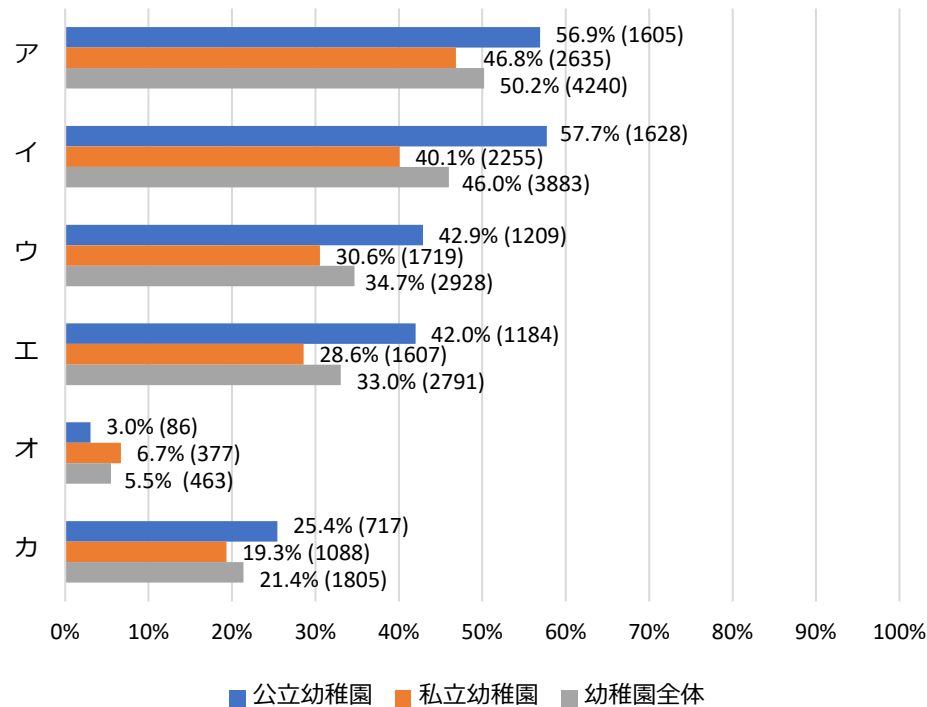
(出典)文部科学省「令和4特別支援教育体制整備状況調査」

外国人幼児等への指導に当たって、今後充実が求められる支援（幼稚園）

外国人幼児等の数

	園児数	在園している園数	在園している園の割合	1園あたりの人数
公立幼稚園	2,066人	805園	28.5%	2.6人/園
私立幼稚園	4,122人	1,316園	23.4%	3.1人/園
幼稚園全体	6,188人	2,121園	25.1%	2.9人/園

幼稚園



ア：保育中に支援を行う教員又は教員を補助する者の配置（財政支援を含む）

イ：外国人幼児等との円滑な意思伝達のための通訳

ウ：外国人幼児等も楽しめる遊びの工夫（絵本や歌等）への助言

エ：幼児の母国の文化、習慣、遊び等に関する研修

オ：ア～エ以外の取組み

カ：過去に外国人幼児等が在園したことがない

※1 母数：8,446幼稚園（公立：2,820園、私立：5,626園）

※2 グラフ中の（ ）内は園数

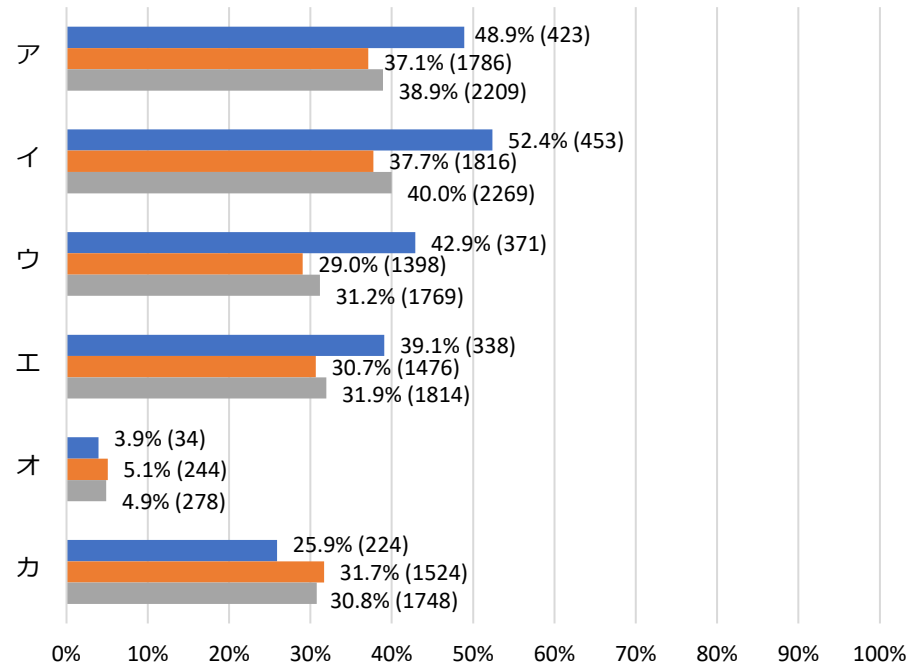
※3 複数回答

外国人幼児等への指導に当たって、今後充実が求められる支援（幼保連携型認定こども園）

外国人幼児等の数

	園児数	在園している園数	在園している園の割合	1園あたりの人数
公立幼保連携型認定こども園	960人	236園	27.3%	4.1人/園
私立幼保連携型認定こども園	1,447人	578園	12.0%	2.5人/園
幼保連携型認定こども園全体	2,407人	814園	14.3%	3.0人/園

幼保連携型認定こども園



ア：保育中に支援を行う教員又は教員を補助する者の配置（財政支援を含む）

イ：外国人幼児等との円滑な意思伝達のための通訳

ウ：外国人幼児等も楽しめる遊びの工夫（絵本や歌等）への助言

エ：幼児の母国の文化、習慣、遊び等に関する研修

オ：ア～エ以外の取組み

カ：過去に外国人幼児等が在園したことがない

■ 公立幼保連携型認定こども園 ■ 私立幼保連携型認定こども園 ■ 幼保連携型認定こども園全体

※1 母数：5,678幼保連携型認定こども園（公立：865園、私立：4,813園）

※2 グラフ中の（ ）内は園数

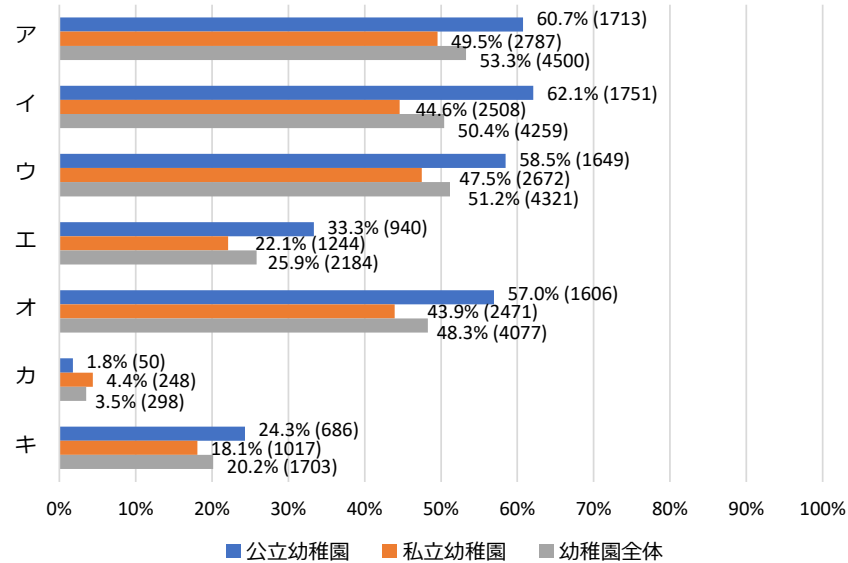
※3 複数回答

特別な配慮を必要とする幼児又はその保護者への支援、家庭の実情に応じた支援

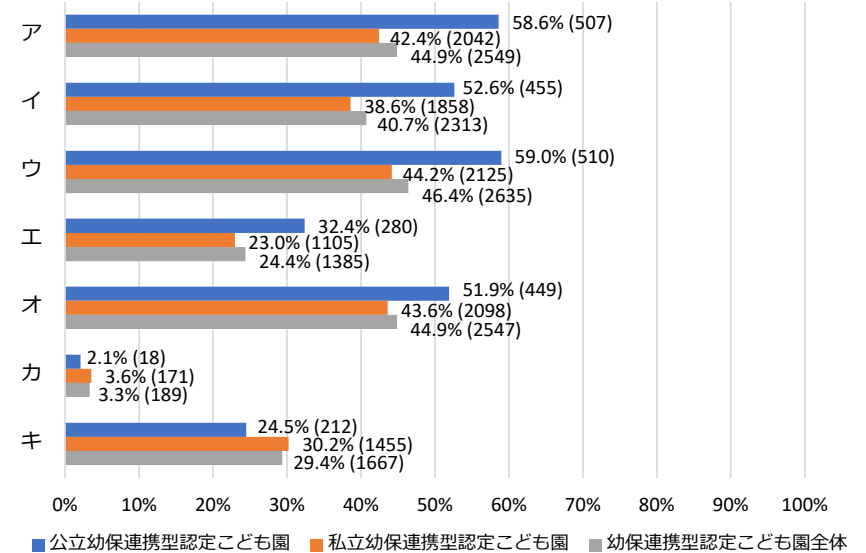
出典: 文部科学省 令和3年度幼児教育実態調査

外国人幼児等の保護者との連携に当たって、今後充実が求められる支援

幼稚園



幼保連携型認定こども園



- ※1 母数：
 - ・ 8,446 幼稚園（公立：2,820 園、私立：5,626 園）
 - ・ 5,678 幼保連携型認定こども園（公立：865 園、私立：4,813 園）
- ※2 グラフ中の（ ）内は園数
- ※3 複数回答

ア：保護者会等の園行事や園だより等における翻訳

イ：保護者会等の園行事や園だより等における通訳

ウ：保護者に日本の幼稚園の生活や教育に関して分かりやすく説明できる資料等

エ：母国の文化、習慣、宗教等に関する研修

オ：保護者から日本での生活等に関して相談を受けた場合の連携窓口
 （例：母語で受診可能な病院を知りたい等、生活に関して相談を受けた場合、幼稚園が保護者に対して紹介できるワンストップの窓口）

カ：ア～オ以外

キ：過去に外国人幼児等が在園したことがない

6. 幼稚園における預かり保育と子育ての支援

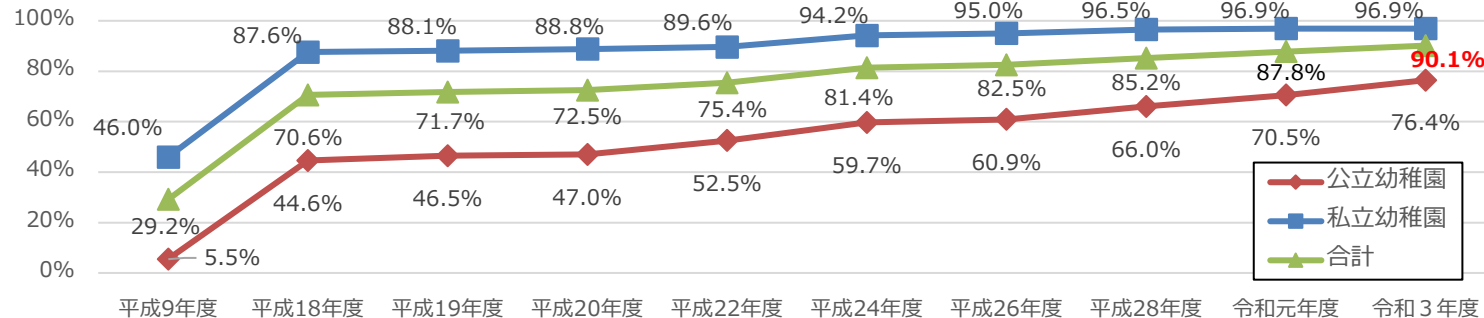
幼稚園における預かり保育実施状況

出典: 文部科学省 令和3年度幼児教育実態調査

※幼稚園における預かり保育: 幼稚園において、地域の実態や保護者の要請により、教育課程に係る教育時間の終了後等に希望する者(在園児)を対象に行う教育活動をいう。

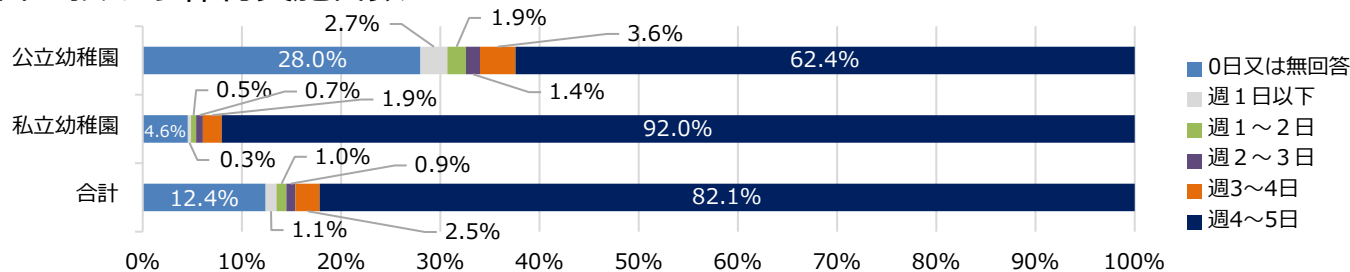
- 預かり保育を実施している幼稚園は、全体の90.1%であった。
- 預かり保育を平日において週4～5日実施している幼稚園は、全体の82.1%であった。
- 預かり保育を平日17時まで、又はその後も実施している幼稚園は、全体の72.2%であった。

・預かり保育を実施している幼稚園

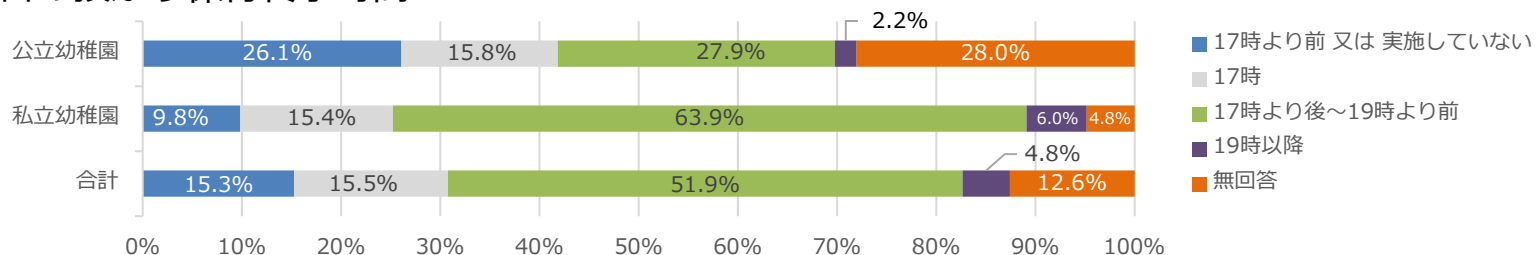


※ 母数: 【平成22年度以前】学校基本調査の幼稚園数(幼稚園型認定こども園を含む。以下同じ)
【平成24・26・28年度、令和元年度】調査回答幼稚園数
【令和3年度】8,446幼稚園(公立:2,820園、私立:5,626園)(無回答含む)

・平日の預かり保育実施日数



・平日の預かり保育終了時間



※ 母数: 8,446幼稚園(公立:2,820園、私立:5,626園)

※ 母数: 8,446幼稚園(公立:2,820園、私立:5,626園)

幼稚園における預かり保育実施状況

出典：文部科学省 令和3年度幼児教育実態調査

- 平日において、預かり保育受入れ幼児数は、1園1日当たり19.4人であった。
- 土曜日において預かり保育を実施している幼稚園は、全体の16.6%であった。
- 長期休業日中も平日と同程度に定期的に預かり保育を実施している幼稚園は、全体の58.2%であった。

	平日の受入れ幼児数（※2）	土曜日における 預かり保育実施状況（※3）	長期休業日における 預かり保育実施状況（※4）
公立幼稚園	10.5人/園・日	7.2%	44.0%
私立幼稚園	23.8人/園・日	21.0%	65.0%
合計	19.4人/園・日	16.6%	58.2%

※1 母数：8,446幼稚園（公立：2,820園、私立：5,626園）

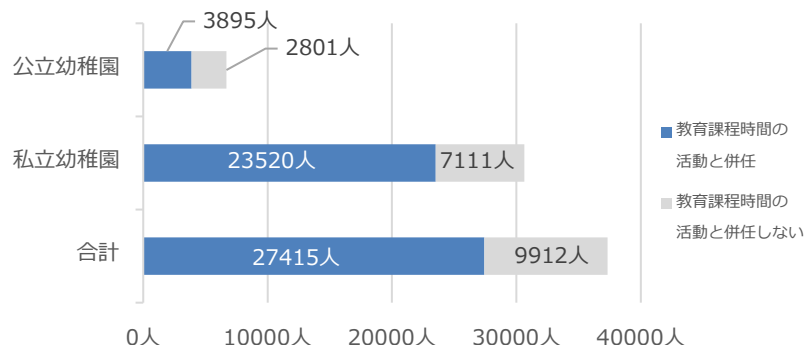
※2 令和3年6月最終週平日の受入れ延べ人数から算出。無回答は0日とみなした。

※3 令和3年6月の土曜日に1日以上受入れを実施した割合。無回答は実施していないとみなした。

※4 春・夏・冬季休業日にいずれも平日と同程度に実施している割合。無回答は実施していないとみなした。

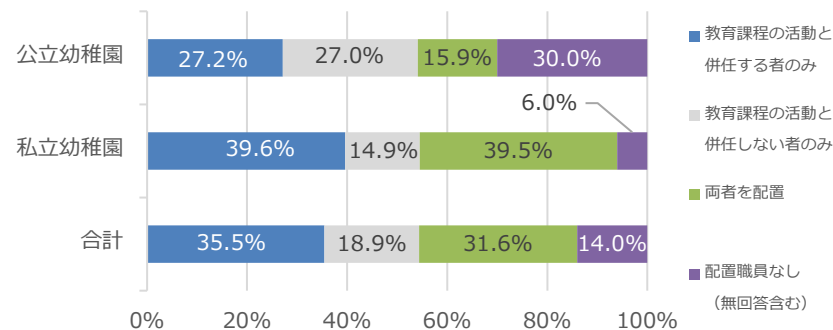
- 預かり保育を担当する職員（非常勤を含み、補助者を除く）のうち、教育課程時間の活動を併任する職員は27,415人であった。
- 預かり保育を担当する職員が、教育課程時間の活動を併任している幼稚園は、全体の67.1%であった。

・担当職員数



※ 無回答は0人とみなした。

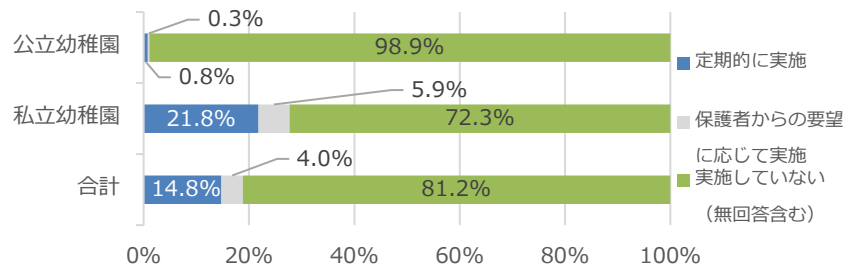
・担当職員配置園数



※ 母数：8,446幼稚園（公立：2,820園、私立：5,626園）

幼稚園における満3歳未満児の定期的・臨時的な預かり

- 満3歳未満の非在園児の定期的又は一時的な預かりを実施している幼稚園は、全体の18.8%であった。
- 平日において、受入れ幼児数は、1園1日当たり3.0人であった。



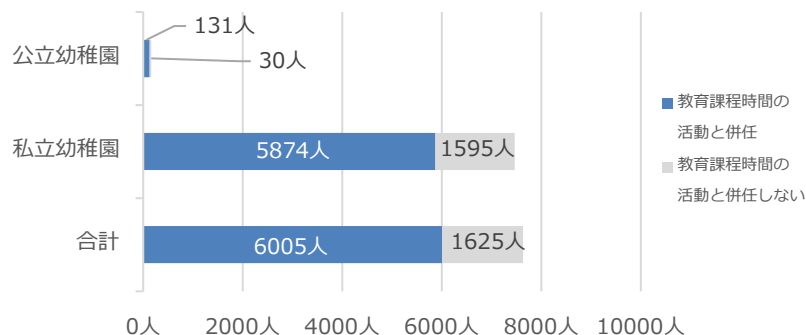
	平日の受入れ幼児数 (分母：全国※ ¹)	平日の受入れ幼児数 (分母：受入れがあった園※ ²)
公立幼稚園	1.0 人/園・日	12.6 人/園・日
私立幼稚園	4.0 人/園・日	12.3 人/園・日
合計	3.0 人/園・日	12.3 人/園・日

※1 母数：8,446幼稚園（公立：2,820園、私立：5,626園）
 ※2 入園前に一時的に行う、いわゆる「ならし保育」を除く。
 ※3 親子登園などの保護者ととも過ごすものは除く。
 ※4 保育の必要性の認定を受けて幼稚園型認定こども園を利用する者を除く。

※1 母数：8,446幼稚園（公立：2,820園、私立：5,626園）
 ※2 母数：2,032幼稚園（公立：228園、私立：1,804園）
 ※3 令和3年6月最終週平日の受入れ延べ人数から算出。無回答は0日とみなした。

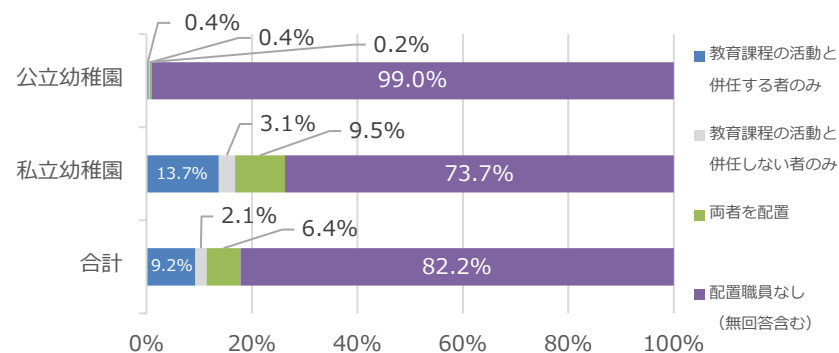
- 満3歳未満の非在園児の預かりを担当する職員（非常勤を含み、補助者を除く）のうち、教育課程時間の活動を併任する職員は6,005人であった。
- 満3歳未満の非在園児の預かりを担当する職員が、教育課程時間の活動を併任している幼稚園は、全体の15.6%であった。

・担当職員数



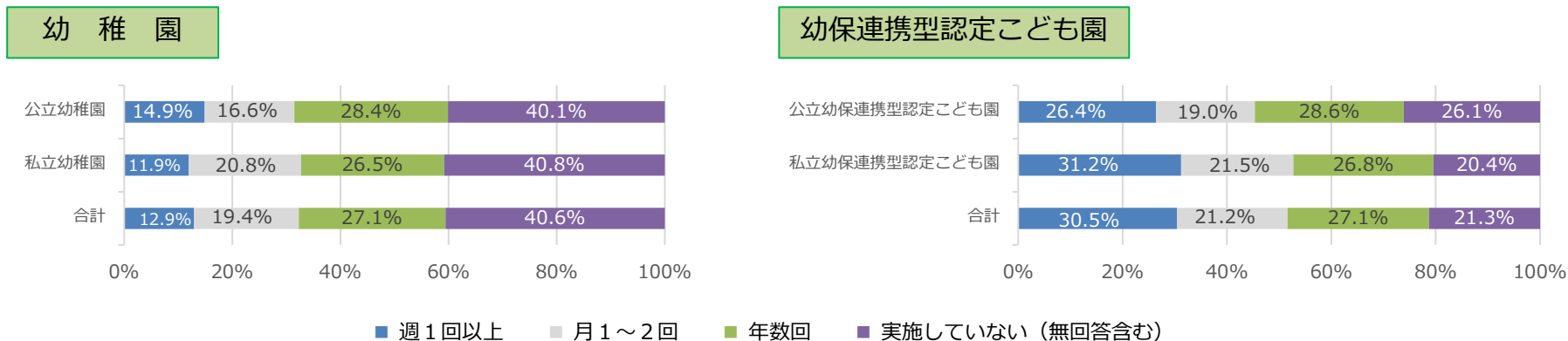
※ 無回答は0人とみなした。

・担当職員配置園数



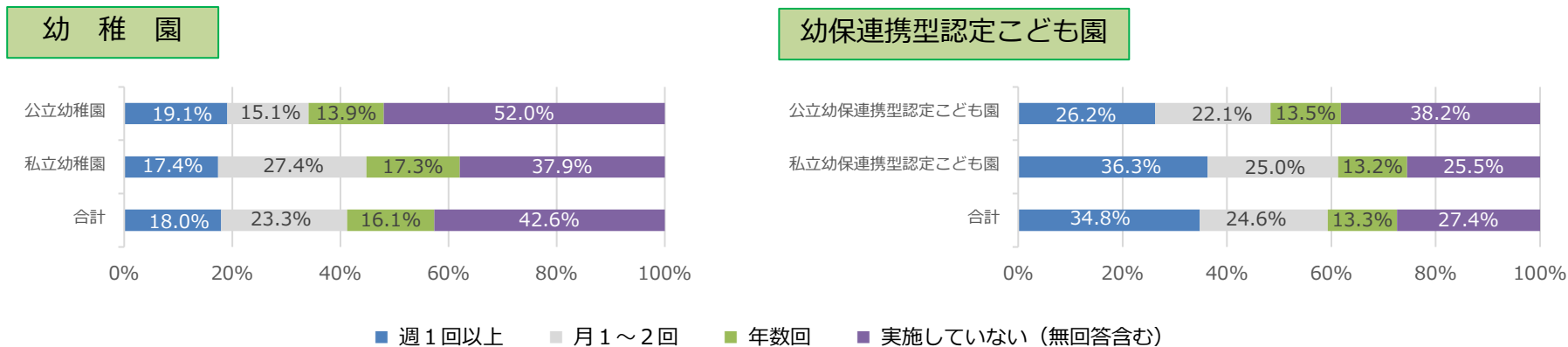
※ 母数：8,446幼稚園（公立：2,820園、私立：5,626園）

対象を保護者全般とした交流、子育て相談、情報提供等の子育て支援



※1 母数：8,446幼稚園（公立：2,820園、私立：5,626園）
 ※2 母数：5,678幼保連携型認定こども園（公立：865園、私立：4,813園）

園庭開放など、対象を保護者に限定しない地域交流による子育て支援



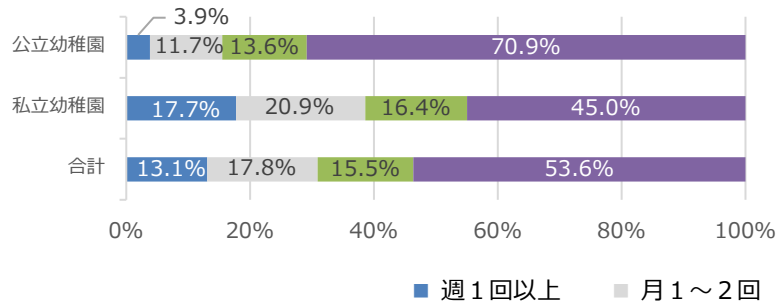
※1 母数：8,446幼稚園（公立：2,820園、私立：5,626園）
 ※2 母数：5,678幼保連携型認定こども園（公立：865園、私立：4,813園）

子育て支援関連活動の実施状況

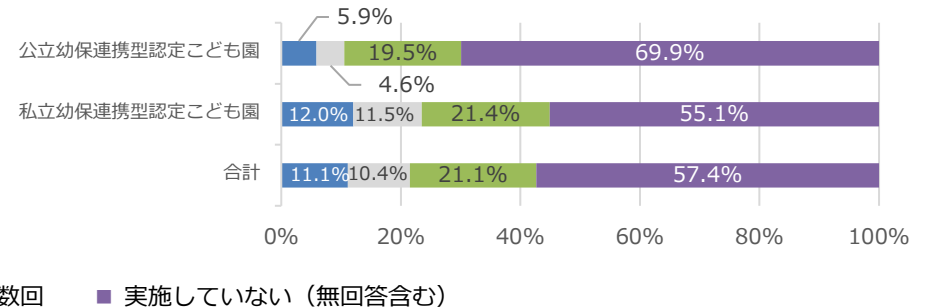
出典：文部科学省 令和3年度幼児教育実態調査

ならし保育、親子登園などによる満3歳未満児の子育て支援（（1）を除く）

幼稚園



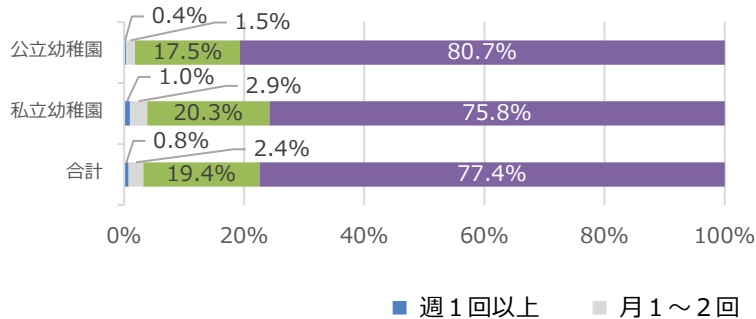
幼保連携型認定こども園



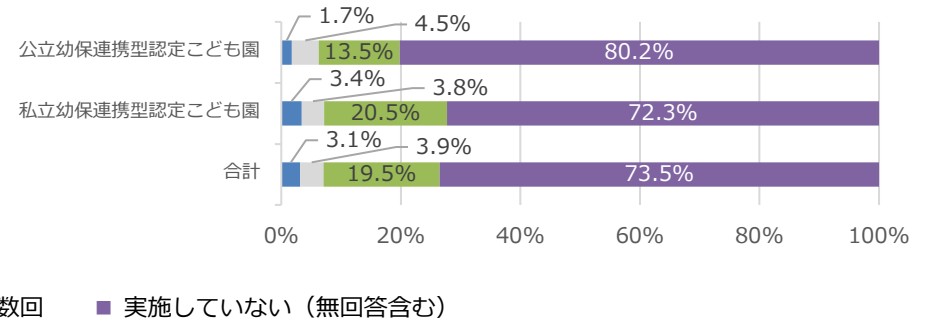
※1 母数：8,446幼稚園（公立：2,820園、私立：5,626園）
 ※2 母数：5,678幼保連携型認定こども園（公立：865園、私立：4,813園）

父親の育児参加に重点を置いた活動（母親を対象としたものを含む）

幼稚園



幼保連携型認定こども園



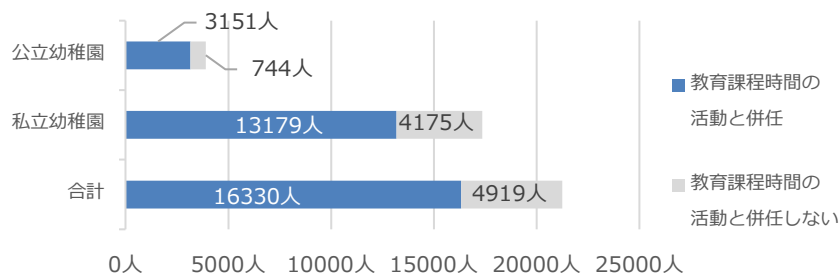
※1 母数：8,446幼稚園（公立：2,820園、私立：5,626園）
 ※2 母数：5,678幼保連携型認定こども園（公立：865園、私立：4,813園）

子育て支援関連活動（（1）を除く）の職員配置

- 担当職員数については、幼稚園・幼保連携型認定こども園ともに教育課程時間の活動と併任している職員が最も多かった。

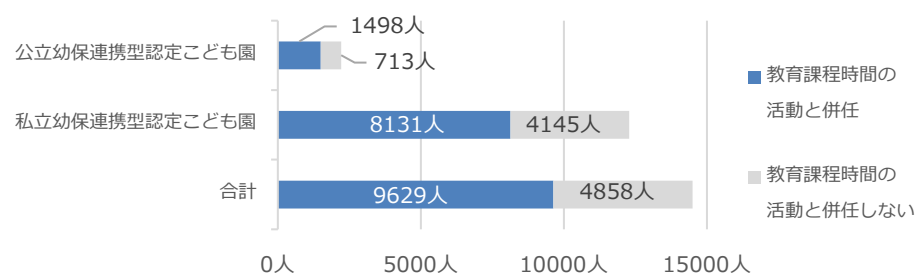
① 担当職員数

幼稚園



※ 無回答は0人とみなした。

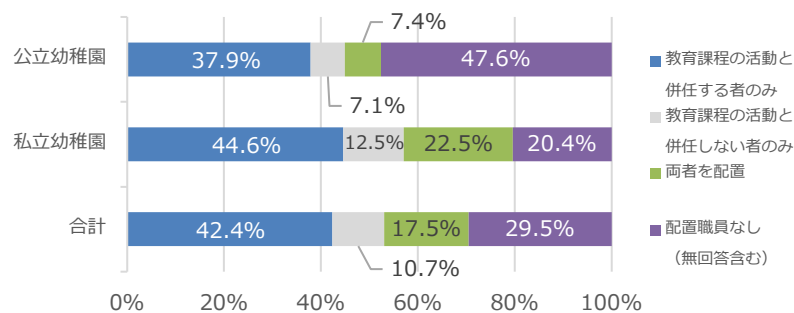
幼保連携型認定こども園



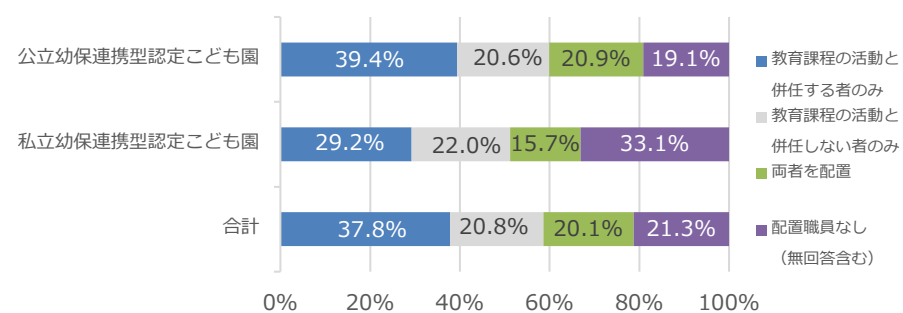
※ 無回答は0人とみなした。

② 担当職員配置園数

幼稚園



幼保連携型認定こども園



※ 1 母数：8,446幼稚園（公立：2,820園、私立：5,626園）

※ 2 母数：5,678幼保連携型認定こども園（公立：865園、私立：4,813園）

7. 幼児教育の推進体制

幼児教育センターの設置等、幼児教育アドバイザー等の配置等の状況

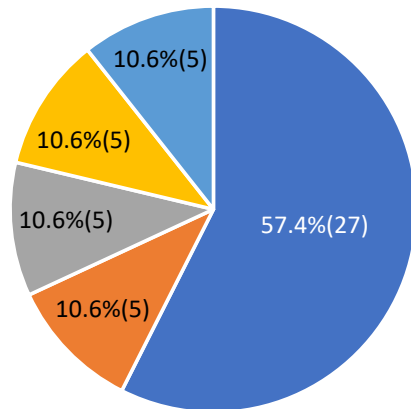
出典：文部科学省 令和3年度幼児教育実態調査

(1) 幼児教育センターの設置等の状況

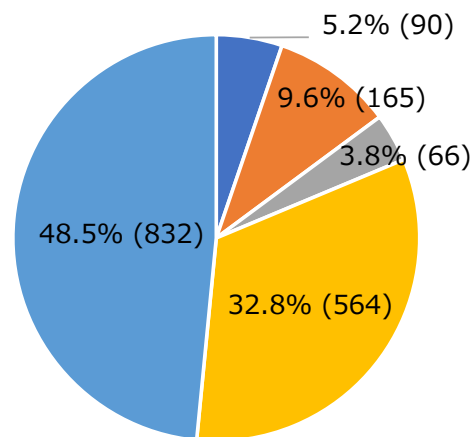
※幼児教育センター：幼稚園教諭・保育士・保育教諭に対する研修の機会の提供や幼児教育に関する研究成果の普及・啓発、各園等からの教育相談等を行う地域の拠点をいう。

- 幼児教育センターを既に設置している都道府県は57.4%、市町村は5.2%であった。
- 幼児教育センターは設置していないが、関係部署が参画する教育・保育内容に関する会議体を設置している都道府県は10.6%、市町村は9.6%であった。
- 前回調査から都道府県は8、市町村は11増加しており、近年増加傾向にある。

都道府県



市町村



- 幼児教育センターを設置
- 幼児教育センターは設置していないが、関係部署が参画する教育・保育内容に関する会議体を設置
- 幼児教育センター及び会議体の設置はしていないが、関係部署間で併任発令をして連携体制を確保
- 上記に該当しないが、定期的に教育・保育内容に関する部署間での打合せを実施
- 上記に該当しない（無回答を含む）

※1 母数：47都道府県又は1,717市町村

※2 グラフ中の（）内は都道府県数又は市町村数

幼児教育センターを設置している都道府県・市町村数の推移

	平成28年度	令和元年度	令和3年度
都道府県数	11	19	27
市町村数	29	79	90

※ 母数：47都道府県又は1,717市町村

幼児教育センターの設置等、幼児教育アドバイザー等の配置等の状況

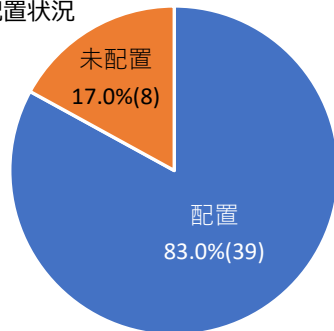
出典：文部科学省 令和3年度幼児教育実態調査

(2) 幼児教育アドバイザー等の配置状況（都道府県） ※幼児教育アドバイザー等：幼児教育・保育に係る指導・助言を専ら担当する職員をいう。

- 幼児教育アドバイザー等を配置している都道府県は83.0%であった。
- 前回調査から都道府県は15増加しており、近年増加傾向にある。

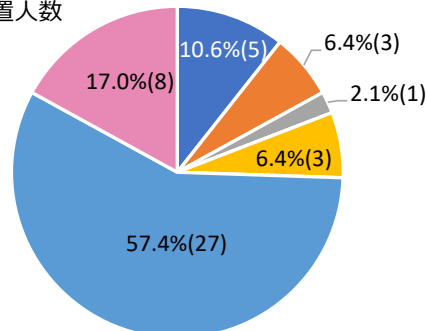
都道府県

配置状況

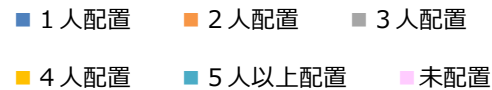


※1 母数：47都道府県
※2 グラフ中の（）内は都道府県数

配置人数



※1 母数：47都道府県
※2 グラフ中の（）内は都道府県数



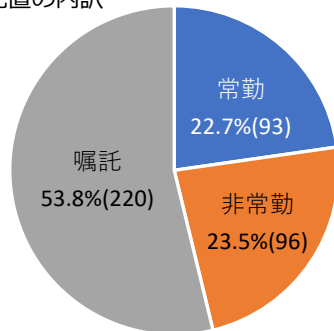
幼児教育アドバイザー等を配置している都道府県の推移

	平成28年度	令和元年度	令和3年度
都道府県数	12	24	39
設置率[%]	26	51	83

※ 母数：47都道府県

内訳

配置の内訳



※1 母数：幼児教育アドバイザー等の配置人数（409人）
※2 グラフ中の（）内は配置人数

幼児教育アドバイザー等の配置人数と都道府県数

	都道府県数			
	計	常勤のみ配置	常勤と非常勤・嘱託 どちらも配置	非常勤・嘱託のみ 配置
1人配置	5	2	3	0
2人配置	3	2	0	1
3人配置	1	0	1	0
4人配置	3	0	1	2
5人以上配置	27	1	20	6

幼児教育センターの設置等、幼児教育アドバイザー等の配置等の状況

出典：文部科学省 令和3年度幼児教育実態調査

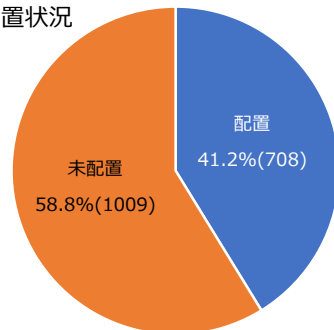
(3) 幼児教育アドバイザー等の配置状況（市町村）

※幼児教育アドバイザー等：幼児教育・保育に係る指導・助言を専ら担当する職員をいう。

- 幼児教育アドバイザー等を配置している市町村は41.2%であった。
- 前回調査から市町村は408増加しており、近年増加傾向にある。

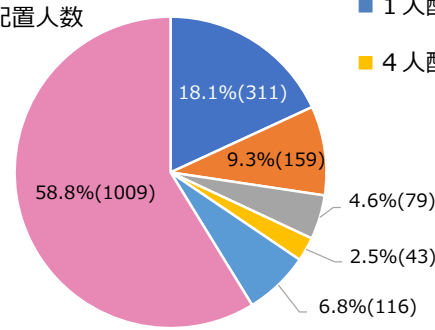
市町村

配置状況



※1 母数：1,717市町村
※2 グラフ中の () 内は市町村数

配置人数



※1 母数：1,717市町村
※2 グラフ中の () 内は市町村数

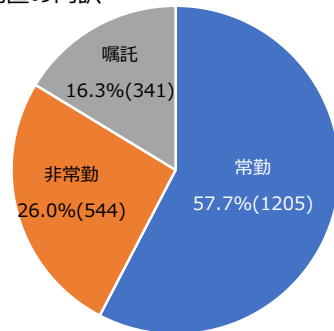
幼児教育アドバイザー等を配置している市町村の推移

	平成28年度	令和元年度	令和3年度
市町村数	200	300	708
設置率[%]	11	18	41

※ 母数：1,717市町村

内訳

配置の内訳



※1 母数：幼児教育アドバイザー等の配置人数（2,090人）
※2 グラフ中の () 内は配置人数

幼児教育アドバイザー等の配置人数と市町村数

	市町村数			
	計	常勤のみ配置	常勤と非常勤・嘱託 どちらも配置	非常勤・嘱託のみ 配置
1人配置	311	199	112	
2人配置	159	82	39	38
3人配置	79	39	31	9
4人配置	43	14	25	4
5人以上配置	116	28	79	9

幼児教育センターの設置等、幼児教育アドバイザー等の配置等の状況

出典：文部科学省 令和3年度幼児教育実態調査

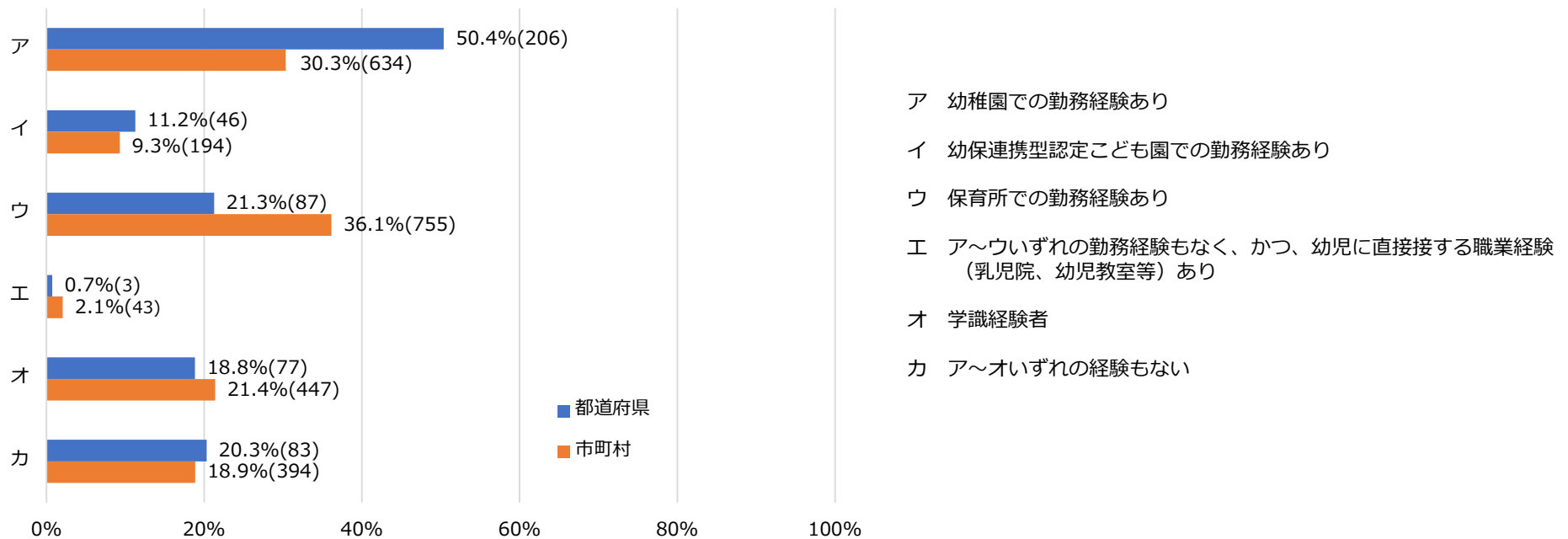
(4) 幼児教育アドバイザー等の勤務経験

※幼児教育アドバイザー等：幼児教育・保育に係る指導・助言を専ら担当する職員をいう。

- 幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所での勤務経験がある幼児教育アドバイザー等は、都道府県で合計339人、市町村で合計1,583人※であった。

※複数回答のため、一部の幼児教育アドバイザーについては重複している。

都道府県・市町村



※1 母数：幼児教育アドバイザー配置人数（都道府県：409人、市町村：2,090人）

※2 () 内は配置人数

※3 複数回答

幼児教育センターの設置等、幼児教育アドバイザー等の配置等の状況

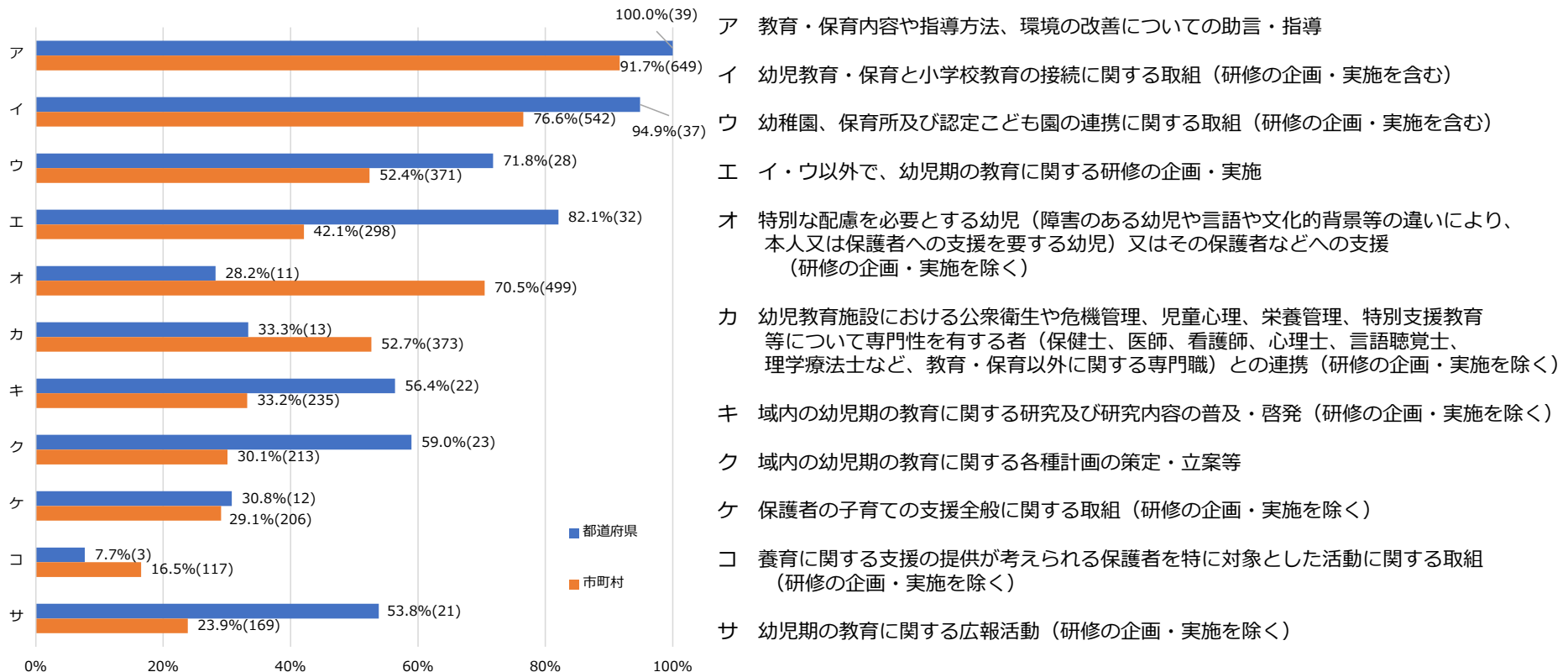
出典：文部科学省 令和3年度幼児教育実態調査

(5) 幼児教育アドバイザー等の担当業務の範囲

※幼児教育アドバイザー等：幼児教育・保育に係る指導・助言を専ら担当する職員をいう。

- 「教育・保育内容や指導方法、環境の改善についての助言・指導」を担当している幼児教育アドバイザー等は、都道府県、市町村ともに最も多く、「特別な配慮を必要とする幼児又はその保護者などへの支援」を担当している幼児教育アドバイザー等は、都道府県で28.2%、市町村で70.5%であった。

都道府県・市町村



※1 母数：幼児教育アドバイザーを配置する都道府県・市町村数（都道府県：39都道府県、市町村：708市町村）

※2 () 内は都道府県数又は市町村数

幼児教育センター設置 道府県一覧

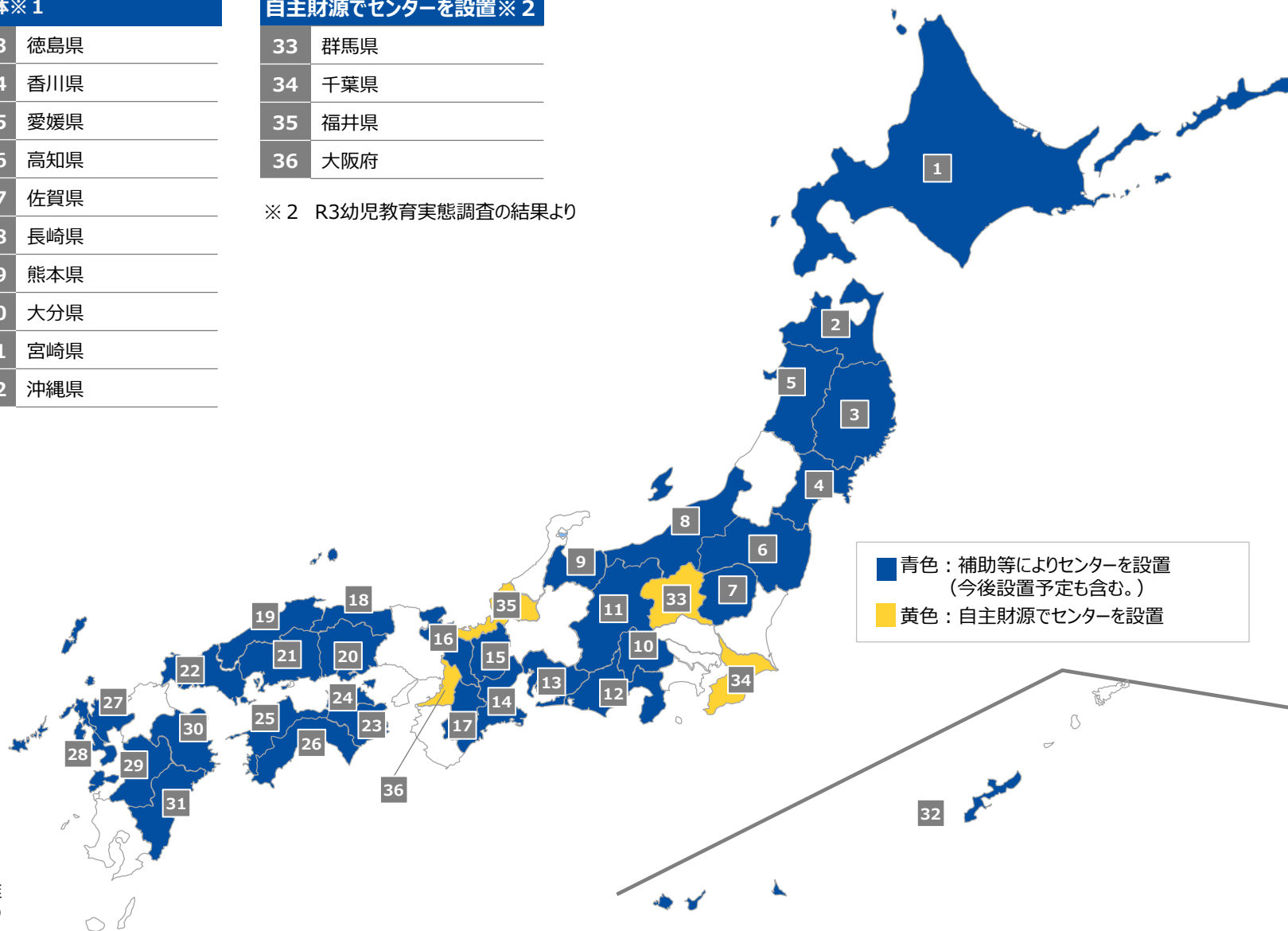
R5申請団体※1

1	北海道	23	徳島県
2	青森県	24	香川県
3	岩手県	25	愛媛県
4	宮城県	26	高知県
5	秋田県	27	佐賀県
6	福島県	28	長崎県
7	栃木県	29	熊本県
8	新潟県	30	大分県
9	富山県	31	宮崎県
10	山梨県	32	沖縄県
11	長野県		
12	静岡県		
13	愛知県		
14	三重県		
15	滋賀県		
16	京都府		
17	奈良県		
18	鳥取県		
19	島根県		
20	岡山県		
21	広島県		
22	山口県		

自主財源でセンターを設置※2

33	群馬県
34	千葉県
35	福井県
36	大阪府

※2 R3幼児教育実態調査の結果より



※1 R5申請団体とは「幼児教育推進体制を活用した地域の幼児教育の質向上強化事業」申請団体を指す。

幼児教育推進体制・活用強化事業の主な成果

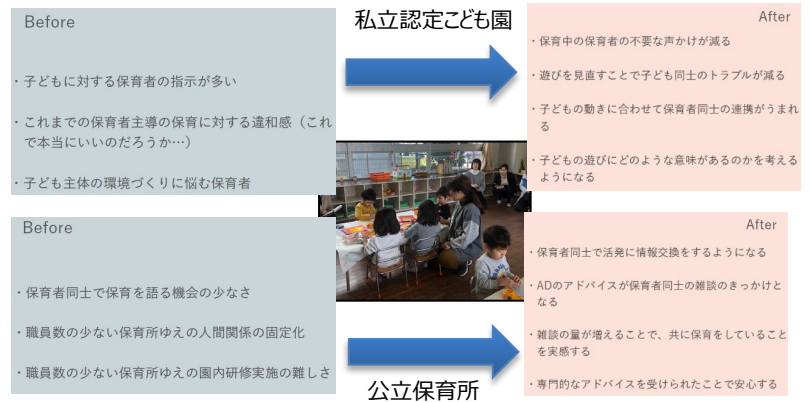
○ 幼保小連携の取組の充実・深化



教委主催の園小連携協議会で、小学校区単位（小1担任と幼保の園年長担任）でグループを作り、カリキュラム等の打合せ・協議の例（写真左）など管理職のみならず**担任レベルでも具体的な連携が促進**。幼小両免許を持つ教員が幼稚園側、小学校側双方に配置されている例もある。

○ 園種問わない幼児教育の質向上

幼稚園のみならず、**公私立の認定こども園や保育所も含めた園種問わない幼児教育の質向上の取組促進**



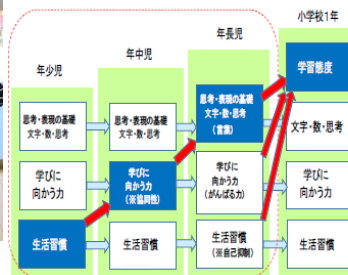
○ 小学校教育との接続を見据えた幼児期の教育の研究推進

小学校教育との接続も見据え、教委が主導した**園種問わない幼児教育施設を活用した幼児期の教育の研究推進**、域内幼児教育施設への普及。

○ 0歳からの学びの研究（園環境を活用した新たな生活や遊びの創造（市教委）



○ 幼小中一貫教育の取組の推進（市教委）



幼保小接続（※学園共有）
保幼こども園、小中教員、保護者との連携
※中学校区内の公私立幼保こども園、小中学校を学園という。

思考・表現の基礎（文字・数・思考）
思考力の芽生え、数量や図形、標識や文字などへの関心
学びに向かう力
好奇心、協同性、考えを伝える力、がんばる力など
生活習慣
自立心、道徳性・規範意識の芽生え、健康な体、社会生活との関わりなど

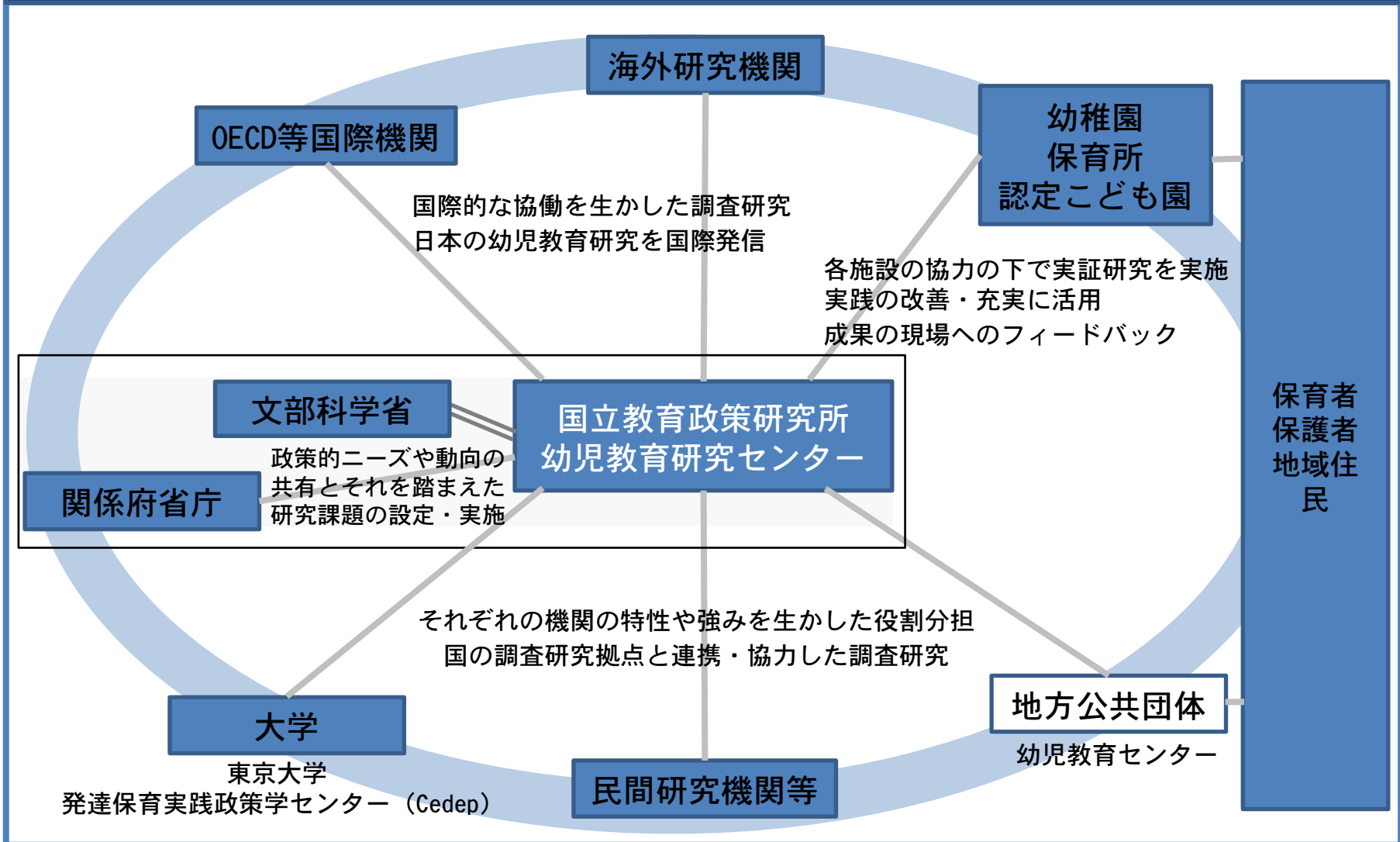


学園推進委員会を定期的に実施

○ 上記のほか、特別支援教育や要保護児童等に関する幼児教育施設と小学校との円滑な連携の取組例が見られる。

国立教育政策研究所 幼児教育研究センターについて

国の調査研究拠点を核とした研究ネットワークの構築イメージ



8. 令和6年度予算案、 令和5年度補正予算

幼児期及び幼保小接続期の教育の質的向上

令和6年度予算額（案）
（前年度予算額）

23億円
23億円



文部科学省

令和5年度補正予算額

39億円

幼児期及び幼保小接続期の教育の質的向上に向けて、「**幼保小の架け橋プログラム**」の実施、**質を支える体制整備の支援等**により、**全ての子供に対して格差なく質の高い学びを保障**する。

1 幼児教育の質の向上

5.6億円（5.2億円）

幼保小接続期の教育の質的向上に向け、**全ての子供たちの多様性にも配慮した上で学びや生活の基盤を育む「幼保小の架け橋プログラム」**について、**モデル地域における開発・実践とその成果の検証等を実施する調査研究**や、今後の幼児教育の政策形成に資するエビデンスを得るため、**幼児期の環境や体験、学びが、その後の子供の成長に与える影響に関する大規模な追跡調査**を実施。

■ 幼保小の架け橋プログラム事業	2.2億円（2.2億円）
■ 幼児教育に関する大規模縦断調査事業	0.8億円（0.7億円）
■ 幼児教育の学び強化学業	0.7億円（0.4億円）
■ 幼児教育のデータ蓄積・活用に向けた調査研究事業	0.1億円（0.4億円）
■ 幼児教育の理解・発展推進事業	0.3億円（0.3億円）
■ 大学等を通じたキャリア形成支援による幼児教育の「職」の魅力向上・発信事業	1.3億円（1.2億円） 等

2 幼児教育の質の向上を支える自治体への支援

3.5億円（3.0億円）

地域全体の幼児教育の質の向上を図るため、**幼児教育センターの設置やアドバイザーの配置、外部専門職や自治体の保健、福祉部局との連携**等により、地域の課題に的確に対応する自治体の**幼児教育推進体制の活用支援の強化**

■ 幼児教育推進体制を活用した地域の幼児教育の質向上強化学業	3.5億円（3.0億円）
--------------------------------	--------------

3 幼児教育の質を支える教育環境の整備

13.4億円（14.7億円）

ICT環境整備や**施設の耐震化**等、**幼児教育の質を支える教育環境整備を支援**

■ 教育支援体制整備事業費交付金	8.9億円（9.9億円）	[令和5年度補正予算額 16億]
■ 私立幼稚園施設整備費補助金	4.6億円（4.8億円）	[令和5年度補正予算額 23億]

背景・課題

幼保小の接続期の教育の質的向上に向け、全ての子供たちの多様性にも配慮した上で**学びや生活の基盤を育む「幼保小の架け橋プログラム」**を推進する。具体的には、全国的な取組の充実と併せて、モデル地域において、地方自治体の担当者や幼児教育施設及び小学校の教職員等が連携・協働して**「架け橋期のカリキュラム」を開発・実施**するとともに、国において、その成果の検証等に関する調査研究を実施する。

事業内容

モデル地域における実践・成果の検証等を通じた「幼保小の架け橋プログラム」の推進

①モデル地域における「幼保小の架け橋プログラム」の実施

中央教育審議会初等中等教育分科会「幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会」における議論の成果を踏まえ、以下の取組を実施

- ・ 架け橋期のカリキュラム開発会議の設置・運営
- ・ 架け橋期のカリキュラムの開発、園や小学校における指導計画や保育の計画の作成・実施、指導の改善
- ・ 架け橋期のカリキュラムの実施に必要な教材や研修等の開発・実施 等



②モデル地域の成果検証

研究機関による実地調査やヒアリング、アンケート等の客観的な調査を通じて、モデル地域における「幼保小の架け橋プログラム」の取組状況やその成果を検証するとともに、幼保小の接続に関する改善事項を整理し、全国展開に向けた提言を行う

③「幼保小の架け橋プログラム」の成果普及

「幼保小の架け橋プログラム」の更なる全国展開に向け、モデル地域における3か年の取組等を踏まえ、「幼保小の架け橋プログラム」の取組・成果について、全国への広報・プロモーションを実施

委託先	① 都道府県、市町村 ② 研究機関 ③ 研究機関 等
委託対象経費	調査研究に必要な経費 (人件費、委員旅費、謝金等)

箇所数、単価	① 19箇所 700万円/箇所【継続のみ】 ② 1箇所 4,800万円/箇所【継続のみ】 ③ 1箇所 2,000万円/箇所
--------	---

背景・課題

- 幼児教育の分野においては、長年にわたり、より良い教育を目指した実践等が積み重ねられてきたが、今後は調査・研究から得られた実証データの分析によるエビデンスに基づきながら、政策形成に取り組むことが重要。また、諸外国では、幼児教育の効果を示した長期追跡調査の研究成果はあるが、各国の教育制度や文化等も異なることから、日本においても、大規模な追跡調査を実施することが必要。
- 本調査では、**子供の成長に資する質の高い幼児教育を科学的に明らかにし**、今後の幼児教育の政策形成（幼稚園教育要領の改訂や指導資料の充実等）に資するエビデンスを得るため、**5歳児を対象に5年間の追跡調査を行い、幼児教育が、子供の発達、小学校以降の学習や生活にどう影響を与えるかについて検証**を行う。

調査の概要

（1）実施規模 約15,000名の5歳児を対象にした5年間の追跡調査

※地域区分や人口規模等を踏まえて、全国8ブロックから大規模・中規模・小規模自治体合わせて46市町村（予定）から調査対象者を無作為抽出

（2）調査方法・調査対象 以下の調査対象者にアンケート調査を実施

- ①調査開始時点で、**就学前教育・保育施設（施設種、公立・私立、認可・無認可は問わない）に通う5歳児の子供をもつ保護者**
- ②上記①の5歳児の子供が通う**施設の園長・担任保育者**（幼稚園教諭、保育教諭、保育士等）
- ③上記①の5歳児が就学した**小学校の校長・担任教師**（本調査の2年目以降）

（3）調査内容

- ①保護者：子供の成長、資質・能力、家庭での養育環境 等
- ②園長・保育者：保育者の人数、園の取組、労働環境、保育者の実践 等
- ③小学校の校長・担任教師：幼保小接続の取組、学級風土 等

※なお、調査の実施に当たっては、委託先において、幼児教育や発達心理学に加え、経済学、脳科学、教育政策等の様々な分野からの研究者でネットワークを構築し、多様な視点から分析等を行う。

委託先・箇所数

・大学1箇所（継続のみ）

単価

・約7,500万円

対象経費

・調査実施に必要な経費

スケジュール（事業実施期間）

R5年度
先行調査の実施

R6年度
本調査(5歳児)の実施

R7～10年度
本調査(小学校1年生～4年生)の実施

背景・課題

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものである。幼児教育施設の有する機能を家庭や地域に提供することにより、未就園児も含め、幼児期にふさわしい学びを深めていくことが重要である。そして、幼児教育施設入園後には、幼児教育が直面している課題解決を図ることにより、幼児が園での活動を通して、学びを深めていくことが重要である。

事業内容

① 教育課題に関する調査研究

幼児教育施設における教育の質の向上のため、幼児教育施設が直面している様々な教育課題について調査研究を行う。

(研究の視点の例)

- ・ 幼児教育施設における教育の質に関する評価の在り方
 - ・ 障害のある幼児や外国人幼児などに対する支援の在り方
 - ・ 幼児教育施設の管理職や幼児教育アドバイザーを対象とした研修の在り方
- 等

② 子育ての支援や家庭等との連携強化に関する調査研究

未就園児も含め、幼児教育施設の機能を家庭や地域に提供して幼児の学びを深めていくことや、遊びを通じた総合的な指導を行う幼児教育の重要性等について家庭や地域と認識を共有して意識を高めることなど、子育ての支援や家庭等との連携強化について調査研究を行う。

(研究の視点の例)

- ・ 幼稚園が0～2歳の未就園児を受け入れて行うふさわしい活動の在り方
 - ・ 幼児教育施設の機能を生かした子育ての支援の在り方
 - ・ ICT機器を活用した子供の学びの見える化
- 等

③ 幼児教育施設における教育活動等の実態に関する調査研究

今後の幼児教育の教育課程の基準の改善等に向けた資料・データ収集のため、実態把握に係る調査研究を行う。

(研究の視点の例)

- ・ 幼稚園教育要領等に基づく教育活動の実施状況調査
 - ・ 諸外国における最新の幼児教育の動向調査
- 等

対象校種	幼稚園、保育所、認定こども園
------	----------------

箇所数、 単価	① 6箇所 270万円／箇所
	② 2箇所 920万円／箇所
	③ 2箇所 1,600万円／箇所

委託先	研究機関、大学、都道府県、市町村、幼児教育関係団体 等
-----	-----------------------------

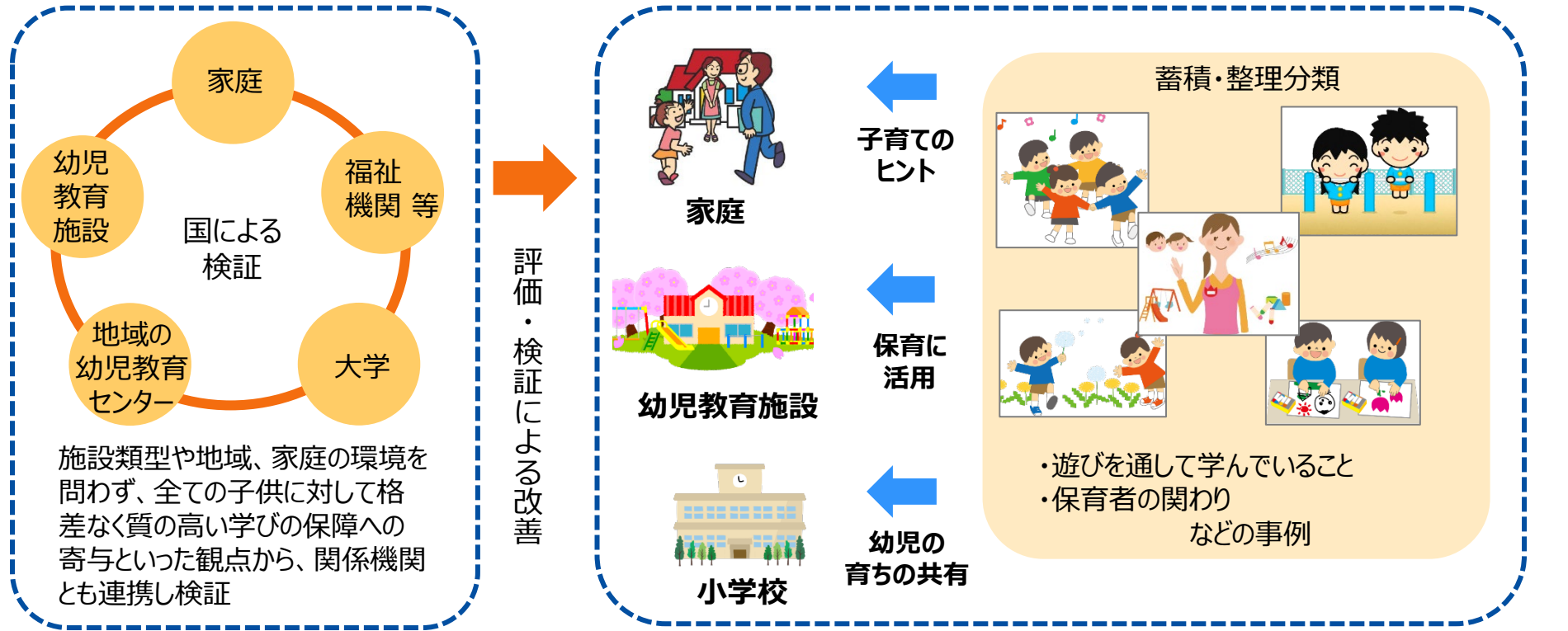
委託対象 経費	調査研究に必要な経費 (人件費、委員旅費、謝金等)
------------	------------------------------



背景・課題

幼児の多様性に配慮し、幼児の学びや発達を促すような保育の充実を図るとともに、**幼児教育の成果が小学校教育につながる仕組みの構築**が求められている。このため、幼児教育施設における**幼児教育の好事例（データ）**等を収集・蓄積して活用するとともに、**小学校や家庭とも共有**する。

事業内容



対象校種	幼稚園、保育所、認定こども園
箇所数、単価	事例（データ）収集 1箇所 940万円／箇所

委託先	研究機関 等
委託対象経費	調査研究に必要な経費（人件費、委員旅費、謝金等）

背景・課題

幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針の整合性が図られており、これらの正しい理解の下、**幼児教育施設が一体となって、幼児に対して適切な指導が行われることが求められている。**

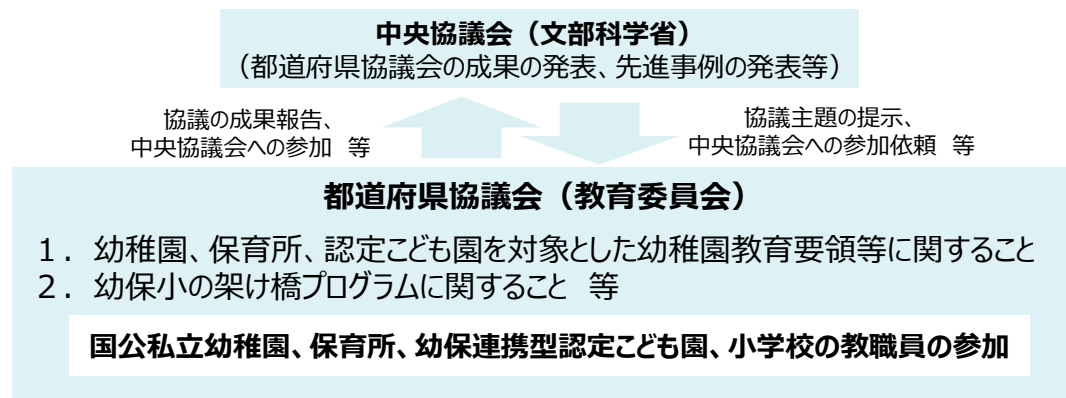
幼児教育施設を取り巻く現状を踏まえ、研究協議会の開催や指導資料等の作成を行い、**先進的な実践や幼保小の架け橋プログラム等の理解を深める。**

事業内容

幼児教育の理解・発展推進事業

各都道府県において、設置者（国公私）や施設類型（幼稚園、保育所、認定こども園）を問わず、自治体の幼児教育担当者や幼稚園教諭、保育士、保育教諭等を対象として、幼保小の架け橋プログラムなど、**幼児教育に関する専門的な研究協議等を行う都道府県協議会を開催する。**

また、都道府県協議会における成果を**中央協議会において発表・共有**することで、さらなる幼児教育の振興・充実を図る。



幼児教育実施のための指導資料の作成

幼稚園教育要領等に基づく活動を着実に実施するため、その内容を踏まえた具体的な教育課程の編成や指導の在り方等に関する指導資料等を作成する。

対象校種	幼稚園、保育所、認定こども園、小学校
-------------	--------------------

箇所数、単価	47箇所 50万円／箇所
---------------	-----------------

支出先	都道府県 ※幼児教育実施のための指導資料の作成は本省執行
------------	---------------------------------

対象経費	都道府県協議会に必要な経費 (諸謝金、委員等旅費、教職員研修費)
-------------	-------------------------------------

大学等を通じたキャリア形成支援による 幼児教育の「職」の魅力向上・発信事業

令和6年度予算額（案）
（前年度予算額

1.3億円
1.2億円）

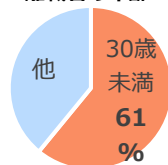


文部科学省

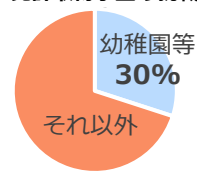
背景・課題

- **幼児期及び幼保小接続期の教育の質的向上の根幹を成す幼稚園教諭等の人材**については、養成校生の多くが他業種へ就職する、平均勤続年数が少ない、離職者の再就職が少ないなど、**人材の需要の高止まりに供給が追い付いていない**。
- より多くの人材が幼児教育の道を志し、継続的に働き続けられる職場環境の中で体系的に資質能力を向上させていけるよう、また、幼稚園教諭免許保有者が円滑に復職できるよう、**総合的なキャリア形成支援の取組を実施する必要がある**。

R1年度 幼稚園教諭
離職者の年齢



R4年度幼稚園教諭
免許取得学生の就職



有効求人倍率の推移（年平均）

	H29	R4
全職種	1.35	1.34
幼稚園教諭	1.66	2.22
保育士	2.47	2.42

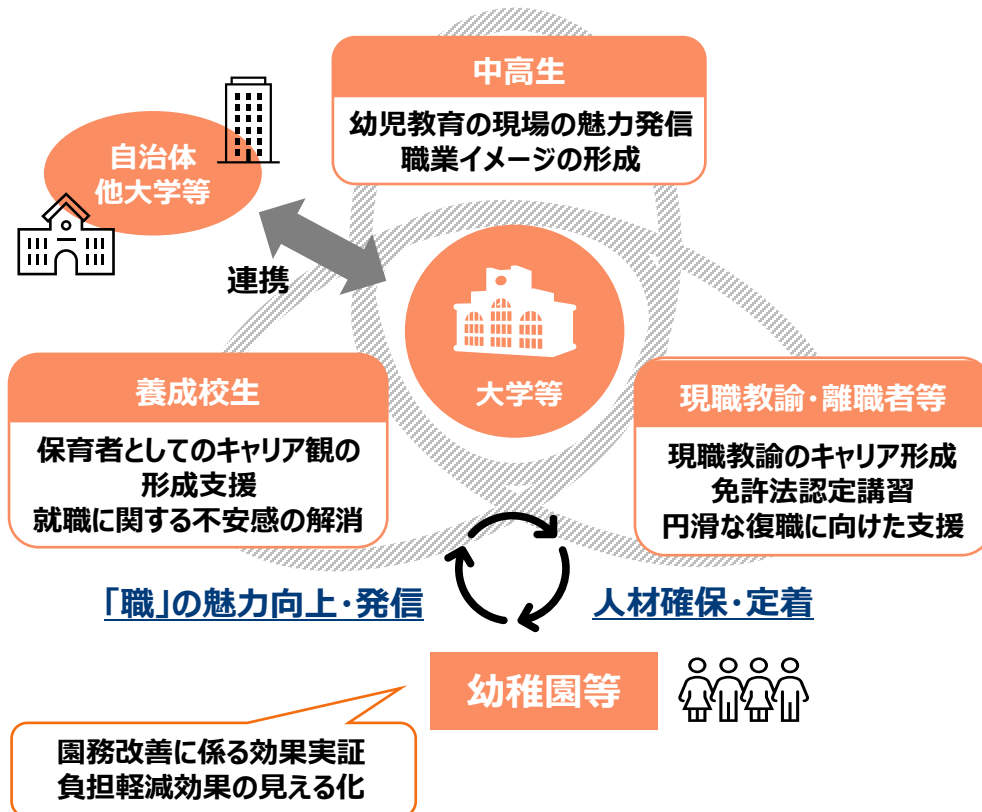
事業内容

① 「職」の魅力向上のための園務改善実証事業

教育活動に集中できる職場環境整備に向けて、**民間事業者等の専門的な知見を得つつ、幼稚園教諭等が日々行う業務を効率化する実証事業を実施し、負担軽減効果の見える化を図る**。

② 大学等を拠点とする「職」の魅力発信モデル事業

地域の幼児教育を担う人材を輩出する**大学等が拠点となり**、自治体や他大学等とも連携しつつ、**養成校入学前からの幼児教育の現場の魅力発信、学生のキャリア観の形成支援、現場教諭の職場定着や離職者が円滑に現場に復帰するための支援等**を行う。



「職」の魅力発信・向上と人材確保の好循環を実現

事業規模	金額	団体数	内容
	2,000万円	1団体	(1団体が園務改善の調査研究及び
	1,000万円	8団体	8大学等の事業を総括することを想定)
	200万円	16団体	(免許法認定講習の開設等)

委託先 法人団体、大学等（自治体等含む）

背景・課題

- 質の高い幼児期の教育の提供を基本理念とする「子ども・子育て支援新制度」の開始、幼児教育・保育の無償化の実施に加えて、令和2年9月のG20教育大臣会合において質の高い幼児教育へのアクセスの重要性が宣言されるなど、**国内外で幼児教育の質に対する関心が高まっているところ。**
- このため、OECDが実施する国際幼児教育・保育従事者調査等に参加し、質の高い幼児教育を提供するための**基礎データの整備に貢献**するとともに、これらの事業への参加により、**国際比較可能な幼児教育・保育施設の活動実態に関するデータや、各国の好事例**など、質の高い幼児教育の提供に向けた施策展開のための重要な基礎情報を得ることとする。

事業内容

次年度実施の下記の事業に参画し、幼児教育の質向上のための施策立案に活かす。

「OECD国際幼児教育・保育従事者調査」

(Starting Strong Teaching and Learning International Survey (TALIS Starting Strong))

勤務環境や研修などの保育者の資質・能力の向上に関する状況等に関する**第2期サイクルが2021年から開始**。
第1期調査(2018年)では、日本の保育者の**研修等による専門性向上への意識の高さ**などが明らかになった一方、保育者の**処遇や社会的評価、保育者の不足等についての課題**もあり、調査結果を参考に施策立案に活用。

「質の高い包括的な幼児教育・保育を目的とした政策への研究の転換」

(Translating Research into Policies for Quality and Inclusive Early childhood education and care)

「**幼児教育・保育を通じたより平等な機会と包括性の確保**」に向けて、子供の発達、学習、福祉に関する最新の研究を基に、幼児教育・保育に関する政策の改善、新しい政策の導入条件等を調査。**2023年から2024年にかけて調査・公表予定**。

過去の参加実績

○「OECD国際幼児教育・保育従事者調査」(2018年)

勤務環境や研修などの保育者の資質・能力の向上に関する状況等を調査。

※ 拠出金については、文部科学省、こども家庭庁で按分して負担。

※ 国内における調査実施の事務的経費は国立教育政策研究所で負担。

○「デジタル世界における幼児教育・保育」(2021～2023年)

デジタルテクノロジーの普及によってもたらされる社会的・経済的変化に対応して、幼児教育・保育が子供たちの学びや発達等を効果的に支援していくための方策等を調査。

幼児教育推進体制を活用した 地域の幼児教育の質向上強化事業

令和6年度予算額（案）

3.5億円

（前年度予算額）

3.0億円



文部科学省

背景・課題

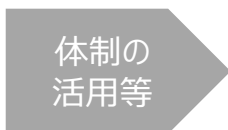
- 複数の施設類型が存在し、私立が多い幼児教育の現場において、公私・施設類型問わず幼児教育の質の向上等の取組を一体的に推進するためには、教育内容面での質向上を担う地方公共団体の体制の充実が必要。
- また、幼児教育施設の教職員が幼児教育の質向上にしっかり向き合えるよう、地域の幼児教育に関する課題に対して的確に対応した保健・福祉等の専門職をはじめとした人的体制の充実を図ることが必要。

事業内容

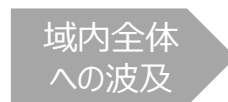
地域全体の幼児教育の質の向上を図るため、**幼児教育センターの設置**や**アドバイザーの配置**、**外部専門職や自治体の保健、福祉部局との連携**等により、地域の課題に的確に対応する自治体における**幼児教育推進体制の充実・活用への支援を強化。**



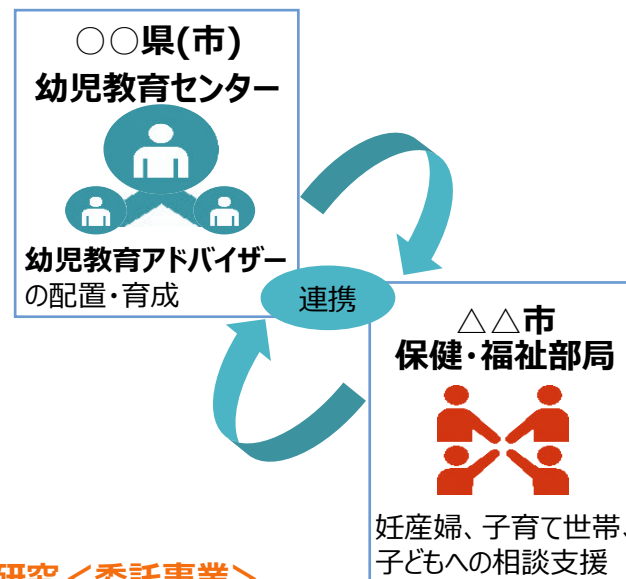
- ・幼児教育アドバイザー（幼保小接続アドバイザー含む）の配置、質向上のための取組、新規アドバイザーの育成
- ・外部専門職や自治体の保健、福祉部局との効果的な連携



- ・研修支援・巡回訪問の充実（保健、福祉等の専門職を含む）
- ・幼保小接続の推進、接続カリキュラムの作成・活用
- ・人材育成方針の更新・活用 等



- ・都道府県・市町村の連携を含めた関係者間の情報共有
- ・域内全体における幼児教育の質向上を図るための仕組み作り



新規体制整備促進策

・**幼児教育推進体制未実施地域の整備促進策に関する実証研究〈委託事業〉**

<p>補助要件</p>	<p>①幼児教育センターの設置 ②担当部局一元化（PT等での対応可） ③小学校指導担当課との連携体制確保</p>	<p>補助対象 単価・個所数 ・補助率</p>	<p>都道府県、市町村 （補助）7～9百万円程度（1/2）×87団体 （委託）130万円程度×4団体</p>
<p>対象経費</p>	<p>【補助】・幼児教育アドバイザー配置に必要な経費（人件費等） ・専門職との連携に必要な経費（謝金等） ・研修・巡回訪問等に必要な経費（謝金、旅費等）</p>	<p>【委託】・検討会議運営経費（会議費等） ・先進地視察に係る経費（旅費） ・幼児教育アドバイザー試行配置経費（謝金等）</p>	

教育支援体制整備事業費交付金

令和6年度予算額（案）
（前年度予算額

9億円
10億円）



文部科学省

令和5年度補正予算額

16億円 ※

現状・課題・事業内容

子育て支援の更なる充実を図るため、認定こども園の設置を支援するとともに、**幼稚園における預かり保育の推進**など幼児を健やかに育むために必要な環境整備を推進する。併せて、**幼児教育の質の向上**を支える環境整備のために必要な経費の一部を支援する。

1 幼児教育の質の向上のための緊急環境整備 ※

子供の学びに必要な不可欠な遊具、運動用具、保健衛生用品等の整備を支援



2 幼児教育の質の向上のための研修支援

教育の質の向上を図るため、教職員を対象とした研修を支援



3 認定こども園等の業務体制への支援

- (1) 認定こども園等に移行する準備に必要な経費を支援
- (2) 認定こども園等の園務の平準化に必要な経費を支援



4 ICT環境整備の支援 ※

幼児教育の質の向上に向け、教育に係る資料の電子化に必要なICT環境の整備に係る費用を支援



対象
校種

- 1 幼稚園、幼稚園型認定こども園、幼保連携型認定こども園
- 2 幼稚園、認定こども園、保育所
- 3 幼稚園、幼稚園型認定こども園
- 4 幼稚園、幼稚園型認定こども園、幼保連携型認定こども園

主な
対象
経費

- 1 物品等の購入費
- 2 研修参加費
- 3 事務職員雇用費
- 4 端末・システム導入費

実施
主体

都道府県

補助
割合

国 1/2 等

※幼児教育の質の向上のため緊急環境整備の一部及びICT環境整備支援については令和5年度補正予算で措置

担当：初等中等教育局幼児教育課

幼児教育の質の向上のための環境整備支援

現状・課題

子育て支援の更なる充実を図るとともに、**幼児教育の質の向上**を図るため、環境整備のために必要な経費の一部を支援する。

事業内容

1 幼児教育の質の向上のための緊急環境整備 2億円

子供の学びに必要な不可欠な遊具・運動用具、保健衛生用品等の整備を支援する。

2 幼稚園のICT環境整備支援 14億円

幼児教育の質の向上に向け、教育に係る資料の電子化に必要なICT環境の整備に係る費用を支援する。

- ◆交付基準額：1園当たり
- | | |
|-------|---------|
| 6学級以下 | 1,000千円 |
| 7学級以上 | 1,500千円 |

対象
事業者

幼稚園、
幼稚園型認定こども園、
幼保連携型認定こども園

実施
主体

都道府県

補助
割合

国 1/2等

補助対象
経費

- 1 物品（遊具、運動用具、保健衛生用品等）の購入費 等
- 2 情報システム導入に係る費用（購入費、改修費、工事費等）、端末・備品等整備費 等

私立幼稚園施設整備費補助金

令和6年度予算額（案）
（前年度予算額）

5億円
5億円）



文部科学省

令和5年度補正予算額

23億円 ※

現状・課題・事業内容

緊急の課題となっている**国土強靱化**の取組を推進する園舎や外壁等の非構造部材の**耐震対策**、子どもの命を守る**防犯対策**、**バリアフリー化**等の施設整備に要する経費に対する補助を実施する。また、**子育て支援**の更なる充実を図るため**預かり保育**などに幼稚園として取り組むために必要な環境整備を促進する。

- | | | |
|----|-----------|---|
| 1 | 耐震補強※ | … 耐震補強、非構造部材の耐震対策、耐震診断、防災機能強化 |
| 2a | 防犯対策 | … 門・フェンス・防犯監視システム等の設置 |
| 2b | 特別防犯対策※ | … 防犯カメラ・オートロックシステム・非常通報装置等を含めた防犯対策整備
(R5-R7：補助率の嵩上げ1/3→1/2による促進) |
| 3 | 新築・増築・改築※ | … 新築、増築、耐震改築、その他危険建物の改築 |
| 4 | アスベスト等対策 | … 吹き付けアスベストの除去等 |
| 5 | 屋外教育環境整備 | … アスレチック遊具、屋外ステージ、防音壁等の整備 |
| 6 | エコ改修※ | … 太陽光発電、省エネ型設備等の設置・改修 |
| 7 | 内部改修※ | … 預かり保育等のための園舎の改修（間仕切り設置、空調整備等） |
| 8 | バリアフリー化 | … スロープの設置、トイレのバリアフリー化等の整備 |



対象校種	私立の幼稚園	補助割合	国 1/3、事業者 2/3 ※地震による倒壊等の危険性が高い施設の耐震補強 特別防犯対策 国 1/2、事業者 1/2
実施主体	事業者（学校設置者）	対象経費	工事費、実施設計費、耐震診断費等

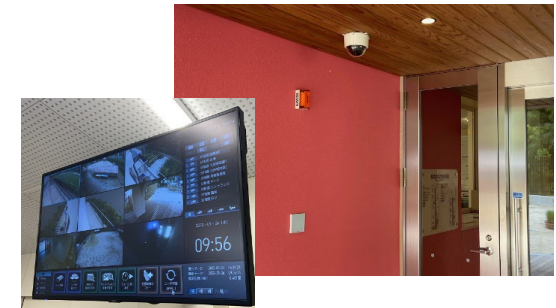
※ 耐震補強、改築、内部改修の一部及び特別防犯対策、エコ改修については令和5年度補正予算で措置

私立幼稚園の施設整備支援

現状・課題・事業内容

緊急の課題となっている**国土強靱化**の取組を推進する園舎や外壁等の非構造部材の**耐震対策**、子どもの命を守る**特別防犯対策**、**子育て支援**の更なる充実を図るため**預かり保育**などに取り組むために必要な施設整備、徹底した**省エネルギー**の推進に向けた**エコ改修**等に要する経費に対する補助を実施し、対策を促進する。

- ◆ **耐震化事業** …… 耐震補強・耐震改築、非構造部材の耐震対策、耐震診断
- ◆ **特別防犯対策事業** …… 防犯カメラ・オートロックシステム・非常通報装置等を含めた防犯対策整備
(R5-R7：補助率の嵩上げ1/3→1/2による促進)
- ◆ **改築事業** …… 預かり保育等を実施するための改築
- ◆ **エコ改修事業** …… 太陽光発電、省エネ型設備等の設置・改修
- ◆ **内部改修事業** …… 預かり保育等の実施にかかる園舎の整備
(間仕切り設置、空き教室の空調整備等)



等

防犯対策の例：防犯カメラ、ICカードによるオートロック

対象校種	私立の幼稚園
実施主体	事業者（私立幼稚園を設置する学校法人）

補助割合	国 1/3、事業者 2/3 ※地震による倒壊等の危険性が高い施設の耐震補強、特別防犯対策 国 1/2、事業者 1/2
対象経費	工事費、実施設計費、耐震診断費等

(担当：初等中等教育局幼児教育課)

9. 幼児教育をめぐる動向

幼児教育・保育の質に関するOECD(経済協力開発機構)の研究

○質の高い幼児教育の効果

・質の高い幼児教育・保育は、言語の使用やアカデミックスキルの芽生え、早期の識字および計算、**社会情緒的スキル**などといった様々な領域の子どもの**早期発達**とその後の**就学後のパフォーマンス**にとって**有益**であることが指摘。このほか、健康的な摂食習慣や身体活動習慣の定着の後押し等、健康・ウェルビーイングにも効果が及ぶ。

・質の高い幼児教育・保育サービスは、労働市場への参加、貧困の削減、異なる世代間の社会的移動性及び社会的統合の向上など、**子供のその後の人生における成果**にもつながると**いうエビデンスが増加**。

○幼保小接続における教育（指導）の継続性の意義

・カリキュラムの一貫性や継続的な幼保小接続の取組は、**子供たちの将来の教育的・社会的成功に好影響**を与えると指摘。

・幼保小のカリキュラムに一貫性を持たせること、幼保小の間の教育内容の理解の共有、幼保小の指導の連続性が取り組むべき課題であると指摘。

○幼保小接続の取組の各国のトレンド

・幼保小接続は各国でも**大きな関心事**。政府の戦略や政策文書に含まれることが増加。

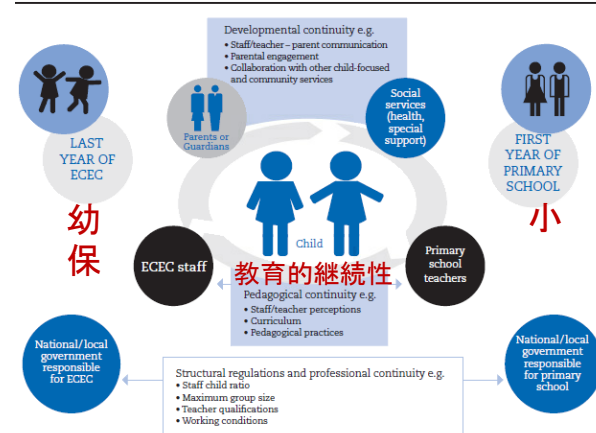
・幼保小接続強化のためのカリキュラム改革や幼保小接続を容易にするための幼児教育・保育施設の**一体化の取組**等について紹介。

○日本の保育者の社会情緒的な実践、保護者とのコミュニケーションの充実

・日本の保育者は、**社会情緒的な要素を含む子供の発達に関する内容**や**学び・遊びの支援に関する内容**について、**継続的に専門性の向上**を図っている割合が非常に高い。

・日本では、**保護者とのコミュニケーション**を日常的、定期的**に実施している割合**がともに高く、国際的に見ても、**幼児教育・保育施設が保護者とのコミュニケーションを重視**。

Figure 6.1 Multiple factors and connections are at play in transitions



＜過去1年の専門性向上のための日本の保育者の活動実施割合＞(％、順)		
	子供の発達	学び・遊び支援
日本	83.9 (2)	77.2 (2)

＜保護者とのコミュニケーションの実施割合＞(％、順)		
	非公式(毎日)	公式(月1以上)
日本	74.7 (3)	96.5 (1)

OECD幼児教育・保育白書第7部について

概要

- ・ OECD幼児教育・保育ネットワークにおいて 令和3年から令和5年にかけて調査研究プロジェクト「デジタル世界における幼児教育・保育（Early Childhood Education and Care in a Digital World）」を実施し、その成果として取りまとめたもの（令和5年4月公表）。
- ・ 本プロジェクトは、幼児教育・保育施設がデジタル化に対応し、デジタル化に関連するリスクを最小限に抑えながら、質が高く公平な幼児教育・保育を促進する方法について明らかにすることを目的に実施。
- ・ また、子供たちが、デジタル時代において生活・学習する際に役立つスキルを明らかにし、幼児教育・保育の質を高めるためにデジタル技術を有効活用できるよう、幼児教育・保育関係者全体で整備すべき方策を検討し、デジタル環境における子供の保護とデジタル化の恩恵を公平に受けられるために幼児教育・保育が果たす役割を追求することを目指している。
- ・ 幼稚園、保育所及び認定こども園に関する現状等について回答。また、園の事例提供や専門家とのウェビナー会議にも参加

参加国

- ・ 30の国・地域
（カナダ、フィンランド、韓国、ノルウェー、スウェーデン及び日本は専門家とのウェビナー会議にも参加）

主な内容

- ・ デジタル化の急速な進展は、新しい教材や環境、人材育成、園と保護者の関係強化など幼児教育・保育に新しい可能性をもたらしているが、同時に幼児の生活に課題を生み出している。現在、大多数の国・地域では、園において安全で責任のあるデジタル技術の利用を促進することに重点を置いているが、幼児がデジタルリスクから身を守り、安全で創造的な方法でデジタル技術を活用する方法を学ぶためのガイドラインや規程の整備は不十分なことがある。
- ・ 各国では、子供のデジタルサービスの安全な利用を確保するために、デジタル・サービス・プロバイダー（※1）が関与する必要性が認識されつつあるが、プロバイダーに対して年齢に応じたコンテンツや活動を促進する「セーフティ・バイ・デザイン（※2）」な対応を求めるよりも、プライバシー規制を導入することが多い。また、子供のデジタルサービスの安全な利用に関して特定の責任を持つ監督機関が存在しない国が多くある。

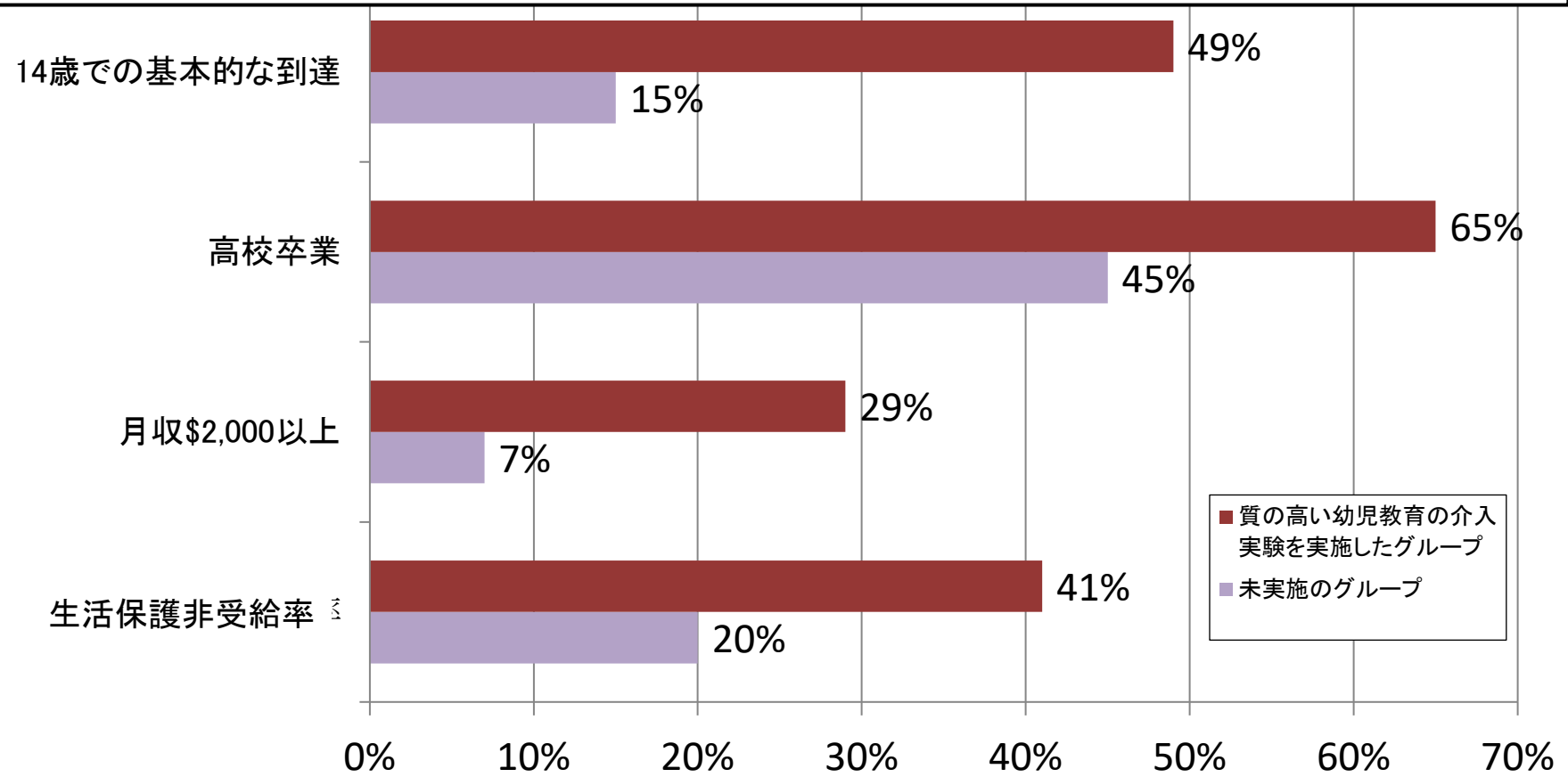
（※1）製品やサービスを電子的に遠隔で提供する者

（※2）システムの導入・運用後に安全性について考えるのではなく、企画・設計の段階から安全対策を盛り込むことで情報セキュリティを確保する考え方

- デジタル技術格差の解消においては、子供たちに早い時期からデジタルリテラシーを導入することが重要であるが、調査対象の半数近くが、幼児教育・保育のカリキュラムの枠組みに早期デジタルリテラシー育成の具体的な目標を掲げられていなかった。また、園で利用できるデジタル機器の質や種類にばらつきがあるとの報告も多い。一般的に、幼児が最初にデジタル技術に触れるのは家庭であるが、幼児教育・保育は全ての子供がデジタルリスクについて学び始め、コンピューターの仕組みや、デジタル技術が遊びや創造性、自己表現にどのように役立つかを理解する上で重要な役割を果たすことができる。
- デジタル化への政策対応を進めるには人材が重要である。園の全職員は、デジタル技術を効果的に活用する方法を理解するための基礎的な研修を受講する必要がある。また、責任ある立場の職員は、より高度で専門的なスキルを身につけるための研修も受講する必要がある。デジタル技術は、家族との交流や園活動への参加を促進することもできる。このような家族との関わり方を改善することは、特別な支援を要する子供たちが通っている園にとっては特に重要である。
- 今後、デジタル化は、教育や学習、そして幼児の交流や遊び、より広い社会との関わり方に影響を与え続けることが予想される。各国は、幼児教育・保育がデジタル化に対応するための明確な目標を持ち、全ての幼児がデジタルの世界で安全に活躍できるよう最初の可能性を広げることが必要である。この目標は、この分野の複雑さを認識し、全ての関係者を関わらせ、最善で利用可能なエビデンスに基づき、柔軟な方法で実施されるべきである。

幼児教育への投資の効果

- 教育の効果は、受けた本人だけでなく、社会に対しても効果大きい。
- 質の高い幼児教育プログラムへの参加は、将来の所得の向上や生活保護受給率の低下等につながる。



出典： Heckman and Masterov (2007) "The Productivity Argument for Investing in Young Children"

※ 1960年代のアメリカ・ミシガン州において、低所得層アフリカ系アメリカ人 3 歳児で、学校教育上の「リスクが高い」と判定された子供を対象に、一部に質の高い幼児教育を提供し、その後約40年にわたり追跡調査を実施しているもの。（ペリー-就学前計画）

初任者研修の概要

1. 目的: 新任教員の実践的指導力と使命感を養うとともに、幅広い知見を修得させる
2. 対象者: 公立の小学校等の教諭等のうち、新規に採用された者
3. 実施者: 研修実施者(都道府県・指定都市・中核市教育委員会等)
4. 根拠法: 教育公務員特例法第23条(平成元年から実施)
5. 研修内容: 研修実施者が定める

<文部科学省が教育委員会に示した目安>

I. 校内研修

時間数: 週10時間以上、年間300時間以上
指導教員を中心とする指導及び助言

II. 校外研修

日数: 年間25日間以上

- ①教育センター等における講義、演習
- ②企業・福祉施設等での体験
- ③社会奉仕体験活動研修及び自然体験活動研修
- ④宿泊研修

○幼稚園の教諭等に対する初任者研修等の特例

※実施者: 研修実施者(ただし、指定都市以外の市町村の設置する幼稚園については都道府県教育委員会、同市町村が設置する幼保連携型認定こども園については都道府県知事部局)

※根拠法: 教育公務員特例法附則第5条

※研修内容: 研修実施者が定める

<文部科学省が教育委員会に示した目安>

I. 園内研修

園内において、研修指導員による指導及び助言による研修を実施する。
研修日数: 年間10日間

II. 園外研修

教育センター等において、講義、演習等による研修を実施するとともに、宿泊研修を行う。
研修日数: 年間10日間(うち宿泊研修4泊5日程度)

初任者研修の実施状況(令和3年度)

出典:文部科学省 初任者研修 令和3年度実施状況調査結果

※調査対象:129都道府県・指定都市・中核市教育委員会、大阪府豊能地区教職員人事協議会

○研修対象者数

幼稚園(幼稚園型認定こども園を含む):740人 幼保連携型認定こども園:969人
小学校:15,786人 中学校:9,300人 高等学校:3,876人 特別支援学校:2,808人 合計33,479人

○研修内容

教科指導、カリキュラム・マネジメント、主体的・対話的で深い学び、生徒指導、いじめ防止、不登校対応、特別支援教育、人権教育、男女共同参画、学級経営など地域の実情に応じて様々な内容を扱っている。

【初任者1人にかかる1週間当たりの校内研修の平均指導時間】

小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
8.6時間	8.6時間	10.2時間	10.3時間

【初任者1人にかかる校外研修の平均年間実施日数】

小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
15.0日	14.9日	15.9日	15.5日

【幼稚園(幼稚園型認定こども園を含む。)及び幼保連携型認定こども園に係る研修の平均年間実施日数】

	幼稚園	幼保連携型認定こども園
校内研修	9.7日	9.6日
校外研修	8.5日	7.7日

中堅教諭等資質向上研修の概要

1. 目的: 学校運営の円滑な実施において中核的役割を果たすための資質の向上を図る
2. 対象者: 公立の小学校等の教諭等
(指標や教員研修計画等の研修体系を踏まえ任命権者の責任で決定)
※指標とは、地域の実情に応じ、校長及び教員の職責、経験及び適正に応じて向上を図るべき校長及び教員としての資質に関する指標
※教員研修計画とは、指標を踏まえ、校長及び教員の研修について、毎年度、体系的かつ効果的に実施するための計画
3. 実施者: 研修実施者(都道府県・指定都市・中核市教育委員会等)
4. 根拠法: 教育公務員特例法第24条(平成29年から実施)
5. 幼稚園の教諭等に対する中堅教諭等資質向上研修の特例(教育公務員特例法附則第6条):
幼稚園等については、研修実施者(ただし、指定都市以外の市町村の設置する幼稚園については都道府県教育委員会、同市町村が設置する幼保連携型認定こども園については都道府県知事部局)が実施する。
6. 研修内容: 研修実施者が定める

<10年経験者研修について文部科学省が教育委員会に示した目安>

I. 長期休業期間等の研修

日数: 20日間程度

※幼稚園については、10日程度

場所: 教育センター等

講師: ベテラン教員、指導主事

内容: 教科指導、生徒指導等に関する研修

II. 課業期間の研修

日数: 20日間程度

※幼稚園については、10日程度

場所: 主として学校内

指導助言: 校長、教頭、教務主任等

内容: 授業研究、教材研究等

中堅教諭等資質向上研修の実施状況(令和3年度)

出典:文部科学省 中堅教諭等資質向上研修 令和3年度実施状況調査結果
 ※調査対象:129都道府県・指定都市・中核市教育委員会、大阪府豊能地区教職員人事協議会

○研修対象者数

幼稚園(幼稚園型認定こども園を含む):512人 幼保連携型認定こども園:300人 小学校:16,469人
 中学校:9,730人 高等学校:6,296人 特別支援学校:3,712人 合計37,019人

○研修内容

教科指導、カリキュラム・マネジメント、主体的・対話的で深い学び、生徒指導、いじめ防止、不登校対応、特別支援教育、人権教育、男女共同参画、学級経営など地域の実情に応じて様々な内容を扱っている。

【研修の実施時期の設定方法】

単年で設定した教職経験年数の者を対象として実施	複数年で設定した教職経験年数の者のうちから希望等に応じて実施
55.8%(72教委)	47.3%(61教委)

【研修の対象となる教職経験年数(単年及び複数年設定を合わせた数)】

	幼稚園	幼保連携型認定こども園	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
8年目	14教委(28.0%)	11自治体(28.9%)	29教委(22.7%)	28教委(21.9%)	13教委(19.4%)	13教委(20.3%)
9年目	16(32.0%)	11(28.9%)	38(29.7%)	36(28.1%)	17(25.4%)	16(25.0%)
10年目	22(44.0%)	18(47.4%)	65(50.8%)	65(50.8%)	30(44.8%)	29(45.3%)
11年目	30(60.0%)	23(60.5%)	74(57.8%)	74(57.8%)	40(59.7%)	38(59.4%)
12年目	12(24.0%)	12(31.6%)	30(23.4%)	30(23.4%)	19(28.4%)	15(23.4%)

【研修の年間実施日数(平均)】

幼稚園	幼保連携型認定こども園	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
13.2日	12.4日	20.3日	20.4日	20.1日	20.0日

こども基本法（令和4年6月法律第77号）

目的

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う**全てのこどもが**、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、**自立した個人としてひとしく健やかに成長**することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、**その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現**を目指して、こども政策を総合的に推進する。

基本理念

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けないようにすること
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③ 全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- ④ 全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
- ⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

責務等

- 国・地方公共団体の責務
- 事業者・国民の努力

白書・大綱

- 年次報告（法定白書）、**こども大綱の策定**
（※少子化社会対策/子ども・若者育成支援/子どもの貧困対策の既存3法律の白書・大綱と一体的に作成）

基本的施策

- **施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映**
- 支援の総合的・一体的提供の体制整備
- 関係者相互の有機的な連携の確保
- この法律・児童の権利に関する条約の周知
- こども大綱による施策の充実及び財政上の措置等

こども政策推進会議

- こども家庭庁に、**内閣総理大臣を会長とする、こども政策推進会議を設置**
 - ① **大綱の案を作成**
 - ② こども施策の重要事項の審議・こども施策の実施を推進
 - ③ 関係行政機関相互の調整 等
- 会議は、大綱の案の作成に当たり、こども・子育て当事者・民間団体等の意見反映のために必要な措置を講ずる

附則

施行期日：令和5年4月1日

検討：国は、施行後5年を目途として、基本理念にのっとり
こども施策の一層の推進のために必要な方策を検討

全ての子ども・若者が、日本国憲法、子ども基本法及び子どもの権利条約*の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。

全ての子どもや若者が、保護者や社会に支えられ、生活に必要な知恵を身に付けながら

- 心身ともに健やかに成長できる
- 個性や多様性が尊重され、尊厳が重んぜられ、ありのままの自分を受け容れて大切に感じる（自己肯定感を持つ）ことができ、自分らしく、一人一人が思う幸福な生活ができる
- 様々な遊びや学び、体験等を通じて、生き抜く力を得ることができる
- 夢や希望を叶えるために、希望と意欲に応じて、のびのびとチャレンジでき、未来を切り拓くことができる
- 固定観念や価値観を押し付けられず、自由で多様な選択ができ、自分の可能性を広げることができる
- 自らの意見を持つための様々な支援を受けることができ、その意見を表明し、社会に参画できる
- 不安や悩みを抱えたり、困ったりしても、周囲のおとなや社会にサポートされ、問題を解消したり、乗り越えたりすることができる
- 虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、暴力、経済的搾取、性犯罪・性暴力、災害・事故などから守られ、困難な状況に陥った場合には助けられ、差別されたり、孤立したり、貧困に陥ったりすることなく、安全に安心して暮らすことができる
- 働くこと、また、誰かと家族になること、親になることに、夢や希望を持つことができる

そして、20代、30代を中心とする若い世代が、

- 自分らしく社会生活を送ることができ、経済的基盤が確保され、将来に見通しを持つことができる。
- 希望するキャリアを諦めることなく、仕事と生活を調和させながら、希望と意欲に応じて社会で活躍することができる。
- それぞれの希望に応じ、家族を持ち、子どもを産み育てることや、不安なく、子どもとの生活を始めることができる。
- 社会全体から支えられ、自己肯定感を持ちながら幸せな状態で、子どもと向き合うことができ、子育てに伴う喜びを実感することができる。そうした環境の下で、子どもが幸せな状態で育つことができる。

- ① 子ども・若者が、尊厳を重んぜられ、自分らしく自らの希望に応じてその意欲と能力を活かすことができるようになる。子どもを産みたい、育てたいと考える個人の希望が叶う。子どもや若者、子育て当事者の幸福追求において非常に重要。
- ② その結果として、少子化・人口減少の流れを大きく変えるとともに、未来を担う人材を社会全体で育み、社会経済の持続可能性を高める。

子どもや若者、子育て当事者はもちろん、全ての人にとって、社会的価値が創造され、その幸福が高まることに

(*子ども家庭審議会における当該条約の呼称についての議論を踏まえ、当事者である子どもにとってのわかりやすさの観点から、児童の権利に関する条約を「子どもの権利条約」と記載。)

日本国憲法、子ども基本法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、以下の6本の柱を基本的な方針とする。

① 子ども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、子ども・若者の今とこれからの最善の利益を図る

- ・子ども・若者は、保護者や社会の支えを受けながら、自立した個人として自己を確立していく意見表明・参画と自己選択・自己決定・自己実現の主体であり、生まれながらに権利の主体。多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障し、子ども・若者の今とこれからのための最善の利益を図る。「子どもとともに」という姿勢で、子どもや若者の自己選択・自己決定・自己実現を社会全体で後押し。
- ・成育環境等によって差別的取扱いを受けることのないようにする。虐待、いじめ、暴力等から子どもを守り、救済する。

② 子どもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく

- ・子ども・若者が、自らのことについて意見を形成し、その意見を表明することや、社会に参画することが、社会への影響力を発揮することにつながり、おとなは、子ども・若者の最善の利益を実現する観点から子ども・若者の意見を年齢や発達の程度に応じて尊重する。
- ・意見表明・社会参画する上でも欠かせない意見形成への支援を進め、意見を表明しやすい環境づくりを行う。困難な状況に置かれた子ども・若者や様々な状況にあって声を聴かれにくい子どもや若者等について十分な配慮を行う。

③ 子どもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する

- ・子ども・若者の状況に応じて必要な支援が特定の年齢で途切れることなく行われ、自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでを社会全体で切れ目なく支える。
- ・「子育て」とは、子どもの誕生前から男女ともに始まっており、乳幼児期の後も、学童期、思春期、青年期を経て、おとなになるまで続くものとの認識の下、ライフステージを通じて、社会全体で子育て当事者を支えていく。

④ 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全ての子ども・若者が幸せな状態で成長できるようにする

- ・乳幼児期からの安定した愛着（アタッチメント）の形成を保障するとともに、愛着を土台として、全ての子ども・若者が、相互に人格と個性を尊重されながら、安全で安心して過ごすことができる多くの居場所を持ち、様々な学びや多様な体験活動・外遊びの機会を得ることを通じて、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態で成長し、尊厳が重んぜられ、自分らしく社会生活を営むことができるように取り組む。
- ・困難な状況にある子ども・若者や家庭を誰一人取り残さず、その特性や支援ニーズに応じてきめ細かい支援や合理的配慮を行う。

⑤ 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む

- ・若い世代が「人生のラッシュアワー」と言われる様々なライフイベントが重なる時期において、社会の中で自らを活かす場を持つことができ、現在の所得や将来の見通しを持てるようにする。
- ・多様な価値観・考え方を尊重することを大前提とし、どのような選択をしても不利を被らないようにすることが重要。その上で、若い世代の意見に真摯に耳を傾け、その視点に立って、若い世代が、自らの主体的な選択により、結婚し、子どもを産み、育てたいと望んだ場合に、それぞれの希望に応じて社会全体で支えていく。共働き世帯が増加し、また、結婚・出産後も仕事を続けたい人が多くなっている中、その両立を支援していくことが重要であるため、共働き・共育てを推進し、育児負担が女性に集中している実態を変え、男性の家事や子育てへの参画を促進する。

⑥ 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

子ども施策に関する重要事項

「子どもまんなか社会」を実現するための重要事項を、子ども・若者の視点に立って分かりやすく示すため、ライフステージ別に提示。

1 ライフステージを通じた重要事項

- 子ども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
(子ども基本法の周知、こどもの教育、養育の場におけるこどもの権利に関する理解促進 等)
- 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり (遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着、子どもまんなかまちづくり 等)
- 子どもや若者への切れ目のない保健・医療の提供 (成育医療等に関する研究や相談支援等、慢性疾病・難病を抱える子ども・若者への支援)
- こどもの貧困対策 (教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労支援、経済的支援)
- 障害児支援・医療的ケア児等への支援 (地域における支援体制の強化、インクルージョンの推進、特別支援教育 等)
- 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援 (児童虐待防止対策等の更なる強化、社会的養護を必要とする子ども・若者に対する支援、ヤングケアラーへの支援)
- 子ども・若者の自殺対策、犯罪などから子ども・若者を守る取組
(子ども・若者の自殺対策、インターネット利用環境整備、性犯罪・性暴力対策 等)

2 ライフステージ別の重要事項

- こどもの誕生前から幼児期まで
こどもの将来にわたるウェルビーイングの基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期。
・妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保 ・こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実
- 学童期・思春期
学童期は、こどもにとって、身体も心も大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期。
思春期は、性的な成熟が始まり、それに伴って心身が変化し、自らの内面の世界があることに気づき始め、他者との関わりや社会との関わりの中で、自分の存在の意味、価値、役割を考え、アイデンティティを形成していく時期。
・こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等 ・居場所づくり
・小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実 ・成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育
・いじめ防止 ・不登校の子どもへの支援 ・校則の見直し ・体罰や不適切な指導の防止 ・高校中退の予防、高校中退後の支援
- 青年期
大学等への進学や就職に伴い新たな環境に適応し、専門性や職業性を身に付け、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期。
・高等教育の修学支援、高等教育の充実 ・就労支援、雇用と経済的基盤の安定 ・結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援
・悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

3 子育て当事者への支援に関する重要事項

子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、子どもに向き合えるようにする。

- 子育てや教育に関する経済的負担の軽減 ○地域子育て支援、家庭教育支援
- 共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大 ○ひとり親家庭への支援

1 子ども・若者の社会参画・意見反映

子ども基本法において、子ども施策の基本理念として、子ども・若者の年齢及び発達程度に応じた意見表明機会と社会参画機会の確保、その意見の尊重と最善の利益の優先考慮が定められている。また、子ども施策を策定、実施、評価するに当たって、子ども・若者の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることが国や地方公共団体に義務付けられている。子どもの権利条約は、児童（18歳未満の全ての者）の意見を表明する権利を定めており、その実践を通じた権利保障を推進することが求められる。

子どもや若者の意見を聴いて施策に反映することや子どもや若者の社会参画を進めることには、大きく、2つの意義がある。

①子どもや若者の状況やニーズをよりの確に踏まえることができ、施策がより実効性のあるものになる。

②子どもや若者にとって、自らの意見が十分に聴かれ、自らによって社会に何らかの影響を与える、変化をもたらす経験は、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながる。ひいては、民主主義の担い手の育成に資する。

子どもや若者とともに社会をつくるという認識の下、安心して意見を述べることができる場や機会をつくるとともに、意見を持つための様々な支援を行い、社会づくりに参画できる機会を保障することが重要。その際、子どもや若者の社会参画・意見反映は形だけに終わる懸念があることを認識して、様々な工夫を積み重ねながら、実効性のあるものとしていくことが必要。

○国の政策決定過程への子ども・若者の参画促進（『子ども若者★いけんぷらす』の推進、若者が主体となって活動する団体からの意見聴取、各府省庁の各種審議会・懇談会等の委員への子ども・若者の登用、行政職員向けガイドラインの作成・周知）

○地方公共団体等における取組促進（上記ガイドラインの周知やファシリテーターの派遣等の支援、好事例の横展開等の情報提供 等）

○社会参画や意見表明の機会の充実 ○多様な声を施策に反映させる工夫 ○社会参画・意見反映を支える人材の育成

○若者が主体となって活動する団体等の活動を促進する環境整備 ○子ども・若者の社会参画や意見反映に関する調査研究

2 子ども施策の共通の基盤となる取組

○「子どもまんなか」の実現に向けたEBPM（仕組み・体制の整備、データの整備・エビデンスの構築）

○子ども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援

○地域における包括的な支援体制の構築・強化（要保護児童対策地域協議会と子ども・若者支援地域協議会の活用、子ども家庭センターの全国展開 等）

○子育てに係る手続き・事務負担の軽減、必要な支援を必要な人に届けるための情報発信

○子ども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革

3 施策の推進体制等

○国における推進体制（総理を長とする子ども政策推進会議、子どもまんなか実行計画の策定、担当大臣や子ども家庭審議会の権限行使 等）

○数値目標と指標の設定 ○自治体子ども計画の策定促進、地方公共団体との連携 ○国際的な連携・協力

○安定的な財源の確保 ○子ども基本法附則第2条に基づく検討

別紙1に、子ども大綱が目指す「子どもまんなか社会」の実現に向けた子ども・若者や子育て当事者の視点に立った数値目標、別紙2に、子ども・若者、子育て当事者の置かれた状況等を把握するための指標を設定する。

※具体的に取り組む施策の進捗状況を検証するための指標については「子どもまんなか実行計画」において設定。

目指す社会…子どもまんなか社会

目標（別紙1）

（目標値）

「子どもまんなか社会の実現に向かっている」と思う人の割合	70%
「生活に満足している」と思うこどもの割合	70%
「今の自分が好きだ」と思う子ども・若者の割合（自己肯定感の高さ）	70%
社会的スキルを身につけているこどもの割合	80%
「自分には自分らしさというものがある」と思う子ども・若者の割合	90%
「どこかに助けてくれる人がいる」と思う子ども・若者の割合	現状 [*] 維持 ※97.1%
「社会生活や日常生活を円滑に送ることができている」と思う子ども・若者の割合	70%
「子ども政策に関して自身の意見が聴いてもらえている」と思う子ども・若者の割合	70%
「自分の将来について明るい希望がある」と思う子ども・若者の割合	80%
「自国の将来は明るい」と思う子ども・若者の割合	55%
「結婚、妊娠、子ども・子育てに温かい社会の実現に向かっている」と思う人の割合	70%
「こどもの世話や看病について頼れる人がいる」と思う子育て当事者の割合	90%

指標（別紙2）

- ・「子どもは権利の主体である」と思う人の割合
- ・こどもの貧困率
- ・里親等委託率
- ・児童相談所における児童虐待相談対応件数
- ・小・中・高生の自殺者数
- ・妊産婦死亡率
- ・安心できる場所の数が1つ以上ある子ども・若者の割合
- ・いじめの重大事態の発生件数
- ・不登校児童・生徒数
- ・高校中退率
- ・大学進学率
- ・若年層の平均賃金
- ・50歳時点の未婚率
- ・「いずれ結婚するつもり」と考えている未婚者の割合
- ・合計特殊出生率
- ・出生数
- ・夫婦の平均理想/予定子ども数
- ・理想の子ども数を持たない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」を挙げる夫婦の割合
- ・男性の育児休業取得率
- ・6歳未満の子どもをもつ男性の家事関連時間
- ・ひとり親世帯の貧困率

等

幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン (はじめの100か月の育ちビジョン) 概要

令和5年12月22日 閣議決定

はじめの100か月の育ちビジョンを策定し全ての人と共有する意義

幼児期までこそ、生涯にわたるウェルビーイング（身体的・精神的・社会的に
幸せな状態）の向上にとって最重要

✓誰一人取り残さないひとしい育ちの保障に向けては課題あり

※児童虐待による死亡事例の約半数が0～2歳/就園していないこどもは、家庭環境により、他のこどもや大人、社会や自然等に触れる機会が左右される

✓誕生・就園・就学の前後や、家庭・園・関係機関・地域等の環境間に切れ目が多い

⇒社会全体の認識共有×関連施策の強力な推進のための羅針盤が必要

目的 全てのこどもの誕生前から幼児期までの
「はじめの100か月」から生涯にわたるウェルビーイングの向上

こども基本法の理念にのっとり整理した5つのビジョン

1 こどもの権利と尊厳を守る

⇒こども基本法にのっとり育ちの質を保障

- ✓乳幼児は生まれながらにして権利の主体
- ✓生命や生活を保障すること
- ✓乳幼児の思いや願いの尊重

2 「安心と挑戦の循環」を通してこどものウェルビーイングを高める

⇒乳幼児の育ちには「アタッチメント（愛着）」の形成と豊かな「遊びと体験」が不可欠



「アタッチメント（愛着）」＜安心＞
不安な時などに身近なおとなが寄り添うことや、
安心感をもたらす経験の繰り返しにより、安心の
土台を獲得

豊かな「遊びと体験」＜挑戦＞

多様なこどもやおとな、モノ・自然・絵本・場所など身近
なものとの出会い・関わりにより、興味・関心に合わせた
「遊びと体験」を保障することで、挑戦を応援

3 「こどもの誕生前」から 切れ目なく育ちを支える

⇒育ちに必要環境を切れ目なく構築し、
次代を支える循環を創出

- ✓誕生の準備期から支える
- ✓幼児期と学童期以降の接続
- ✓学童期から乳幼児と関わる機会

4 保護者・養育者のウェルビーイング と成長の支援・応援をする

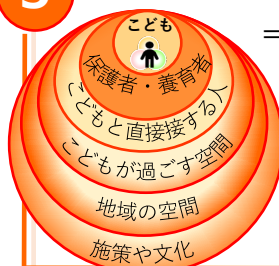
⇒こどもに最も近い存在をきめ細かに支援

- ✓支援・応援を受けることを当たり前
- ✓全ての保護者・養育者とつながること
- ✓性別にかかわらず保護者・養育者が
共育ち

5 こどもの育ちを支える環境や社会の厚みを増す

⇒社会の情勢変化を踏まえ、こどもの
育ちを支える工夫が必要

- ✓「こどもまんなかチャート」の視点
(様々な立場の人がこどもの育ちを応援)
- ✓こどもも含め環境や社会をつくる
- ✓地域における専門職連携やコーディネーター
の役割も重要



【「はじめの100か月」とは】

本ビジョンを全ての人と共有するためのキーワードとして、母親の
妊娠期から幼保小接続の重要な時期（いわゆる5歳児～小1）まで
がおおむね94～106か月であり、これらの重要な時期に着目

はじめの100か月の育ちビジョンに基づく施策の推進

- ✓ こども大綱の下に策定する「こどもまんなか実行計画」の施策へ反映
- ✓ 全ての人の具体的行動を促進するための取組を含め、こども家庭庁が
司令塔となり、具体策を一体的・総合的に推進

**10. 今後の教育課程、学習指導、
学習評価等の在り方に関する
有識者検討会**

学習指導要領総則

第4回検討会で各委員から議論する必要があると示された課題

何ができるようになるか

【前文】

- ・教育の目的・目標
- ・豊かな人生と持続可能な社会の創り手の育成
- ・社会に開かれた教育課程
- ・学校段階等間の接続と小学校学習指導要領 など

何を学ぶか

【総則】

第1 小学校教育の基本と教育課程の役割

- ・生きる力の育成に向けた資質・能力の3つの柱
- ・カリキュラム・マネジメントの充実 など

第2 教育課程の編成

- ・学校の教育目標
- ・学習の基盤となる資質・能力
(言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力)
- ・現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力 など

どのように学ぶか

第3 教育課程の実施と学習評価

- ・単元等のまとまりごとの主体的・対話的で深い学び、見方・考え方
- ・学習評価（指導と評価の一体化、妥当性・信頼性の確保）
- ・言語活動（言語能力の育成）
- ・コンピュータ等の情報手段活用（情報活用能力の育成）

何が身に付いたか

第4 児童の発達の支援

- ・ガイダンスとカウンセリングによる発達の支援
- ・生徒指導、個に応じた指導、キャリア教育
- ・障害のある児童生徒、日本語指導、不登校児童生徒への配慮

子供の発達をどのように支援するか

第5 学校運営上の留意事項

- ・校務分掌に基づく役割分担と連携
- ・カリキュラム・マネジメントと学校評価や各種全体計画との関連付け

実施するために何が必要か

○ 豊かな人生と持続可能な社会の創り手の育成は引き続き重要。変化する今後の社会像をどう捉え、その中で学校の姿をどう構想するか。

○ 学習者である子供たちの全人的な発達を支え、資質・能力の育成を保障する観点から、学校における教育課程をどのように構想するか。

- ① 幼児教育から高等学校卒業段階までの発達（認知的発達、身体的発達、社会情緒的発達、キャリア発達）をどのように支えるか。
- ② 教育課程全体の学び、各教科等の学びを通して、子供たちにどのような資質・能力の育成を目指すか。
- ③ 子供たちが学ぶ内容を、どのような原理・方法で選択・組織するか。
- ④ 子供たち一人一人の特性等を考慮した教育課程の個性性と、それらを包摂する学校の教育課程との調整をどのように図るか。

○ 各教科等の目標、内容、方法、評価の在り方をどのように考えればよいか。

- ① 各教科等の目標（見方・考え方、資質・能力の3つの柱）について改善すべき点はあるか。
- ② 各教科等の内容を、どのような原理・方法で選択・組織するか。
- ③ ①、②を効果的に育成するための方法（教材、指導方法、学習評価）には何があるか。

○ これまでの学習指導要領（①学習指導要領改訂の経緯、②総則と教科等との関係、③改訂のコンセプトや用語の周知）を振り返ると、どこに課題があったのか。

○ 現行学習指導要領の実現に向けて、学習指導要領の改善とそれを取り巻く諸条件の改善について、どのような方向が考えられるか。

○ 学習指導要領の実現に向けた政策形成・展開の在り方をどのように考えればよいか。

- ① 学習指導要領の用語の定義や伝え方にどのような工夫が考えられるか。
- ② 教育委員会、学校にはどのようなことが求められるか。
- ③ 教育課程の編成・実施に際しての条件整備をどのように考えるか。

○ 我が国が直面するカリキュラムのリデザインとエコシステムの確立に向けて諸外国はどのような戦略をとっているのだろうか。国内に参考となる知見はあるか。
○ 現行学習指導要領の改訂を提言した中教審答申以降の国の教育課程行政を取り巻く提言にはどのようなものがあり、それらは相互にどのように関わっているのか。